

管 理 課

区民センター関連事務	各総合支所管理課 (芝地区総合支所を除く)										
概 要 芝を除く、麻布・赤坂・高輪・芝浦港南の各総合支所管理課で、区民センターの利用及び管理等に関する事務を行っています。 区民センターは、指定管理者制度を導入して運営しています。 (各区民センターの指定管理者については、総合支所関係施設一覧参照) 内 容 麻布・赤坂・高輪・芝浦港南の各総合支所管理課が行っている事務 ・区民センターの団体登録の承認 ・区民センターの使用料の調定 ・区民センターとの連絡調整 ・協定書に基づく指定管理者への運営管理委託料の支出 根 拠 法 令 等 港区立区民センター条例 港区立区民センター条例施行規則 港区立区民センター運営要綱 港区立区民センター登録要綱 各 区 民 セ ン タ ー 開 設 年 月 日 <table> <tr> <td>麻布区民センター</td><td>昭和62年1月16日</td></tr> <tr> <td>芝浦港南区民センター</td><td>昭和63年8月1日</td></tr> <tr> <td>高輪区民センター</td><td>平成7年4月1日</td></tr> <tr> <td>赤坂区民センター</td><td>平成8年4月1日</td></tr> <tr> <td>台場区民センター</td><td>平成8年5月1日</td></tr> </table>		麻布区民センター	昭和62年1月16日	芝浦港南区民センター	昭和63年8月1日	高輪区民センター	平成7年4月1日	赤坂区民センター	平成8年4月1日	台場区民センター	平成8年5月1日
麻布区民センター	昭和62年1月16日										
芝浦港南区民センター	昭和63年8月1日										
高輪区民センター	平成7年4月1日										
赤坂区民センター	平成8年4月1日										
台場区民センター	平成8年5月1日										

利用状況（麻布区民センター）

年 度		29	30	元	2	3	
有 効 登 録 団 体 数		124	124	135	131	122	
使 用 料 収 入		金 額(円)	4, 829, 375	4, 648, 725	4, 713, 600	2, 863, 675	1, 657, 800
利 用 実 績		件 数(件)	4, 970	4, 831	4, 731	3, 129	3, 863
		延人数(人)	67, 817	68, 951	57, 362	22, 639	31, 880
利用実績の内訳	区 民 ホ ー ル	件 数(件)	836	888	874	603	763
		延人数(人)	34, 274	35, 091	26, 760	9, 643	16, 102
	集 会 室	件 数(件)	880	845	850	543	709
		延人数(人)	6, 480	6, 284	5, 404	2, 229	2, 865
	講 習 室	件 数(件)	842	863	879	597	694
		延人数(人)	11, 288	12, 196	12, 420	4, 346	5, 329
	会 議 室	件 数(件)	812	792	767	470	603
		延人数(人)	6, 088	6, 302	5, 419	2, 398	3, 330
	第 一 和 室	件 数(件)	847	756	715	499	599
		延人数(人)	4, 815	4, 329	3, 613	2, 133	2, 260
	第 二 和 室	件 数(件)	753	687	646	417	495
		延人数(人)	4, 872	4, 749	3, 746	1, 890	1, 994

（各年度末日現在）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月28日から令和2年5月31日まで施設利用を休止しました。

利用状況（赤坂区民センター）

年 度		29	30	元	2	3	
有 効 登 録 団 体 数		170	160	152	144	94	
使 用 料 収 入		金 額(円)	8,447,350	8,113,950	7,598,200	3,791,150	2,662,650
利 用 実 績		件 数(件)	8,076	7,828	7,769	5,310	5,311
		延人数(人)	138,031	149,258	122,334	40,821	49,324
利 用 実 績 の 内 訳	区 民 ホ ー ル	件 数(件)	851	756	757	589	510
		延人数(人)	68,203	76,314	56,125	15,726	18,853
	リ ハ ー サ ル 室	件 数(件)	914	904	905	671	611
		延人数(人)	2,762	2,831	2,321	777	935
	多 目 的 室	件 数(件)	935	932	913	657	599
		延人数(人)	15,291	14,803	12,589	5,452	5,482
	第 一 会 議 室	件 数(件)	801	803	800	596	485
		延人数(人)	16,121	16,480	15,882	6,521	6,785
	第 二 会 議 室	件 数(件)	862	843	868	519	469
		延人数(人)	7,394	7,659	7,492	2,476	2,699
	研 修 室	件 数(件)	804	769	780	507	593
		延人数(人)	9,761	10,394	10,591	3,423	4,788
	美 術 室	件 数(件)	644	677	640	396	467
		延人数(人)	3,171	4,099	3,086	1,067	1,558
	調 理 室	件 数(件)	522	506	503	242	278
		延人数(人)	3,024	3,873	2,940	569	1,229
	第 一 和 室	件 数(件)	861	804	798	570	678
		延人数(人)	7,683	7,875	7,155	3,041	4,506
	第 二 和 室	件 数(件)	882	834	805	563	621
		延人数(人)	4,621	4,930	4,153	1,769	2,489

（各年度末日現在）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月28日から令和2年5月31日まで施設利用を休止しました。

利用状況（高輪区民センター）

年 度		29	30	元	2	3	
有 効 登 録 団 体 数		255	279	237	199	209	
使 用 料 収 入		金 額 (円)	7,062,100	7,042,275	6,483,950	3,987,950	1,163,600
利 用 実 績		件 数 (件)	7,282	7,237	6,871	4,509	4,390
		延人数 (人)	125,771	119,656	114,494	39,873	160,877
利 用 実 績 の 内 訳	区 民 ホ ー ル	件 数 (件)	845	714	786	336	571
		延人数 (人)	46,191	35,980	41,539	3,682	37,850
	集 会 室	件 数 (件)	977	985	930	669	639
		延人数 (人)	20,057	23,714	24,670	16,408	45,746
	音 楽 ス タ ジ オ	件 数 (件)	977	991	946	722	609
		延人数 (人)	11,865	11,610	10,281	4,029	5,684
	第 一 創 作 室	件 数 (件)	603	695	639	404	365
		延人数 (人)	5,535	6,599	5,066	2,137	20,485
	第 二 創 作 室	件 数 (件)	704	743	719	489	392
		延人数 (人)	6,789	7,471	5,987	3,077	20,879
	展 示 ギ ャ ラ リ ー	件 数 (件)	560	533	439	160	205
		延人数 (人)	13,018	12,089	7,797	1,549	21,506
	講 習 室	件 数 (件)	829	826	787	601	584
		延人数 (人)	9,931	10,020	9,029	4,105	4,038
	会 議 室	件 数 (件)	872	861	787	493	498
		延人数 (人)	6,085	5,658	4,838	2,180	2,170
	和 室	件 数 (件)	915	889	838	635	527
		延人数 (人)	6,300	6,515	5,287	2,706	2,519

(各年度末日現在)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月28日から令和2年5月31日まで施設利用を休止しました。

利用状況（芝浦港南区民センター）

年 度		29	30	元	2	3
有 効 登 録 団 体 数		115	120	115	118	130
使 用 料 収 入	金 額(円)	4,560,900	5,193,375	3,709,425	3,270,800	1,738,100
利 用 実 績	件 数(件)	4,373	4,752	4,311	3,163	3,716
	延人数(人)	63,767	63,778	46,188	26,842	35,292
利 用 実 績 の 内 訳	区 民 ホ ー ル	件 数(件)	687	808	572	708
		延人数(人)	30,462	25,998	15,971	17,157
	第 一 集 会 室	件 数(件)	602	677	637	487
		延人数(人)	7,108	7,999	6,359	3,434
	第 二 集 会 室	件 数(件)	586	664	613	495
		延人数(人)	5,935	7,428	5,484	2,733
	講 習 室	件 数(件)	805	861	789	651
		延人数(人)	8,020	8,221	7,519	4,892
	第 一 和 室	件 数(件)	806	823	795	524
		延人数(人)	6,372	7,254	5,006	3,111
	第 二 和 室	件 数(件)	887	919	905	734
		延人数(人)	5,870	6,878	5,849	3,965

（各年度末日現在）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月28日から令和2年5月31日まで施設利用を休止しました。

利用状況（台場区民センター）

年 度		29	30	元	2	3
有 効 登 録 団 体 数		30	30	28	30	31
使 用 料 収 入	金 額(円)	4,449,050	4,651,750	3,199,975	2,769,550	1,403,750
利 用 実 績	件 数(件)	2,970	2,916	2,640	1,983	2,508
	延人数(人)	66,193	61,214	51,255	29,681	42,047
利 用 実 績 の 内 訳	区 民 ホ ー ル	件 数(件)	751	794	529	744
		延人数(人)	26,347	23,699	15,218	14,387
	第 一 集 会 室	件 数(件)	555	594	607	492
		延人数(人)	4,105	4,548	4,681	2,087
	第 二 集 会 室	件 数(件)	567	577	572	499
		延人数(人)	4,119	4,371	4,356	2,085
	会 議 室	件 数(件)	488	419	448	358
		延人数(人)	3,768	3,230	3,557	2,066
	和 室	件 数(件)	609	532	484	415
		延人数(人)	6,280	5,346	4,492	2,527
	展 示 ロ ビ ー	※件数(件)	16	6	5	2
内 訳	図 書 室	※貸出数(件)	57,113	52,544	49,499	35,275
		延人数(人)	21,574	20,020	18,951	18,895

（各年度末日現在）

※展示ロビー件数は利用実績件数に含んでいません。

※図書貸出数は利用実績件数に含んでいません。（本・雑誌・CDの貸出数です。）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月28日から令和2年5月31日まで施設利用を休止しました。

区民の声の受付

各総合支所管理課
企画経営部政策広聴担当

目 的

個別に区民の意見、要望等に対応することによって、開かれた区政の実現と区民参画による区政運営を推進し、区民と行政が協働により創造的な地域社会を構築する環境の整備を図ることを目的とします。

内 容

区政に関するご意見・ご提案等の受付

根 拠 法 令 等

港区区民の声への対応に関する要綱

港区区民の声への対応に関する事務取扱要領

事 業 開 始 時 期

昭和46年

実 績 表

令和3年度 受付窓口別申立種別件数

(単位：件)

申立種別 受付窓口	来訪	電話	陳情	広聴はがき	区長への手紙	広聴ファックス	広聴メール	その他	合計
芝地区	14	53	0	10	4	0	189	10	280
麻布地区	5	27	0	11	3	1	189	3	239
赤坂地区	3	17	0	16	2	0	55	6	99
高輪地区	5	24	0	4	0	1	100	1	135
芝浦港南地区	5	35	0	3	3	0	153	3	202
企画経営部区長室	59	550	36	85	120	33	1,261	108	2,252
合 計	91	706	36	129	132	35	1,947	131	3,207

(年度末日現在)

区長と区政を語る会

各総合支所管理課

目 的

区政に関する区民の需要を的確に把握するため、区民各層から意見・提案を聴取し、区政への反映を図り、区民参加による区政運営の推進に資することを目的とします。

内 容

各総合支所において、それぞれテーマを設け、区民と区長の懇談会を実施します。

根 拠 法 令 等

港区集団広聴実施要綱

事 業 開 始 時 期

昭和 45 年（平成 18 年度から各総合支所で実施）

令和 3 年度実施状況

総合支所	開催日	テーマ	参加者数
芝地区	11月13日(土)	官民連携で取り組む芝地区ならではの新しいまちづくり ～新虎通り周辺エリアの未来ビジョンを考える～	8人
麻布地区	10月29日(金)	子どもたちが未来に向かって挑戦できるまちづくりについて	9人
赤坂地区	10月27日(水)	ニューノーマル時代の地域コミュニティを考える ～これからの私たちのまち赤坂・青山～	10人
高輪地区	11月20日(土)	かわりゆく高輪のまちと地域活動について	5人
芝浦港南地区	11月11日(木)	住んでみてわかった芝浦港南地区の魅力 ～もっと魅力的な街にするために～	8人

情報公開制度

各総合支所管理課
総務部情報政策課

概 要

港区情報公開条例に基づき区民等からの請求を受け、区が保有している情報について公開する義務を負う制度です。

この制度は、区民の知る権利の保障及び実施機関が区の事務事業について説明する責任を果たし、公正で開かれた区政の推進、区民の区政への参加の促進等を目的とします。

内 容

実施機関が職務上作成又は取得した情報の公開

根 拠 法 令 等

港区情報公開条例

港区情報公開条例施行規則

事 業 開 始 時 期

平成元年度

事 業 の 状 況

令和３年度情報公開実施状況

(1) 受付部課別・実施機関別請求件数

(単位：件)

受付部課 \ 実施機関	区長	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	議会
芝地区総合支所管理課	62	13	1	0	3
麻布地区総合支所管理課	1	0	0	0	0
赤坂地区総合支所管理課	4	0	0	0	0
高輪地区総合支所管理課	4	1	0	0	0
芝浦港南地区総合支所管理課	5	0	0	0	0
総務部情報政策課	143	12	2	0	0
合計	219	26	3	0	3

(年度末日現在)

※複数の実施機関が対象の請求については、各々１件としています。

(2) 受付部課別・決定内容別件数

(単位：件)

受付部課 \ 決定内容	公開	一部公開	非公開	不存在	存否応答拒否
芝地区総合支所管理課	41	31	1	20	0
麻布地区総合支所管理課	0	1	0	1	0
赤坂地区総合支所管理課	2	2	0	1	0
高輪地区総合支所管理課	2	5	0	3	0
芝浦港南地区総合支所管理課	0	4	0	2	0
総務部情報政策課	62	86	6	22	3
合計	107	129	7	49	3

(年度末日現在)

※決定内容については、重複している場合があります。

区民協働スペース

各総合支所管理課
産業・地域振興支援部地域振興課

概 要

地域の課題解決に向けた区民と区との協働の場及び区民相互の活動の場として、会議室を基本とした区民協働スペースを設置し、各総合支所において管理運営します。

内 容

(1) 利用対象

区民と区が協働して行う地域課題解決のための活動又は公共的若しくは公益的な活動を行う団体

(2) 利用料

無 料

根 拠 法 令 等

港区区民協働スペースの設置及び管理運営に関する要綱

区 民 協 働 ス ペ ー ス 一 覧 (令和4年4月1日現在)

名 称	所 在 地
芝	港区芝五丁目13番15号 芝三田森ビル2階
新橋	港区新橋六丁目4番2号 きらきらプラザ新橋1階・4階
芝公園	港区芝公園二丁目7番3号 芝公園保育園3階
愛宕	港区虎ノ門三丁目19番15号 ザ・パークハウス愛宕虎ノ門1階
東麻布	港区東麻布二丁目1番1号 東麻布二丁目複合施設3階
麻布	港区六本木五丁目16番46号 麻布保育園3階
六本木	港区六本木六丁目5番19号 シティハイツ六本木公共施設棟1階
赤坂	港区赤坂四丁目18番13号 赤坂地区総合支所2階
高輪	港区高輪一丁目5番38号 HUG 高輪2階
高輪台	港区高輪三丁目10番16号 優っくり村高輪台1階
白金台	港区白金台四丁目6番2号 ゆかしの杜6階
芝浦	港区芝浦一丁目16番1号 みなとパーク芝浦1階
品川駅港南口	港区港南二丁目3番13号 品川フロントビルキッズ館1階
港南	港区港南四丁目3番7号 さんぽーと港南1階・2階

目 的

港区指定有形文化財に指定された旧協働会館を公開するとともに、歴史的建造物としての趣を生かし、伝統文化を通じた区民の相互交流を促進することにより、地域の活性化に寄与します。

内 容

都内に現存する見番^(※)として建設された最古級の木造建造物であり、区指定有形文化財である旧協働会館を利活用し、伝統文化の継承や地域活動、交流の拠点とする伝統文化交流館を新たに開設しました。

旧協働会館の歴史的価値を象徴する場であり、百畳敷とも呼ばれる交流の間や、写真等を用いて建物や地域の歴史を紹介する展示室などを設置しています。

入館料は無料です。

〔貸切利用〕

交流の間を貸室として有料で利用することができます。対象は、区内在住・在勤・在学の団体又は個人です。

※見番

三業組合事務所のことで、「置屋」「料亭」「待合」からなる「三業」を取りまとめ、芸者の取次ぎや遊興費の清算をする施設のこと。

開設年月日

令和2年4月1日

根拠法令等

港区立伝統文化交流館条例

港区立伝統文化交流館条例施行規則

港区立伝統文化交流館運営要綱

港区立伝統文化交流館登録要綱

実績表

年度		2	3
来館者数	延人数（人）	5,852	7,810
貸切利用	件 数（件）	106	210
	延人数（人）	1,669	3,185

※来館者数は、各種事業参加者数、喫茶利用者数を含み、貸切利用者数は含みません。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月1日から令和2年5月25日まで休館しました。

目 的

高齢者のいきがいつくりと社会参加を支援・促進し、地域・世代交流の機会を創出します。

内 容

技能や技術、経験を有する高齢者等を高齢者人材バンク「夢づくり」に登録し、活動の実施を希望するいきいきプラザや保育園、幼稚園、児童館、小中学校等の子どもたち、並びに地域住民に対し原則として無償で派遣します。

登録できる人

- ・区内在住の 60 歳以上の個人又は団体
- ・いろいろな技術を持ち、いきいきプラザで指導・発表を行っている個人又は団体

依頼できる人

- ・いきいきプラザ、保育園、児童館、学校その他施設の利用者及び団体

根 拠 法 令 等

港区高齢者人材バンク事業運営要綱

事 業 開 始 月 日

平成 17 年 3 月 1 日

実 績 表

年度	29	30	元	2	3
登録者数 (人)	8	8	8	8	8
派遣件数 (件)	0	0	0	0	0

(各年度末日現在)

目 的

60 歳以上の人の趣味やレクリエーション・学習活動の場、介護予防や健康づくりの場、区民の交流や地域活動の場として、いきいきプラザ 16 館、児童高齢者交流プラザ 1 館を設置しています。

内 容

高齢者の憩い、交流の場として、敬老室などを開放しています。

いきいきプラザには浴室を設置し、決められた日時に自由に利用できるようにしています。

また、各種教室・事業、介護予防事業、さわやか体育祭、ほのぼの作品展、港区いきいきプラザスポーツウエルネス吹矢教室交流大会、外出事業、世代間交流事業などのほか、はり・マッサージサービス、会食サービスなど高齢者を対象とした事業を実施しています。

このほか、区民の交流や自主的活動などの場として、集会室等の貸出しも行っています。

根 拠 法 令 等

老人福祉法

老人福祉センター設置運営要綱

老人憩の家設置運営要綱

港区立いきいきプラザ条例・同施行規則

港区立いきいきプラザ運営要綱

港区立いきいきプラザ登録要綱

港区立いきいきプラザ事業実施要綱

港区立児童高齢者交流プラザ条例・同施行規則

港区立いきいきプラザ等地域訪問事業運営要綱

港区高齢者人材バンク事業運営要綱

関 係 発 行 物

港区立いきいきプラザ等施設案内

実 績 表

(1) いきいきプラザ利用実績

(単位：人)

年度 いきいきプラザ		29	30	元	2	3
芝	三田	83,927	84,845	84,793	30,539	43,613
	神明	161,060	157,659	148,409	51,147	78,590
	虎ノ門 (とらトピア)	101,801	101,549	96,176	31,624	44,444
	小計	346,788	344,053	329,378	113,310	166,647
麻布	南麻布	50,578	52,655	44,931	18,061	23,770
	ありす	130,552	132,069	135,820	55,213	77,870
	麻布	17,581	17,689	16,224	7,611	9,497
	西麻布	61,763	61,628	60,501	36,488	41,633
	飯倉	31,925	30,461	29,512	16,816	23,050
	小計	292,399	294,502	286,988	134,189	175,820
赤坂	赤坂	23,273	22,369	21,358	10,691	14,003
	青山	73,101	70,566	68,378	39,815	51,741
	青南	23,627	23,805	22,340	14,843	17,772
	小計	120,001	116,740	112,076	65,349	83,516
高輪	豊岡	29,923	29,967	30,208	15,876	17,079
	高輪	47,367	51,294	47,339	23,146	30,043
	白金	47,062	42,146	40,096	23,922	32,045
	白金台	86,153	85,262	84,745	37,327	52,338
	小計	210,505	208,669	202,388	100,271	131,505
芝浦港南	港南 (ゆとりーむ)	106,024	111,534	105,632	55,188	76,826
合計		1,075,717	1,075,498	1,036,462	468,307	634,314

※敬老室等利用者数、集会室等貸室利用者数、各種教室・事業参加者数、喫茶その他諸室利用者数の合計

※神明（トレーニングルーム・トレーニングスペース）、虎ノ門（トレーニングルーム）、青山（体育館）、港南（アクアルーム・トレーニングルーム・浴室）は個人利用を含む。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月1日から令和2年5月31日まで施設利用を休止しました。また、令和3年1月9日から令和3年10月24日まで施設の開館時間を短縮しました。

(2) 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぷら）利用実績

(単位：人)

年度	29	30	元	2	3
高齢者利用者数	14,076	14,421	13,595	6,433	8,337

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月1日から令和2年5月31日まで高齢者の施設利用を休止しました。

児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者
交流プラザ等

各総合支所管理課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

児童館等の児童施設は、健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにすることで、児童の健全育成を図ります。

内 容

児童館等の児童施設には、遊戯室、図書室、工作室、集会室等の設備があり、主として18歳未満の児童を対象に、自由に来館して過ごせます（施設によって設備が異なります。）。子どもたちの仲間づくりをめざして、専任の指導員により、様々な行事や各種のグループ活動を行います。また、施設内に放課後児童健全育成事業（学童クラブ）が併設されています（子どもふれあいルームを除く。）。

利用時間等は次のとおりです。

施設種別	施設数	開館時間	休館日	学童 クラブ
児童館・飯倉学童クラブ	5	月～金曜：午前10時～午後6時 土曜：午前9時～午後5時	日曜、祝日 12月29日～1月3日	有
子ども中高生プラザ	6	月～日曜：午前9時30分～午後8時 ※小学生の利用時間は午後6時まで	祝日 12月29日～1月3日	有
児童高齢者交流プラザ	1	月～日曜：午前9時30分～午後8時 祝日、12月29日・30日： 午前9時30分～午後6時15分 ※小学生の利用時間は午後6時まで	12月31日～1月3日	有
子どもふれあいルーム	1	月～日曜・祝：午前9時～午後6時	12月29日～1月3日	無

根拠法令等

児童福祉法
港区立児童館条例
港区立子ども中高生プラザ条例
港区立児童高齢者交流プラザ条例
港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱
港区子どもふれあいルーム事業実施要綱

開始時期

児童館：昭和41年4月1日
飯倉学童クラブ：平成19年4月1日
子ども中高生プラザ：平成15年4月1日
児童高齢者交流プラザ：平成19年4月1日
子どもふれあいルーム：平成26年11月1日

実 績 表

令和3年度 児 童 館 等 利 用 状 況 (単位：人)

地区 ・施設名		区 分		幼 児		小学生		中学生		高校生		大 人		合 計	
		年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均
芝	神明子ども 中高生 プラザ	5,019	418	12,331	1,028	1,598	133	1,220	102	5,852	488	26,020	2,168		
麻布	飯倉学童 クラブ	2,792	233	15,367	1,281	206	17	0	0	2,689	224	21,054	1,755		
	麻布子ども 中高生 プラザ	19,265	1,605	29,500	2,458	10,474	873	5,819	485	19,903	1,659	84,961	7,080		
	子ども ふれあい ルーム	2,464	205	1,076	90					2,458	205	5,998	500		
赤坂	赤坂子ども 中高生 プラザ	4,554	380	22,982	1,915	1,572	131	1,236	103	9,231	769	39,575	3,298		
	赤坂子ども 中高生 プラザ 青山館	4,547	379	20,735	1,728	1,015	85	839	70	6,050	504	33,186	2,766		
高輪	豊 岡 児童館	1,332	111	18,583	1,549	494	41	65	5	1,200	100	21,674	1,806		
	高 輪 児童館	1,427	119	12,738	1,062	30	3	10	1	1,873	156	16,078	1,340		
	白金台 児童館	4,013	334	16,053	1,338	462	39	41	3	4,192	349	24,761	2,063		
	高輪子ども 中高生 プラザ	21,029	1,752	35,013	2,918	6,540	545	4,438	370	30,533	2,544	97,553	8,129		
芝浦 港南	台 場 児童館	610	51	21,795	1,816	1,545	129	704	59	725	60	25,379	2,115		
	港南子ども 中高生 プラザ	9,928	827	61,487	5,124	3,794	316	1,565	130	9,822	819	86,596	7,216		
	芝浦アイランド 児童高齢者 交流プラザ	12,510	1,043	28,096	2,341	971	81	716	60	16,163	1,347	58,456	4,871		

※学童クラブ出席者を含みます。

※大人の中に団体利用者を含みます。

※各子ども中高生プラザ及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは日曜日利用分を含みます。

※月平均については、個々の区分の年間の数値を12か月で割っています。(小数点以下四捨五入)

※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザは上記の他に高齢者の利用が年間8,337人ありました。

※赤坂子ども中高生プラザ青山館は、令和2年4月1日に開設しました。

利用状況

(単位：人)

区分 年度	一般利用者数	学童クラブ 延出席数	合 計	月平均
29	646,845	198,429	845,274	70,440
30	625,404	193,465	818,869	68,239
元	539,335	184,509	723,844	60,320
2	228,527	133,383	361,910	30,159
3	363,552	177,739	541,291	45,108

※一般利用者に団体利用者を含みます。

※芝浦アイランド児童高齢者交流プラザの高齢者の年間利用者 8,337 人は含みません。

職員数

令和4年4月1日現在(単位：人)

地区・施設名		種別	職 員 数			
			館 長	指導員	会計年度 任用職員 (非常勤)	計
芝	神明子ども中高生プラザ		1	16	12	29
麻 布	飯 倉 学 童 ク ラ ブ		1	5	9	15
	麻布子ども中高生プラザ		1	17	9	27
	子どもふれあいルーム		1	6	2	9
赤 坂	赤坂子ども中高生プラザ		1	14	16	31
	赤坂子ども中高生プラザ青山館		1	10	15	26
高 輪	豊 岡 児 童 館		1	7	5	13
	高 輪 児 童 館		1	6	4	11
	白金台児童館		1	8	3	12
	高輪子ども中高生プラザ		1	17	17	35
芝浦港南	台 場 児 童 館		1	9	11	21
	港南子ども中高生プラザ		1	34	6	41
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ※1		1	19	5	25
合 計			13	168	114	295

※1 高齢者担当兼務(指導員2、非常勤1)を含む。

児童館週末施設開放

各総合支所管理課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

児童健全育成に関わる団体や児童とその保護者等を対象に児童館等施設を開放し、児童の健全な育成を図ります。

内 容

施設を開放する日は、日曜日及び12月29日・30日の午前9時から午後5時までです。

※祝日・年末年始（12月31日～1月3日）にあたる日曜日は除きます。

根 拠 法 令 等

港区立児童館週末施設開放運営要綱

港区飯倉学童クラブ等事業実施要綱

開始時期

平成8年4月1日

実 績 表

児童館等週末施設開放利用状況

地区・施設名・区分			29		30		元		2	3
年度										
麻布	飯倉学童クラブ	個人	52日	1,821人	51日	2,233人	44日	1,900人	—	—
		団体	0件	0人	0件	0人	0件	0人	—	—
赤坂	青山児童館	個人	50日	1,628人	51日	1,755人	43日	1,441人		
		団体	0件	0人	0件	0人	0件	0人		
高輪	豊岡児童館	個人	52日	942人	51日	1,057人	44日	1,196人	—	—
		団体	0件	0人	0件	0人	0件	0人	—	—
	高輪児童館	個人	52日	1,725人	51日	2,393人	44日	1,937人	—	—
		団体	0件	0人	0件	0人	0件	0人	—	—
	白金台児童館	個人	52日	5,891人	51日	5,653人	45日	4,614人	—	—
		団体	0件	0人	0件	0人	20件	537人	—	—
芝浦港南	台場児童館	個人	52日	772人	51日	832人	45日	549人	—	—
		団体	1件	18人	0件	0人	0件	0人	—	—
計		個人	310日 12,779人		306日 13,923人		265日 11,637人		—	—
		団体	1件 18人		0件 0人		20件 537人		—	—

※青山児童館は令和2年3月31日をもって廃止となりました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月8日から週末施設開放を中止しています。（令和4年4月1日現在）

学童クラブ

各総合支所管理課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

内 容

(1) 対象

区内在住又は区内小学校に在籍する1年生から6年生までの児童

(2) 在籍期間

入会後から当該年度の年度末まで

(3) 利用時間

・月～金曜日：放課後から午後7時まで

※学校休業日は、午前8時から午後7時まで

・土曜日：午前8時から午後5時まで

※学校がある日は、放課後から午後5時まで

(4) 育成料

月額3,000円（在籍期間が15日以下の場合1,500円）。※減免制度あり
おやつ代・お楽しみ会費は別途月額2,000円。

根 拠 法 令 等

児童福祉法

港区学童クラブ条例

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

補 助 金 名 等

子ども・子育て支援交付金

開 始 時 期

昭和41年4月1日

定員及び入会児童数 令和4年4月1日現在（単位：人）

地区・クラブ名		種 別	定員	入会児童数
芝	神明子ども中高生プラザ学童クラブ		110	93
麻 布	飯倉学童クラブ		66	67
	麻布子ども中高生プラザ学童クラブ		80	83
	東麻布学童クラブ		64	64
	南麻布学童クラブ		120	119
赤 坂	赤坂子ども中高生プラザ学童クラブ		120	118
	赤坂子ども中高生プラザ青山館学童クラブ		80	80
高 輪	豊岡児童館学童クラブ		76	76
	高輪児童館学童クラブ		55	62
	白金台児童館学童クラブ		66	67
	高輪子ども中高生プラザ学童クラブ		77	78
	桂坂学童クラブ		200	208
	三光学童クラブ		160	186
	白金台学童クラブ（ゆかしの杜学童クラブ）		60	62
芝浦港南	台場児童館学童クラブ		105	97
	港南子ども中高生プラザ学童クラブ		320	320
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ学童クラブ		132	130
	芝浦学童クラブ		270	236
	五色橋学童クラブ		160	97
合 計			2,321	2,243

目 的

児童が放課後等の学校施設を活用し、学習、スポーツ、遊びなどの活動を行うとともに、自主性、社会性及び創造性を養い健全育成を推進します。また、保護者が就労・疾病等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、適切な遊び及び安全・安心に過ごすことのできる生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

内 容

(1) 対象

当該放課GO→クラブがある小学校に在籍又は当該放課GO→クラブがある小学校区域内に在住する1年生から6年生までの児童

(2) 在籍期間

入会後から当該年度の年度末まで

(3) 利用時間

① 放課GO→

・月～金曜日：放課後から午後5時まで
※学校休業日は、午前9時から午後5時まで

② 放課GO→学童クラブ

・月～金曜日：放課後から午後7時まで
※学校休業日は、午前8時から午後7時まで
・土曜日：午前8時から午後5時まで
※学校がある日は、放課後から午後5時まで

(4) 学童クラブ育成料

月額3,000円（在籍期間が15日以下の場合1,500円）。※減免制度あり
おやつ代・お楽しみ会費は別途月額2,000円。

根 拠 法 令 等

港区学童クラブ条例

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

港区放課GO→クラブ実施要綱

補 助 金 名 等

子ども・子育て支援交付金

東京都放課後子供教室推進事業費補助金

開始時期

平成21年4月1日

実 績 表

地区	放課ＧＯ→クラブ名	参加者数（延べ人数）				
		29	30	元	2	3
芝	放課ＧＯ→クラブおなりもん	11,570	11,142	11,337	5,354	6,062
	放課ＧＯ→クラブしば	19,136	20,904	23,090	14,757	18,491
	放課ＧＯ→クラブあかばね	13,473	11,779	12,386	3,935	4,814
麻布	放課ＧＯ→クラブあざぶ	9,499	10,810	11,814	4,194	6,195
	放課ＧＯ→クラブなんざん	10,540	11,409	12,233	4,695	7,279
	放課ＧＯ→クラブほんむら	7,134	6,614	6,426	3,276	6,716
	放課ＧＯ→クラブこうがい	20,905	19,507	18,234	9,219	14,443
	放課ＧＯ→クラブひがしまち	13,172	12,344	12,276	3,259	4,397
赤坂	放課ＧＯ→クラブあかさか	12,004	12,559	12,898	3,703	5,271
	放課ＧＯ→クラブあおやま	12,337	13,249	9,778	3,159	4,093
	放課ＧＯ→クラブせいなん	20,613	21,813	21,145	10,960	15,610
高輪	放課ＧＯ→クラブしろかね	13,039	12,414	14,792	6,087	6,278
	放課ＧＯ→クラブしろかねのおか	21,811	22,044	19,605	11,415	13,640
	放課ＧＯ→クラブたかなわだい				4,958	6,372
芝浦 港南	放課ＧＯ→クラブしばうら	15,932	13,944	12,819	4,000	5,176
	放課ＧＯ→クラブこうなん		9,086	10,054	4,359	6,157
合 計		201,165	209,618	208,887	97,330	130,994

※放課ＧＯ→のうち学童クラブ事業を付加したものを、放課ＧＯ→クラブとして、各地区の総合支所管内で実施しています。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、放課ＧＯ→を令和２年３月２日から令和４年３月31日まで休止しました。放課ＧＯ→休止期間中の参加者数（延べ人数）は、学童クラブ事業参加者数のみを計上しています。

※休止した放課ＧＯ→の代替として、緊急児童居場所づくり事業を令和２年３月９日から令和４年３月31日まで実施しました。

※放課ＧＯ→は令和４年４月１日から再開しています。

※放課ＧＯ→クラブたかなわだいは、令和２年７月１日に開設しました。

定員及び入会児童数

令和4年4月1日現在（単位：人）

地区	放課GO→クラブ名	学童クラブ 定員	学童クラブ 入会児童数
芝	放課GO→クラブおなりもん	35	35
	放課GO→クラブしば	150	150
	放課GO→クラブあかばね	30	30
麻布	放課GO→クラブあぎふ	36	36
	放課GO→クラブなんざん	70	69
	放課GO→クラブほんむら	52	51
	放課GO→クラブこうがい	100	103
	放課GO→クラブひがしまち	25	25
赤坂	放課GO→クラブあかさか	30	30
	放課GO→クラブあおやま	40	34
	放課GO→クラブせいなん	120	124
高輪	放課GO→クラブしろかね	40	40
	放課GO→クラブしろかねのおか	80	79
	放課GO→クラブたかなわだい	40	40
芝浦港南	放課GO→クラブしばうら	30	30
	放課GO→クラブしばはま	160	130
	放課GO→クラブこうなん	40	40
合 計		1,078	1,046

※放課GO→クラブしばはまは、令和4年4月1日に開設しました。

目 的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止した、放課GO→事業の代替として実施する事業です。保護者の就労のため放課後等に家庭で保護を受けられない児童に対し、適切な学習、スポーツ、遊びを行える安全・安心な居場所を提供します。

内 容

(1) 対 象

港区立小学校に在籍している又は区内に在住している小学生で以下の条件を満たす児童

- ① 保護者の就労のため自宅で過ごすことが困難であること。
- ② 学童クラブの利用承認を受けていないこと。

(2) 実施場所

- ・港区立小学校に在籍している児童：在籍している港区立小学校
- ・私立小学校等に在籍している区内在住の児童：居住地区にある子ども中高生プラザ等

(3) 実施時間

月曜日から金曜日までの放課後から午後5時まで（土・日・祝日は実施なし）
※ただし、学校休業日（夏休み等）は午前8時30分から午後5時まで

(4) 参加費用

無料

根 拠 法 令 等

港区緊急児童居場所づくり事業実施要綱

開 始 時 期

令和2年3月9日

※本事業は令和3年度で廃止しました。

利用状況

(単位：人)

地区	実施場所	令和2年度	令和3年度
芝	神明子ども中高生プラザ	0	0
	御成門小学校	1,550	2,069
	芝小学校	1,158	849
	赤羽小学校	1,012	992
麻布	麻布子ども中高生プラザ	520	63
	麻布小学校	582	1,492
	筈小学校	1,099	817
	南山小学校	96	28
	本村小学校	3	0
	東町小学校	861	1,218
赤坂	赤坂子ども中高生プラザ	4	0
	赤坂子ども中高生プラザ青山館	0	0
	赤坂小学校	749	1,497
	青山小学校	154	186
	青南小学校	127	151
高輪	高輪子ども中高生プラザ	0	90
	白金小学校	1,855	2,669
	白金の丘学園白金の丘小学校	1,205	984
	高輪台小学校	293	348
	御田小学校	2,023	4,109
芝浦港南	台場児童館	21	0
	港南子ども中高生プラザ	2	0
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	0	0
	芝浦小学校	270	264
	港南小学校	282	5
	お台場学園港陽小学校	1,997	2,465
合 計		15,863	20,296

学童クラブ児童見守りシステム

各総合支所管理課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

各学童クラブに児童の入退室を管理するための機器を設置し、保護者が児童の入退室した日時を把握することにより、児童の放課後等の安全・安心の確保を図ります。

内 容

当該システムの利用申込みをした学童クラブ児童に、ＩＣタグを貸与します。児童が学童クラブに入退室すると、その保護者の携帯電話等に電子メールで児童の入退室を知らせます。

根 拠 法 令 等

港区学童クラブ児童見守りシステム事業実施要綱

補 助 金 名 等

東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

開 始 時 期

平成 28 年 7 月

実 績 表

各年度 4 月 25 日現在（単位：人）

年 度	30	元	2	3	4
利用者数	2,949	2,863	3,026	3,065	3,499

保育園

各総合支所管理課
各総合支所区民課
子ども家庭支援部保育課

目 的

保護者が仕事や病気など、保育の必要性に応じた認定（２号認定・３号認定）を受けたとき、保護者に代わって児童を保育します。

内 容

(1) 定 員

区立保育園 21 か所※（芝浦アイランドこども園を除く。）、私立保育園 60 か所※定員 6,379 人（令和４年４月１日現在）

※本園、分園をそれぞれ１か所としています。

(2) 保 育 料（給 食 費）

在園中に要する保育料（給食費）は、４月から８月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、９月から３月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。また、令和元年１０月から、全ての３歳児から５歳児までの保育料を無料としています。さらに令和２年４月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第２子以降の保育料（給食費）は無料としています。

根 拠 法 令 等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

港区保育の実施に関する条例 他

補 助 金 名 等

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付費負担金（私立のみ）

開始時期

昭和 26 年 11 月

実 績 表

申 込 等 の 状 況 (単位：件)

年 度 区 分	29	30	元	2	3
申 込 件 数	2,217	2,514	2,532	1,986	1,657
内 定 件 数	1,313	1,324	1,498	1,365	1,142
退 所 件 数	609	685	783	934	1,075

※認可保育園、芝浦アイランドこども園（２号認定・３号認定）、港区保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、居宅訪問型保育事業の各年度４月入所の一次調整会議時の件数です（ただし、居宅訪問型保育事業の内定は、二次調整会議より対象となるため、内定件数には含みません。）。また、退所件数に港区保育室は含みません。

園児定員及び職員数の状況（区立保育園）

令和4年4月1日現在(単位：人)

地区	区分 施設名	園 児 定 員						職 員 数					嘱託医
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳以上	計	園長	保育士	看護師	給食調理	計	
芝	芝	18	26	30	30	60	164	1	25	1	－	27	2
	芝 公 園	14	22	24	30	60	150	1	23	1	－	25	2
	神 明	21	25	29	30	60	165	1	33	1	8	43	2
麻布	麻 布	15	20	25	27	60	147	1	21	1	－	23	2
	飯 倉	12	18	21	26	56	133	1	21	1	－	23	2
	南 麻 布	12	18	18	18	36	102	1	19	1	－	21	2
	西 麻 布	13	20	24	24	48	129	1	20	1	－	22	2
	本 村	12	19	20	20	40	111	1	21	1	－	23	2
	東 麻 布	17	25	28	30	64	164	1	21	2	8	32	2
	元 麻 布	22	28	31	31	62	174	1	41	8	7	57	2
赤坂	赤 坂	9	15	15	20	40	99	1	17	1	－	19	2
	南 青 山	18	20	22	26	52	138	1	24	1	－	26	2
	青 山	14	22	22	24	48	130	1	20	1	－	22	2
高輪	白 金	9	15	16	20	42	102	1	18	1	－	20	2
	伊 皿 子 坂	15	22	24	30	60	151	1	24	1	－	26	2
	高 輪	14	22	24	28	60	148	1	23	1	－	25	2
芝浦港南	台 場	14	22	23	24	48	131	1	22	1	－	24	2
	こ う な ん	15	25	26	27	56	149	1	26	1	－	28	2
	た か は ま	18	22	26	30	60	156	1	34	1	5	41	2
	し ば う ら	25	33	36	36	92	222	1	42	2	7	52	2
	しばうら分園	6	10	10	10		36	本園職員が 兼務	11	1	2	14	2
合 計		313	449	494	541	1,104	2,901	20	506	30	37	593	42

※職員数（給食調理）が「－」となっている施設は、給食調理を業務委託しています。

※しばうら保育園分園は、4歳児クラスから本園に移行します。

※元麻布保育園は、上記定員のほか医療的ケア児・障害児クラス（定員20人）があります。

園児定員及び職員数の状況（私立）

令和4年4月1日現在(単位：人)

地区	施設名	園児定員						職員数							嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理栄養士	用務〔事務〕	計	
芝	アスク芝公園保育園	6	10	11	11	22	60	1	15(3)	4(4)	1	4(2)	0	25(9)	2(2)
	太陽の子三田保育園	9	12	12	12	24	69	1	16(1)	0	1	3	0	21(1)	2(2)
	あい保育園赤羽橋	6	12	12	10	20	60	1	10	0	1	3(1)	0	15(1)	2(2)
	こころ新橋保育園	5	5	11	11	22	54	1	11(1)	0	1	3	0	16(1)	2(2)
	グローバルキッズ 虎ノ門保育園	6	10	10	10	20	56	1	10	0	1	3	0	15	2(2)
	小鳩ナーサリー スクール浜離宮	6	7	7	7	14	41	1	13(1)	1(1)	1(1)	2	1(1)	19(4)	2(2)
	ニチイキッズ 芝公園保育園	6	7	8	8	16	45	1	7(1)	0	2	2	1(1)	13(2)	2(2)
	にじいろ保育園竹芝	3	5	6	6	12	32	1	7(1)	0	1	3	0	12(1)	2(2)
	にじいろ保育園新橋	3	10	11			24	1	8(1)	0	1	3	0	13(1)	2(2)
	まなびの森保育園麻布	6	10	11	11	22	60	1	9(1)	0	1(1)	5(1)	0	16(3)	2(2)
麻布	あい保育園南麻布	9	15	18	18	38	98	1	16	0	1	4	0	22	2(2)
	太陽の子南麻布保育園	9	12	12	12	24	69	1	13	0	1	3	0	18	2(2)
	あい保育園元麻布	6	12	12	10	20	60	1	11(2)	0	1	3	0	16(2)	2(2)
	まちの保育園六本木	11	13	14			38	1	15(7)	3(3)	1	3(1)	1	24(11)	2(2)
	まちの保育園六本木分園				14	18	32	本園職員が兼務	7(2)	本園職員が兼務	本園職員が兼務	2	1	10(2)	本園職員が兼務
	コスモス西麻布保育園	3	8	9	10	20	50	1	12	1	2	2	0	18	3(3)
	ALAI NURSERY 麻布十番	6	12	13	13	26	70	1	15(4)	0	2	4	0	22(4)	2(2)
	ふたばクラブ 東麻布保育園	9	10	10	10	20	59	1	16(3)	1(1)	2	4(1)	0	24(5)	2(2)
	まなびの森保育園 麻布十番	6	11	11	11	11	50	1	10(3)	0	1	4(1)	0	16(4)	2(2)
	麻布十番 ちとせ保育園	6	10	11	11	11	49	1	8	0	1	2	1(1)	13(1)	2(2)
	sakura 保育園六本木	6	10	12	12		40	1	10	0	1	3	0	15	2(2)
	リトルバズ保育園六本木	9	12	12	15		48	1	11(1)	0	1	3	0	16(1)	2(2)
	赤坂ちとせ保育園	6	8	9	9	18	50	1	11	0	1	3	1(1)	17(1)	2(2)
	太陽の子赤坂保育園	6	10	10	10	24	60	1	12(1)	1	1	4(1)	0	19(2)	2(2)
赤坂	あい保育園青山一丁目	6	12	12	10	20	60	1	12(1)	0	1	3	0	17(1)	2(2)
	太陽の子南青山保育園	6	12	12	10	20	60	1	12(1)	0	1	3	0	17(1)	2(2)
	小学館アカデミー 南青山保育園	6	6	6	6	15	39	1	8	0	1	3	1	14	2(2)
	赤坂山王保育園	15	20	20	22	22	99	1	23(2)	0	1	5(1)	1	31(3)	2(2)
	赤坂クレア保育園	6	10	12	12	12	52	1	12(1)	0	0	3(1)	0	16(2)	2(2)
	おはよう保育園の のあおやま	3	4	4	4	8	23	1	7(1)	0	1	3(2)	0	12(3)	2(2)
	太陽の子三田五丁目保育園	8	8	10	10	24	60	1	12(3)	0	1	3	0	17(3)	2(2)
	みなと保育園	6	9	12	12	24	63	1	16(5)	1(1)	1(1)	4(1)	2(2)	25(10)	2(2)
高輪	愛星保育園	5	10	15	15	20	65	1	16(3)	4(3)	1	4(1)	1	27(7)	2(2)
	ゆらりん高輪保育園	9	15	18	19	40	101	1	16	9(6)	2	4	1	33(6)	2(2)
	高輪夢保育園	6	8	11	11	22	58	1	11(4)	1(1)	1	4	0	18(5)	2(2)
	ゆらりん白金保育園	6	8	9	9	18	50	1	11	3(1)	1	2	0	18(1)	2(2)
	みつばち保育園	6	11	13			30	1	13(2)	3(3)	1	4(1)	0	22(6)	2(2)
	ニチイキッズ 白金台保育園	10	12	12	12	24	70	1	11(2)	1(1)	2	3	1(1)	19(4)	2(2)
	高輪さつき保育園	6	10	11	11	22	60	1	13(1)	0	1	4(2)	0	19(3)	2(2)
	えほんのもり白金台 保育園	3	5	6	7	14	35	1	8(1)	3(2)	1	2	0	15(3)	2(2)
	さくらさくみらい高輪	6	12	12	18	36	84	1	11(1)	0	1	3	0	16(1)	2(2)
	ミアヘルサ保育園 ひびき白金高輪		8	9	11	22	50	1	7	0	0	4(1)	0	12(1)	2(2)
	うれしい保育園 白金高輪	6	10	11	11	11	49	1	13(2)	0	1(1)	2	0	17(3)	2(2)
	はっぺるランド 高輪二丁目	6	10	11	11	11	49	1	9	0	1	2	1	14	2(2)
	あい保育園白金台	8	12	12	13		45	1	10(1)	0	1	3	0	15(1)	2(2)
	太陽の子 シーバンス保育園	9	20	20	20	31	100	1	18(2)	0	1	4	0	24(2)	2(2)
芝浦港南	太陽の子 芝浦一丁目保育園	6	12	12	12	24	66	1	11	1(1)	1	3	0	17(1)	2(2)
	アンジェリカ町 保育園	6	10	11	11	22	60	1	14(2)	1(1)	1	4	0	21(3)	2(2)
	にじのいるか保育園 芝浦	6	10	11	11	22	60	1	13(1)	1(1)	1	3	0	19(2)	2(2)
	太陽の子 芝浦三丁目保育園	6	8	8	10	20	52	1	11	0	1	3	0	16	2(2)
	アスク芝浦4丁目 保育園	9	10	10	10	21	60	1	12	0	1	4(2)	0	18(2)	2(2)
	ゆらりん港南保育園	9	12	12	12	15	60	1	16(3)	2	1	3	1	24(3)	2(2)
	グローバルキッズ 港南保育園	9	18	18	18	36	99	1	13	0	1	3	1(1)	19(1)	2(2)
	ベネッセ港南保育園	6	12	12	10	20	60	1	17(1)	3(3)	1	4(1)	1(1)	27(6)	2(2)
	ふたばクラブ 港南保育園	4	5	5	5	10	29	1	10(3)	0	3(1)	3(1)	0	17(5)	2(2)
	ゆらりんはあと保育園	5	7	8	10	20	50	1	12(1)	6(5)	1	4(1)	1	25(7)	2(2)
	ゆらりん港南緑水 保育園	9	15	18	19	40	101	1	16(1)	3(3)	2	4(1)	1	27(5)	2(2)
	デイジー保育園芝浦	6	9	9	10	20	54	1	14(4)	1	1	3	0	20(4)	2(2)
	にじいろ保育園 海岸三丁目	9	20	24	24	24	101	1	15(1)	0	1	4	0	21(1)	2(2)
	太陽の子 芝浦二丁目保育園	6	8	9	9	18	50	1	11	0	1	4	0	17	2(2)
	合計	386	619	677	666	1,130	3,478	59	727(83)	54(41)	66(5)	196(24)	19(9)	1,121(162)	119(119)

※（ ）内は非常勤職員で内数。

※保育士数には、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第10項に定めるみなし保育士を含みます。

※コスモス西麻布保育園、おはよう保育園ののあおやま、愛星保育園及びえほんのもり白金台保育園は、給食調理を業務委託しています。

※職員数には、産前産後休暇、育児休業取得中の職員は含みません。

※合計人数は、新規開設園の職員数を含みます。

※まちの保育園六本木分園の職員数は、本園との兼務を含みません。

階 層 別 保 育 園 在 籍 人 員

各年度4月1日現在（単位：人）

年度 区分		30			元			2			3			4			
		公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計	公	私	計	
定 員		2,933	2,224	5,157	2,945	2,565	5,510	3,172	2,992	6,164	3,164	3,344	6,508	3,072	3,478	6,550	
在籍人員	合 計		2,841	2,060	4,901	2,854	2,273	5,127	2,962	2,506	5,468	2,891	2,628	5,519	2,705	2,654	5,359
	階層別内訳	第1	6	6	12	7	7	14	4	5	9	6	3	9	5	6	11
		第2	119	114	233	113	119	232	81	102	183	80	113	193	104	127	231
		第3	109	73	182	104	80	184	104	74	178	76	87	163	76	98	174
		第4	133	113	246	126	126	252	127	132	259	127	127	254	125	103	228
		第5	277	192	469	270	192	462	270	210	480	230	221	451	241	252	493
		第6	603	400	1,003	595	463	1,058	584	460	1,044	552	465	1,017	486	455	941
		第7	365	256	621	375	261	636	401	321	722	362	327	689	337	307	644
		第8	1,229	906	2,135	1,264	1,025	2,289	1,391	1,202	2,593	1,458	1,285	2,743	1,331	1,306	2,637
	年齢別内訳	3 歳未満児	1,237	1,076	2,313	1,231	1,190	2,421	1,295	1,321	2,616	1,245	1,369	2,614	1,144	1,376	2,520
		3 歳以上児	1,604	984	2,588	1,623	1,083	2,706	1,667	1,185	2,852	1,646	1,259	2,905	1,561	1,278	2,839
	管外委託		15	18	33	9	12	21	8	12	20	3	14	17	5	15	20

※芝浦アイランドこども園（2号認定・3号認定）を含みます。

保育園在園児童の入所理由状況

各年度4月1日現在（単位：人）

年 度			30	元	2	3	4
理 由							
保護者の状況（入所理由）	居宅外労働	常勤（外勤）	3,730	3,688	4,721	5,011	4,892
		そ の 他	933	1,187	418	100	100
	居宅内労働	自 営	26	75	131	131	95
		内 職	0	0	0	0	0
	出産・疾病・障害・看護		82	66	84	92	102
	そ の 他		130	101	105	165	170
計			4,901	5,117	5,459	5,499	5,359

※芝浦アイランドこども園（2号認定・3号認定）を含みます。

認定こども園

芝浦港南地区総合支所管理課
各総合支所区民課
子ども家庭支援部保育課

目 的

保護者の就労状況に関わりなく、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図ります。

内 容

(1) 定 員

区立認定こども園 1 か所（芝浦アイランドこども園）

定員 191 人（令和 4 年 4 月 1 日現在）

1 号認定（教育標準時間認定） 20 人

2・3 号認定（保育認定） 171 人

(2) 保 育 料（給食費）

在園中に要する保育料（給食費）は、4 月から 8 月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9 月から 3 月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、認定区分、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。また、令和元年 10 月から、全ての 3 歳児から 5 歳児までの保育料を無料としています。さらに令和 2 年 4 月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第 2 子以降の保育料（給食費）は無料としています。

根 拠 法 令 等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

港区立認定こども園条例

開始時期

平成 28 年 4 月 1 日（認定こども園に移行）

園児定員及び職員数の状況

令和 4 年 4 月 1 日現在（単位：人）

地区	区分 施設名・認定区分		園 児 定 員							職 員 数					嘱託医
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	園長	保育士等	看護師	給食調理	計	
芝浦港南	芝浦アイランドこども園	1 号					10	10	20	1 (1)	27 (21)	1	6	35 (22)	2
		2 号・3 号	15	18	22	32	42	42	171						

※保育士等のうち幼稚園教諭免許保持者は（ ）内の数字のとおり。

目 的

家庭において子育てを行う保護者に、区立保育園の持つ力を提供し、楽しく子育てができるように支援するとともに、地域との交流関係を広げることを目的として実施します。

内 容

- (1) 親（保護者）と子で集まれる場、安全に遊べる場を提供します。
- (2) 参加者同士の親睦・交流の機会を提供します。
- (3) 保育園の職員が助言・指導を行い、育児情報を提供するほか、必要に応じて個別相談を受けます。

例 各年齢の保育室・園庭等で保育園児と一緒に、親子で遊ぶ

遊戯室等で親（保護者）同士の交流・相談

職員による育児知識の講話、遊び等の実技指導

給食の試食、栄養指導、園行事への参加

※各保育園で、実施日・実施内容は異なります。

開始時期

平成9年9月

実 績 表

年 度		29	30	元	2	3
延べ実施回数(回)		260	267	227	156	168
地区別 内訳	芝地区	39	39	35	22	20
	麻布地区	72	90	79	49	61
	赤坂地区	37	41	37	25	31
	高輪地区	54	49	30	26	26
	芝浦港南地区	58	48	46	34	30
延べ参加人数(人)		3,396	3,040	2,615	552	640
地区別 内訳	芝地区	224	208	192	53	55
	麻布地区	929	807	875	240	327
	赤坂地区	314	360	259	36	123
	高輪地区	652	494	209	90	35
	芝浦港南地区	1,277	1,171	1,080	133	100

令和3年度実施状況

地区	施設名	時 間	回 数※1	定 員
芝	芝	10:00～11:00	月1～2回	3組※2
	芝公園	10:00～11:00	月1回	3組※2
	神 明	9:45～11:00	月1回	4組8人 (0歳2組、1歳2組) (1組あたり大人1名、 子ども1名の計2名)
麻布	麻 布	10:00～11:00	月1回	2組※2
	飯 倉	11:00～11:40	飯倉学童クラブ との共催	12組※2
	南麻布	10:00～11:00	月1回	3組※2
	西麻布	10:00～11:00	月1回	3組※2
	本 村	10:00～10:45 11:00～11:45 の入れ替え制	麻布子ども中高生 プラザとの共催 月1回	7組×2回※2
	東麻布	10:00～11:00	月1回	3組※2
	元麻布	10:00～11:00 又は 15:30～16:30	月1回	3組※2
赤坂	赤 坂	10:00～11:30	月1～2回	2組※2
	南青山	9:30～11:00	月1回	3組※2
	青 山	10:00～12:00	赤坂子ども中高生 プラザ青山館との共催 月1回	5組※2
高輪	白 金	10:00～11:30	月1～3回	5組※2
	伊皿子坂	10:00～11:30	月1回	3組※2
	高 輪	10:00～11:00	月1回	2組※2
芝浦港南	台 場	10:00～10:40 10:50～11:30 の入れ替え制	月1回	3組×2回※2
	こうなん	10:00～11:30	月1回	3組※2
	芝浦アイランド こども園	10:00～11:00	月1回	3組※2
	たかはま	10:00～11:30	月1回	4組※2
	しばうら	10:00～11:00	月1回	5組※2

※1 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により未実施の月もあります。

※2 子どもは複数可

港区保育室事業

各総合支所管理課
各総合支所区民課
子ども家庭支援部保育課

目 的

保育を必要とする児童に対して港区保育室事業を実施することにより、児童福祉の増進を図ることを目的とします。

内 容

(1) 対 象

保育の必要性がある児童及び区長が適当と認める児童

(2) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(3) 保育時間

午前7時15分から午後8時15分までとし、基本保育については、午前7時15分から午後6時15分まで、延長保育については、午後6時15分から午後8時15分までとします。

(4) 保 育 料 (給 食 費)

在園中に要する保育料(給食費)は、4月から8月までは世帯の前年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に、9月から3月までは世帯の当年度の区市町村民税所得割課税額、保育の必要量及び児童のクラス年齢を基に決定します。また、令和元年10月から、全ての3歳児から5歳児までの保育料を無料としています。さらに令和2年4月から、港区民で、生計を同一にしている兄や姉がいる場合、第2子以降の保育料(給食費)は無料としています。

根 拠 法 令 等

港区保育室事業実施要綱

補 助 金 名 等

子育てのための施設等利用給付交付金

開 始 時 期

平成19年10月

実 績 表

(単位：件)

年度 区分	29	30	元	2	3
申 込 件 数	479	1,113	888	599	398
入 所 件 数	313	381	327	200	134
退 所 件 数	292	353	256	253	250

※申込件数及び入所件数は、各年度4月入所の一次調整会議時の件数です。

園児定員及び職員数の状況

令和4年4月1日現在（単位：人）

地区	区分 施設名	園 児 定 員						職 員 数							嘱託医
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	園長	保育士	保育補助	看護師	給食調理・栄養士	用務〔事務〕	計	
芝	芝公園二丁目保育室		15	18	20	30	83	1	14	1(1)	1	3	0	20(1)	2(2)
	新橋保育室	6	14	15	15	30	80	1	18(1)	5(3)	1	3	2	30(4)	2(2)
麻布	南麻布三丁目保育室				15	30	45	1	8(1)	0	0	3	1(1)	13(2)	2(2)
赤坂	青南保育室	3	10	18	25	50	106	1	20(2)	0	1	5	2(1)	29(3)	2(2)
	第二青南保育室	3	10	12	20	52	97	1	14(1)	1(1)	1	3	1	21(2)	2(2)
高輪	桂坂保育室	9	20	24	30	85	168	1	32(2)	2(1)	2	12(2)	6(1)	55(6)	2(2)
	志田町保育室	6	15	24	25	60	130	1	18(3)	5(5)	2	6	2(1)	34(9)	2(2)
	白金三丁目保育室	3	6	6	10	20	45	1	12(1)	0	1	3	2(2)	19(3)	2(2)
	三光保育室	6	20	24	25	45	120	1	20(2)	0	2	6	2(2)	31(4)	2(2)
芝浦港南	たまち保育室	12	25	30	30	60	157	1	27(2)	2(2)	2	5	1	38(4)	2(2)
	芝浦橋保育室	9	40	40	40	70	199	1	31(4)	3(3)	1	5	3(2)	44(9)	2(2)
	五色橋保育室	6	10	15	15	25	71	1	17	6(6)	1	3(1)	0	28(7)	2(2)

※（ ）内は非常勤職員で内数

一時保育

各総合支所管理課
子ども家庭支援部保育課

目 的

保護者の事情により、一時的に保育を必要とする児童の保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

内 容

(1) 対 象

港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・認定こども園・港区保育室に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2) 利用要件

- ① 保護者の就労等により、家庭における育児が一時的に困難な場合
- ② 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により一時保育が必要な場合
- ③ 保護者が、出産や疾病等で一時的に保育ができない場合（緊急一時保育）

(3) 保育期間

緊急の場合は原則として1か月以内、緊急以外は原則月8回以内

(4) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(5) 保 育 料

1日最大3,000円（延長保育を利用した場合、延長1時間につき400円）。

食事代・おやつ代は、保育園により異なる。※扶助制度・免除制度あり

(6) 実施施設

令和4年4月1日現在（単位：人）

施 設 名	保 育 時 間	定員※ ²
飯倉保育園※ ¹	午前9時30分から午後4時まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	2
南麻布保育園※ ¹	午前9時30分から午後4時まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	2
南青山保育園※ ¹	午前9時30分から午後4時まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	2
神明保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	24
たかはま保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	12
芝浦アイランドこども園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	20
元麻布保育園	午前7時15分から午後6時15分まで（平日の緊急一時保育のみ延長可）	10
愛星保育園	午前7時から午後8時15分まで（土曜日は午後6時まで）	10
ベネッセ港南保育園	午前7時から午後6時まで（緊急一時保育は、午後10時まで）	10

※¹ 緊急一時保育の保育時間は午前7時15分から午後6時15分まで

※² 緊急一時保育の定員は、原則として各園1人（表中の定員に含まない）

根拠法令等

港区立認定こども園条例

港区保育の実施に関する条例

港区一時保育事業実施要綱

港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

補助金名等

子ども・子育て支援交付金

開始時期

昭和 52 年 10 月

実 績 表

(単位：人)

年 度	29	30	元	2	3
延 人 数	7,299	7,713	6,727	4,849	4,717

※緊急一時保育実施施設の緊急一時保育延人数を含みます。

目 的

出産や疾病等の理由で、児童を一時的に保育できない保護者を支援するため、保育園で保護者に代わって保育を行うことにより、区民の子育て支援と児童福祉の向上を図ります。

内 容

(1) 対 象

港区内に住所を有し、生後4か月から小学校就学前までの集団保育が可能な認可保育園・認定こども園・港区保育室に入所していない児童及び地域型保育事業を利用していない児童

(2) 利用要件

保護者が、出産や疾病等で一時的に保育ができない場合

(3) 定 員

原則として各園1人（ただし、兄弟姉妹は一緒に預かります。）

(4) 保育期間

1回の申込で1か月以内

(5) 保育実施日

日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

(6) 保育時間

午前7時15分から午後6時15分までの間で必要な時間。ただし、平日のみ延長保育利用可能。

(7) 保 育 料

1日3,000円（5時間以内1,500円）食事代・おやつ代含む。ただし、延長は1時間につき400円

※免除制度あり

(8) 実施施設（緊急一時保育のみ実施する施設）

各区立保育園（飯倉保育園・南麻布保育園・南青山保育園・神明保育園・たかはま保育園・元麻布保育園・しばうら保育園分園を除く。）

根 拠 法 令 等

港区保育の実施に関する条例

港区立保育園における一時保育に関する事務取扱要綱

開 始 時 期

平成15年4月1日

実 績 表

（単位：人）

年 度	29	30	元	2	3
延 人 数	259	187	175	80	142

目 的

いきいきプラザ等の職員が、地域の高齢者を訪問し、高齢者のニーズの把握に努め、いきいきプラザ等の利用促進及び事業の活性化を図ります。また、高齢者サービス・支援事業の周知を図るとともに、ひとり暮らし等の高齢者の見守り及び介護予防に寄与します。

内 容

いきいきプラザ等職員が、65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯を訪問し、いきいきプラザ等の施設案内パンフレット等により、施設や各種事業の紹介を行います。

訪 問 対 象 者

65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯

※上記対象者の中から毎年度選定しています。

根 拠 法 令 等

港区立いきいきプラザ等地域訪問事業運営要綱

事 業 開 始 時 期

平成17年7月

実 績 表

(各年度末日現在)

年度	区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
29	対象者(人)	474	581	454	741	445	2,695
	訪問件数(件)	474	581	454	741	445	2,695
30	対象者(人)	455	568	433	738	477	2,671
	訪問件数(件)	455	568	433	738	477	2,671
元	対象者(人)	431	605	450	755	432	2,673
	訪問件数(件)	431	605	450	755	432	2,673
2	対象者(人)	374	480	401	639	421	2,315
	訪問件数(件)	374	480	401	639	421	2,315
3	対象者(人)	314	446	342	572	373	2,047
	訪問件数(件)	314	446	342	572	373	2,047

※平成27年度から70歳の高齢者のみの世帯を対象者として選定し、地域訪問事業と寿商品券(70歳)贈呈事業対象者を兼ね合わせています。

※令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、訪問を中止し、対象者に地域訪問事業の資料を郵送しました。

港区災害対応マニュアルに基づく個別訓練
(災対地区本部の設置・運営)

各総合支所管理課
防災危機管理室防災課

目 的

港区地域防災計画に基づき、災害時における被害の未然防止と防災活動の円滑な実施を目的とし、毎年度実施しています。

内 容

「港区災害対応マニュアル」に基づき、災対地区本部の設置・運営訓練を実施しています。

目 的

地域の子育て家庭の保護者とその子どもが集える場を提供し、親子の相互交流の促進及び育児不安等に関する相談、援助等を行う子育てひろば事業を実施することにより、子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。また、保護者の社会参加やリフレッシュなど理由を問わず乳幼児を一時的に預かる港区乳幼児一時預かり事業を実施することにより、当該乳幼児の保護者の子育てを支援するとともに、乳幼児の健全な育成を図ります。

内 容

(1) 対象

- ① 子育てひろば 区内に在住するおおむね3歳未満の児童及びその保護者
- ② 乳幼児一時預かり 生後4か月から小学校就学前までの児童
(乳幼児一時預かり事業は、あっぱい台場とあっぱい港南四丁目を除く各施設で実施。)

(2) 利用時間

施設名	子育てひろば	乳幼児一時預かり
あっぱい台場	午前11時～午後6時	
あっぱい麻布	午前10時～午後6時	午前8時30分～午後6時30分
あっぱい港南		
あっぱい港南四丁目		
あっぱい新橋		
あっぱい西麻布		午前8時30分～午後6時30分
あっぱい芝浦		
あっぱい赤坂		
あっぱい白金台		

(3) 利用料

- ① 子育てひろば 無料
- ② 乳幼児一時預かり

月～土曜 500円/1時間 日曜・祝日 600円/1時間

※区内在住の多胎児で、同時に複数の児童が利用する場合、2人目以降の利用料を無料とします。

根 拠 法 令 等

児童福祉法

港区子育てひろば事業実施要綱

港区乳幼児一時預かり事業実施要綱

補 助 金 名 等

子ども・子育て支援交付金

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

事業開始時期

平成20年8月

実績表

(1) 子育てひろば利用者数

(単位：人)

施設名 \ 年度	29	30	元	2	3
あっぱい台場（定員20組）	6,589	7,878	7,581	2,494	3,708
あっぱい麻布（定員35組）	22,523	20,936	19,060	2,759	5,567
あっぱい港南（定員10組）	4,341	3,762	3,496	1,108	1,419
あっぱい港南四丁目（定員20組）	9,990	10,822	13,826	4,726	7,022
あっぱい新橋（定員20組）	6,983	6,036	6,586	1,173	1,272
あっぱい西麻布（定員20組）	15,523	15,334	13,009	1,787	2,519
あっぱい芝浦（定員50組）	26,156	31,406	28,788	7,936	15,144
あっぱい赤坂（定員20組）	229	13,058	12,983	2,304	3,864
あっぱい白金台（定員20組）		9,957	9,803	3,621	5,713

※平成29年度のあっぱい赤坂は3月分のみ

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、子育てひろばの利用を令和2年3月28日から令和2年6月18日まで休止しました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年6月19日から令和3年11月7日まで、時間と人数等一部利用を制限し、予約制で実施しました。

(2) 乳幼児一時預かり利用者数

(単位：人)

施設名 \ 年度	29	30	元	2	3
あっぱい麻布（定員15人）	5,279	5,300	5,194	3,225	3,251
あっぱい港南（定員14人）	2,464	2,234	2,398	2,076	2,663
あっぱい新橋（定員30人）	3,227	5,342	5,920	3,744	5,018
あっぱい西麻布（定員18人）	4,375	5,191	4,567	2,055	2,010
あっぱい芝浦（定員35人）	11,592	11,462	11,890	8,587	9,940
あっぱい赤坂（定員20人）	53	4,444	5,793	3,036	3,182
あっぱい白金台（定員20人）		2,242	2,468	1,984	2,398

※平成29年度のあっぱい赤坂は3月分のみ

※令和3年4月から、子育てひろば等事業（あっぱい）は子ども家庭支援センターから各総合支所管理課へ移管しました。

目 的

パートタイム勤務、育児短時間勤務利用者等、児童の保護者の就労形態が多様化する中で、家庭における保育が困難となる児童に対し、原則として1日8時間以内で1か月160時間を上限に、必要に応じた保育を行うことで、安心して子育てができる環境の整備と児童福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 事業の種類

定期利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、原則として平均週1日以上保育が必要となる児童を対象として実施する保育
スポット利用保育	保護者の短時間勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり、不定期に保育が必要となる児童を対象として実施する保育

(2) 対象

区内在住で、児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象となり、かつ同条に基づく保育の実施がされていない生後4か月から小学校就学前の集団保育が可能な児童

(3) 運営実施日、運営時間

日曜日、祝日、年始（1月2日、3日）を除く毎日
午前7時15分から午後6時15分

(4) 利用料

利用時間	利用料（円）
4時間未満	1,100
4時間以上6時間未満	1,650
6時間以上8時間以下	2,200

※生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯は、定期利用保育及びスポット利用保育の利用料が免除になります。

※生計を同一にしている兄又は姉がいる場合、定期利用保育の利用料が免除になります。

※当年度分（4月分から8月分までの利用料については前年度分）の区市町村民税のうち、所得割課税額が77,101円未満であり生計を一にするひとり親世帯等の場合、定期利用保育の利用料が免除になります。

根 拠 法 令 等

港区みなと保育サポート事業実施要綱

補 助 金 名 等

一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金

事業開始時期

平成24年4月

実績表

(単位：人)

施設名	29		30		元		2		3	
	定期利用者数	スポット利用者数	定期利用者数	スポット利用者数	定期利用者数	スポット利用者数	定期利用者数	スポット利用者数	定期利用者数	スポット利用者数
みなと保育サポート 白金（定員27人）	4,998	111	5,191	120	3,617	301	2,312	483	2,257	496
みなと保育サポート 港南四丁目（定員20人）	2,902	234	3,070	297	2,543	456	1,873	390	2,189	783
みなと保育サポート 東麻布（定員20人）	3,480	234	4,150	261	3,501	183	2,753	207	2,571	153
みなと保育サポート 赤坂（定員20人）	0	5	3,462	339	3,857	371	3,554	468	3,781	553
みなと保育サポート 白金台（定員20人）			2,270	201	3,359	142	2,545	275	2,795	43

※みなと保育サポート赤坂は、平成30年3月26日開設

※みなと保育サポート白金台は、平成30年4月1日開設

※令和3年4月から、みなと保育サポート事業は子ども家庭支援センターから各総合支所管理課へ移管しました。

協働推進課

背 景

区は、区民により身近な場所で、多様な区民のニーズを把握し、地域の実情を踏まえた施策を展開していくため、平成18年4月に「区役所・支所改革」を実施し、芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南の各地区に総合支所を設置しました。

これにより、地区の政策形成を図る基盤が整備され、各地区において区民の参加を得て、施策や地域の課題解決に関する検討を行う区民参画の取組が強化されました。

この「区役所・支所改革」や社会経済情勢などの変化を踏まえて、各地区総合支所で設定した、めざすまちの姿の実現に向けた取組を継続して進めていくため、令和3年3月に港区基本計画・地区版計画書（令和3年度～令和8年度）を策定しました。

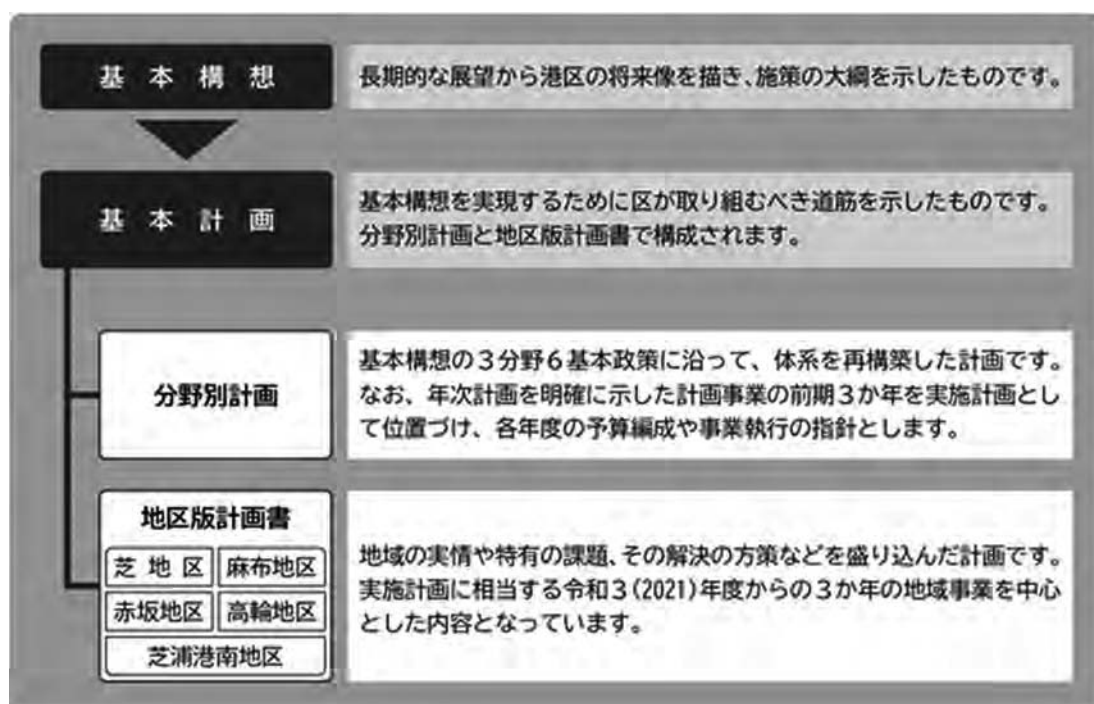
総合支所は、この地区版計画書を区民と共有しつつ、あらゆる主体と協働してまちづくりを進めています。

内 容

令和2年度は、各地区区民参画組織などからの提言や区民から頂いた意見を踏まえて、港区基本計画・地区版計画書（令和3年度～令和8年度）を策定しました。

計画期間は、令和3年度を初年度とする令和8年度までの6か年計画とします。後期（令和6年度～令和8年度）については、前期3年目（令和5年度）に見直しを行います。

これまで築いてきた区民や地域との強固な信頼関係を生かしながら、「参画と協働」をより一層推進し、地域特性に応じた様々な取組を展開します。



目 的

区民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、交通事故による災害を受けた区民を救済するための交通傷害保険事業を実施します。

内 容

区民交通傷害保険は、区民が交通事故にあった場合に保険金を支給し、救済する事業として、港区をはじめ、16区で行っています。

少額の保険料で加入でき、車両による交通事故でけがをされた場合、入院・通院治療日数と治療期間に応じた保険金を支払います。令和3年度から犯罪被害やひき逃げによる事故を対象とした「被害事故補償（最高保険金額 600 万円）」がすべてのコースに付加されました。

（保険料：A コース 900 円・B コース 1,500 円・C コース 2,500 円）

また、各コースに併せて自転車または身体障害者用車いすの所有・使用・管理に起因して、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって発生した、法律上の損害賠償を補償する「自転車賠償責任プラン（最高保険金額 1 億円）」を付加することができます。（保険料：1,000 円）

令和4年度からインターネット受付を開始し、年度途中での加入が可能になりました。

保険金の給付については、損害保険会社が事務処理を行います。

根 拠 法 令 等

港区民交通傷害保険事業要綱

事 業 開 始 時 期

平成 14 年

実 績 表

（単位：人）

保険 年度	加 入 者 数							合 計
	区民交通傷害コース			区民交通傷害コース＋ 自転車賠償責任プラン				
	A	B	C	XJ	AJ	BJ	CJ	
30	1,294	569	494		2,503	793	990	6,643
元	1,248	549	427		2,561	759	910	6,454
2	1,183	494	440		3,560	896	1,081	7,654
3	1,114	585	459	2,359	1,183	610	951	7,261
4	685	426	437	2,298	1,189	631	962	6,628

（各年度4月1日現在）

地域葬儀支援事業

各総合支所協働推進課

目 的

住み慣れた自宅の近くで葬儀が行えるよう、町会等の集会施設を地域葬儀所に認定し、その町会等の住民以外の地域住民も広く利用できる地域葬儀支援事業を実施しています。

内 容

地域葬儀所として認定した町会等の施設に対し、葬儀用備品等の購入経費として 200 万円を限度に助成金を支出します。

芝・麻布・高輪・芝浦港南の各地区に 1 か所を限度とします。

※区民斎場やすらぎ会館がある赤坂地区は除きます。

根 拠 法 令 等

地域葬儀支援事業要綱

事 業 開 始 時 期

平成 8 年 1 月

事 業 の 状 況

高輪地区 平成 8 年 2 月 6 日認定 高輪一丁目アパート地域集会室

災害見舞金

各総合支所協働推進課
産業・地域振興支援部地域振興課

目 的

災害により被害を受けた区民に対して見舞金を支給し、被災見舞の意を表します。

内 容

下表のように支給額を定め見舞金を支給しています。

(単位：円)

被 害 区 分	金 額		
	単身世帯	2人以上世帯	事業所
住宅又は事業所等若しくは家財の全壊、全焼又は流失	50,000	70,000	50,000
住宅又は事業所等若しくは家財の半壊又は半焼	40,000	50,000	40,000
住宅又は事業所等の床上浸水	40,000	50,000	40,000
住宅又は事業所等若しくは家財に相当額以上の被害を受けた場合	40,000	50,000	40,000
傷 害 (1人につき)	40,000		
死 亡 (1人につき)	120,000		

根 拠 法 令 等

港区災害見舞金支給要綱

事 業 開 始 時 期

昭和46年4月

事業の状況

災害見舞金支給等の状況

区分	年度	芝地区		麻布地区		赤坂地区	
		見舞金支給対象数	支給金額 (円)	見舞金支給対象数	支給金額 (円)	見舞金支給対象数	支給金額 (円)
単身世帯	29	1	40,000	7	280,000	4	180,000
	30	0	0	1	40,000	0	0
	元	0	0	2	80,000	0	0
	2	0	0	1	40,000	0	0
	3	1	50,000	0	0	2	90,000
2人以上世帯	29	2	140,000	6	340,000	1	50,000
	30	0	0	0	0	0	0
	元	1	50,000	1	50,000	0	0
	2	0	0	1	50,000	1	50,000
	3	0	0	0	0	0	0
事業所	29	0	0	2	80,000	2	80,000
	30	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
死亡	29	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
傷害	29	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	0	0	0
	元	1	40,000	1	40,000	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	1	40,000

区分	年度	高輪地区		芝浦港南地区		合 計	
		見舞金支給対象数	支給金額 (円)	見舞金支給対象数	支給金額 (円)	見舞金支給対象数	支給金額 (円)
単 身 世 帯	29	1	50,000	0	0	13	550,000
	30	0	0	0	0	1	40,000
	元	1	50,000	1	50,000	4	180,000
	2	0	0	0	0	1	40,000
	3	3	150,000	1	50,000	7	340,000
2 人 以 上 世 帯	29	2	120,000	0	0	11	650,000
	30	1	50,000	0	0	1	50,000
	元	0	0	0	0	2	100,000
	2	0	0	2	100,000	4	200,000
	3	1	70,000	0	0	1	70,000
事業所	29	0	0	0	0	4	160,000
	30	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
死 亡	29	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
傷 害	29	1	40,000	0	0	1	40,000
	30	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	1	40,000	3	120,000
	2	0	0	0	0	0	0
	3	1	40,000	0	0	2	80,000

1 町会・自治会の設立・運営等

目 的

町会・自治会は、区民が自主的に組織し運営する地縁団体です。団体の設立や運営等がより円滑に推進されるよう、地区ごとに地域に密着した形で支援しています。

内 容

以下の要件を満たしている団体について、町会・自治会の設立届受理等の業務や自主的な地域活動等の支援を行っています。

- 〔要件〕（１）一定の区域を有していること（集合住宅の場合は、１棟単位以上）。
 （２）区域内のおおむね２分の１以上の世帯が加入していること（集合住宅の場合は、４分の３以上の世帯が加入していること。ただし、５０１以上の世帯がある大規模な集合住宅の場合、３７５以上の世帯が加入していること）。
 （３）会の組織運営に関する基本的事項が、会則で定められていること。
 （４）当該地域内の住民福祉の増進に積極的に努め、地域の振興に寄与していること。
 （５）既に届出されている町会・自治会から独立する場合は、当該町会・自治会の了解が得られていること（「設立同意書」が必要）。

事 業 の 状 況

町会・自治会の現況

年 度		29	30	元	2	3
総合支所						
芝地区	団体数	76	76	74	74	73
	会員数	13,499	14,201	13,856	13,167	13,151
麻布地区	団体数	43	43	42	42	41
	会員数	12,076	12,010	11,966	11,894	12,044
赤坂地区	団体数	35	35	35	35	35
	会員数	7,103	7,095	7,124	7,029	6,980
高輪地区	団体数	48	48	48	47	46
	会員数	17,056	17,098	16,590	16,398	16,180
芝浦港南 地区	団体数	32	32	31	30	30
	会員数	16,933	16,823	16,641	16,625	16,561
合 計	団体数	234	234	230	228	225
	会員数	66,667	67,227	66,177	65,113	64,916

（各年度４月１日現在）

※休会中の団体は、含まれていません。

※会員数＝世帯会員数＋集合住宅会員数（１棟＝１会員）＋事業所会員数（１事業所＝１会員）

2 町会・自治会連絡会、町会連合会の運営への協力

目 的

町会・自治会の団体間相互及び町会・自治会と区とのコミュニケーションを充実させるため、地区内の町会・自治会が一堂に会する連絡会を開催しています。

内 容

町会・自治会活動の事例発表、区からのお知らせ、区政への要望等について意見の交換をします。

事業開始時期

芝地区	平成 10 年 2 月
麻布地区	昭和 43 年 4 月（麻布町会・自治会連合会発足日）
赤坂地区	昭和 29 年 8 月（赤坂青山町会連合会発足日）
高輪地区	平成 9 年 3 月
芝浦港南地区	平成 10 年 7 月

実 績 表

年 度		29	30	元	2	3
総合支所						
芝地区	開催回数	2	2	2	2	2
	延参加団体数	92	92	80	148	146
	届出団体数	76	76	74	74	73
麻布地区	開催回数	3	3	3	1	1
	延参加団体数	99	85	72	42	41
	届出団体数	43	43	42	42	41
赤坂地区	開催回数	2	2	2	2	2
	延参加団体数	59	78	82	76	59
	届出団体数	35	35	35	35	35
高輪地区	開催回数	2	2	2	1	—
	延参加団体数	53	55	59	15	—
	届出団体数	48	48	48	47	46
芝浦港南地区	開催回数	1	—	—	—	—
	延参加団体数	18	—	—	—	—
	届出団体数	32	—	—	—	—
合 計	開催回数	10	9	9	6	5
	延参加団体数	321	310	293	281	246
	届出団体数	234	202	199	198	195

（各年度末日現在）

（届出団体数は各年度 4 月 1 日現在）

※休会中の団体は、含まれていません。

※芝浦港南地区では、芝浦海岸地域・港南地域・台場地域は月 1 回の地域連合会等において、町会・自治会への情報提供を行っています。

3 町会に対する補助金

(1) 町会等補助金

目 的

町会・自治会等の自主的な地域活動を支援するため、補助金を交付しています。

内 容

[補助対象] 区に届出のある町会・自治会等

[補助概要]

① 団体活動費補助金

団体の運営や実施事業に要する経費、防犯灯等の維持に要する経費の一部を補助します。

② 防犯灯補修費補助金

防犯灯の修繕その他補修に要する経費を補助します。

③ 協働事業活動費補助金

近隣の町会・自治会等や公益的な活動を行っている団体と協働して実施する事業に要する経費を補助します。

(※港区協働事業活動補助金交付要綱に基づき交付していた「協働事業活動補助金」は、補助対象等を拡充し、令和3年度から「町会等補助金」の補助金の区分「協働事業活動費」としました。)

根 拠 法 令 等

港区町会等補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

昭和52年4月1日

実 績 表

団体活動費補助金、防犯灯補修費補助金の実績

年 度		29	30	元	2	3
総合支所						
芝地区	交付団体数	83	82	81	80	79
	交付額(円)	16,293,978	18,933,192	15,052,676	15,379,292	19,190,647
麻布地区	交付団体数	45	46	45	45	45
	交付額(円)	12,067,627	13,008,017	13,136,313	12,231,644	14,833,893
赤坂地区	交付団体数	38	38	38	38	38
	交付額(円)	11,362,363	9,281,369	9,636,912	9,950,909	11,532,133
高輪地区	交付団体数	49	50	50	48	48
	交付額(円)	16,328,356	15,925,254	15,987,178	16,467,112	19,699,467
芝浦港南 地区	交付団体数	42	42	40	39	41
	交付額(円)	10,213,830	10,184,216	10,054,020	9,858,150	12,314,900
合 計	交付団体数	257	258	254	250	251
	交付額(円)	66,266,154	67,332,048	63,867,099	63,887,107	77,571,040

(各年度末日現在)

※令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策補助金として、1団体(商店会除く。)につき5万円を補助しました。交付団体数のうち、3団体は5万円の補助を辞退しました。

協働事業活動費補助金の実績

年 度		
総合支所		3
芝地区	交付団体数	2
	交付額(円)	969,235
麻布地区	交付団体数	0
	交付額(円)	0
赤坂地区	交付団体数	0
	交付額(円)	0
高輪地区	交付団体数	2
	交付額(円)	309,675
芝浦港南 地区	交付団体数	2
	交付額(円)	802,542
合 計	交付団体数	6
	交付額(円)	2,081,452

(各年度末日現在)

※令和2年度までの実績については、(5) 協働事業活動補助金を参照してください。

(2) 町会・自治会等掲示板設置等補助金

目 的

町会・自治会等が掲示板を新設、移設する際、又は老朽化等により建て替え、補修する際に経費の一部を補助しています。

内 容

〔補助対象〕 町会・自治会区域内の私有地又は私道上に設置する掲示板

〔補助概要〕 掲示板設置等に係る経費の2分の1以内とし、次の額を上限として補助金を交付しています。

- ・新設、建替えの場合 1基につき10万円
- ・移設、補修の場合 1基につき5万円

根 拠 法 令 等

港区町会・自治会等掲示板設置等補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成16年4月1日

実 績 表

年 度		29	30	元	2	3
総合支所						
芝地区	交付団体数	0	1	1	1	1
	基 数	0	2	1	4	1
	交付額(円)	0	97,200	50,000	198,200	100,000
麻布地区	交付団体数	1	1	0	2	0
	基 数	1	1	0	11	0
	交付額(円)	50,000	20,000	0	515,100	0
赤坂地区	交付団体数	0	1	1	0	2
	基 数	0	1	1	0	2
	交付額(円)	0	50,000	50,000	0	100,000
高輪地区	交付団体数	3	4	2	6	6
	基 数	6	4	2	13	11
	交付額(円)	202,600	176,900	66,100	915,700	759,900
芝浦港南 地区	交付団体数	1	0	0	0	0
	基 数	4	0	0	0	0
	交付額(円)	39,400	0	0	0	0
合 計	交付団体数	5	7	4	9	9
	基 数	11	8	4	28	14
	交付額(円)	292,000	344,100	166,100	1,629,000	959,900

(各年度末日現在)

※令和2年度から、新設・建替えの補助金上限額を5万円から10万円に変更しました。

(3) 町会・自治会会館建設等補助金

目 的

町会・自治会が、町会・自治会会館の新築、改築、増築若しくは修繕又は建物の購入をする際、経費の一部を補助しています。

内 容

[補助対象]

- ・新築、改築、増築、既存建物の購入
※認可地縁団体として登録されている町会・自治会のみが対象となります。
- ・修繕
※町会等補助金の交付を受けている町会・自治会が対象となります。

[補助概要] 整備事業に係る経費の2分の1以内とし、次の額を限度として補助金を交付しています。

- ・新築、改築、既存建物の購入の場合 1,000 万円
- ・増築、修繕の場合 500 万円

根 拠 法 令 等

港区町会・自治会会館建設等補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成16年4月1日

実 績 表

年 度		29	30	元	2	3
総合支所						
芝地区	交付団体数	0	1	0	0	0
	交付額(円)	0	1,204,200	0	0	0
麻布地区	交付団体数	1	0	0	0	0
	交付額(円)	10,000,000	0	0	0	0
赤坂地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
高輪地区	交付団体数	0	0	1	1	0
	交付額(円)	0	0	4,082,000	3,410,000	0
芝浦港南地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
合 計	交付団体数	1	1	1	1	0
	交付額(円)	10,000,000	1,204,200	4,082,000	3,410,000	0

(各年度末日現在)

(4) 認可地縁団体補助金

目 的

町会・自治会が、地方自治法に規定する地縁による団体として認可を受けるために要した経費や、当該団体が所有する町会会館等の不動産を当該団体名義により不動産登記するために要した経費の一部を補助しています。

内 容

〔補助対象〕 地縁による団体としての認可を受けるために要した経費
認可後、当該団体名義による不動産登記に要した経費

〔補助概要〕 補助対象となる経費の4分の3以内とし、100万円を限度として補助金を交付しています。

根 拠 法 令 等

港区認可地縁団体補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成16年4月1日

実 績 表

年 度		29	30	元	2	3
総合支所						
芝地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
麻布地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
赤坂地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
高輪地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
芝浦港南 地区	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0
合 計	交付団体数	0	0	0	0	0
	交付額(円)	0	0	0	0	0

(各年度末日現在)

（５）協働事業活動補助金

目 的

会員数が比較的少なく、資金や人材が不足しがちな町会・自治会が近隣の他の町会・自治会や各総合支所管内の地域で公益的な活動を行っている団体と協働して実施する事業に対して、補助金を交付することにより、自主的かつ自立的な活動の基盤づくりや地域のコミュニティ活動の活性化を図ることを目的として補助しています。

内 容

- 〔補助対象〕 会員数 150 以下の町会・自治会が近隣の町会・自治会や地区で活動する団体（商店会、企業、NP0、大学、PTA、公益法人等）と協働して実施する事業
- 〔補助概要〕 補助対象となる経費の全額とし、一事業につき 50 万円を限度として補助金を交付します。

根 拠 法 令 等

港区協働事業活動補助金交付要綱

事 業 開 始 時 期

平成 30 年 4 月 1 日

※令和 2 年度までの時限的な補助金です。

※令和 3 年度から補助対象等を拡充し、町会・自治会の活動費を補助する「町会等補助金」の補助金の区分「協働事業活動費」として補助しています。

実 績 表

年 度		30	元	2
総合支所	芝地区	3	4	0
	交付額(円)	1,355,000	1,621,822	0
麻布地区	交付団体数	2	1	0
	交付額(円)	814,000	500,000	0
赤坂地区	交付団体数	3	4	2
	交付額(円)	1,252,000	1,999,000	991,155
高輪地区	交付団体数	2	4	2
	交付額(円)	216,000	591,465	374,476
芝浦港南 地区	交付団体数	2	4	0
	交付額(円)	583,232	1,505,886	0
合 計	交付団体数	12	17	4
	交付額(円)	4,220,232	6,218,173	1,365,631

（各年度末日現在）

※令和 3 年度の実績については、（１）町会等補助金を参照してください。

4 地域懇談会等の開催

目 的

地域内の団体相互の懇親を深め、協力関係をより強化することを目的として各団体の情報交換等を行っています。町会・自治会をはじめとした地域の団体や警察・消防等の行政機関等が幅広く参加しています。

事業開始時期

平成元年

実績表

年 度		29	30	元	2	3
総合支所						
芝地区	出席者数(人)				—※	—※
	事業費(円)	598,991	591,128	621,348	0	0
麻布地区	出席者数(人)					
	事業費(円)	0	0	0	0	0
赤坂地区	出席者数(人)	275	381	—※	6	34
	事業費(円)	1,308,528	1,565,897	1,009,770	1,303,357	1,661,000
高輪地区	出席者数(人)					
	事業費(円)	0	0	0	0	0
芝浦港南地区	出席者数(人)			—※	—※	25
	事業費(円)	117,936	0	0	0	0
合計	出席者数(人)	275	381	0	6	59
	事業費(円)	2,025,455	2,157,025	1,631,118	1,303,357	1,661,000

(各年度末日現在)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

事業内容

平成18年度から、地区ごとに実施しています。

実績表

令和3年度

	事 業	内 容
芝地区	ふれ愛まつりだ、芝地区！ ※ ¹	芝地区地域交流ブースの出展
麻布地区	麻布町会・自治会連合会連絡会 ※ ¹	行政からのお知らせ 町会・自治会間の意見交換
赤坂地区	赤坂でつながり隊 ※ ²	地域で活動している団体の 交流会
高輪地区	高輪地区町会・自治会連絡会 ※ ¹	行政からのお知らせ 町会・自治会間の意見交換
芝浦港南地区	バイエリア講座	地域活動の紹介 地域住民の交流

※¹ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

※² 赤坂地区で実施していた地域デビューの集いは令和2年度で終了しました。

5 町会・自治会の会長、副会長及び役員に対する感謝状贈呈

目 的

永年の町会・自治会での地域自治振興の尽力に対して敬意を表するため、退任した町会・自治会の会長、副会長及び役員へ感謝状を贈呈します。

内 容

地域自治の育成、発展及び公共の福祉の増進に功績があり、町会又は自治会の役員の職にあった者に対する感謝状贈呈基準第2条に該当する方へ記念品を添えて感謝状を贈呈します。

根 拠 法 令 等

町会又は自治会の役員の職にあった者に対する感謝状贈呈基準

事 業 開 始 時 期

昭和62年4月1日

実 績 表

(単位：人)

年 度	29	30	元	2	3
総合支所					
芝地区	5	6	6	5	5
麻布地区	2	4	4	4	1
赤坂地区	2	0	3	6	5
高輪地区	5	5	6	6	2
芝浦港南地区	1	3	2	0	1
合計	15	18	21	21	14

6 東京都功労者表彰の推薦

目 的

町会・自治会等の地域活動や善行（ボランティア）に尽力し、顕著な功績のあった方を東京都功労者表彰に推薦しています。

内 容

毎年10月1日に実施される東京都功労者表彰において、地域活動功労及び善行の区分に該当する方を、東京都に推薦します。

根 拠 法 令 等

東京都表彰規則
東京都表彰事務取扱要領

事 業 開 始 時 期

昭和47年

実 績 表 ※各総合支所協働推進課からの推薦に限ります。（単位：人）

年度	29	30	元	2	3
推薦者数	1	1	0	0	0
推薦者数における受賞者数	1	1	0	0	0

7 地域活動補償制度

目 的

町会・自治会等、地域貢献活動を行う団体が安心して活動できるよう、賠償責任事故補償及び傷害事故補償を行う制度を設けています。

内 容

各総合支所は、地区内団体について、一括して保険加入を行い、各団体の行事及び活動において、事故発生があったときは、事故報告を受け付けます。

根 拠 法 令 等

港区地域活動補償制度取扱要綱

事 業 開 始 時 期

平成18年4月1日

実 績 表 （単位：円）

年 度	事 業 費
29	798,270
30	791,800
元	795,040
2	1,194,140
3	1,182,740

（各年度末日現在）

各総合支所「地域のできごと」

各総合支所協働推進課

目 的

区民のコミュニティ意識の醸成と地域活動への参加促進を図るため、町会・自治会活動等地域の身近な話題を中心とした情報を収集し、提供しています。

内 容

港区ホームページ内に「総合支所のページ」を開設し、地域の身近な活動や話題を提供しています。あわせて、町会・自治会一覧を掲載するとともに、各町会・自治会が作成したホームページへリンクすることにより、広く町会・自治会に係る情報を発信し、町会・自治会への加入促進を図っています。

事業開始時期

平成16年12月

実績表

地域のできごと掲載件数

(単位：件)

年 度	29	30	元	2	3
総合支所					
芝地区	31	24	20	12	12
麻布地区	53	34	28	11	15
赤坂地区	46	70	35	23	35
高輪地区	36	51	52	20	4
芝浦港南地区	77	65	55	31	42
合 計	243	244	190	97	108

(各年度末日現在)

区設掲示板設置及び管理

各総合支所協働推進課

目 的

行政の施策や事業等のポスターを区設掲示板に掲出するとともに、掲示板を管理します。

内 容

- ・区設掲示板の新設、補修、移設、撤去を行います。
- ・ポスター掲出申請の許可、掲示物の管理・調整を行います。

根 拠 法 令 等

港区設掲示板管理及びポスター等掲示物取扱要領

実 績 表

年 度 区 分	29	30	元	2	3
掲示板設置基数(基)	396	398	397	401	400
申請許可件数(件)	880	849	889	461	550
掲 出 枚 数(枚)	28,702	33,585	36,639	26,236	33,451

(各年度末日現在)

事 業 費

(単位：円)

年 度 総合支所	29	30	元	2	3
芝地区	3,389,029	3,913,366	4,218,878	3,429,085	13,017,329
麻布地区	4,972,029	5,103,773	3,966,574	3,836,096	16,188,557
赤坂地区	2,822,283	2,900,511	2,211,779	3,963,542	8,817,809
高輪地区	2,876,590	3,215,125	3,047,858	3,078,614	9,830,392
芝浦港南地区	1,965,736	2,056,350	1,685,930	1,933,008	6,241,400
合 計	16,025,667	17,189,125	15,131,019	16,240,345	54,095,487

(各年度末日現在)

※令和3年度は区設掲示板の強風対策を実施しました。

防災住民組織育成・地域防災協議会支援	各総合支所協働推進課 防災危機管理室防災課
概 要 区民を中心とした自主的な防災住民組織の結成を促進し、防災資器材の助成や活動助成金を交付するとともに、防災住民組織からの要請に応じて防災研修や講演会を開催し、地域での防災訓練等の防災活動を支援しています。 内 容 (1) 防災住民組織が自主防災活動の目的を達成できるよう助成・支援 (2) 小学校区等を単位とした地域防災協議会が自主防災活動の目的を達成できるよう助成・運営の支援 (3) 地域の防災力向上のための学習の支援・防災マップの作成配布 (4) 避難所運営訓練・マニュアル等作成の支援 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照	

総合防災訓練（地域訓練）	各総合支所協働推進課 防災危機管理室防災課
概 要 防災関係機関及び地域住民等との連携を中心とした「地域訓練」を、港区防災対策基本条例第 15 条第 1 項及び港区地域防災計画に基づき実施しています。 内 容 (1) 「自らの命は自らが守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの自助・共助の防災対策を促進すること (2) 区民の防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図ること (3) 区民及び区内事業所の協力体制を確立すること (4) 区及び関係防災機関相互の協力体制を確立すること (5) 港区地域防災計画の運用の習熟を図ること ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照	

概 要

地域や区民が主催する、防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会・学習会に、防災に関するアドバイザーを派遣することにより、支援する制度です。

内 容

(1) 地域防災アドバイザー

地域防災協議会、防災住民組織、町会・自治会などが、防災意識の高揚等を図るための講演会や団体が防災に関する相談を行いたいときに、区が防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣します。

(2) 共同住宅防災アドバイザー

共同住宅の居住者、管理組合及び管理事業者が結成した団体が、居住者相互の「共助」による体制や組織づくりの推進のほか、防災計画や避難計画を策定する場合又は居住者の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発のための講演会・学習会や地域の防災組織との連携を行いたい場合に、区が防災に関する専門家（防災アドバイザー）を派遣します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*平成 25 年度に防災危機管理室防災課から移管

概要

災害時の混乱を防止し地域の安全を確保するため、事業者等の一斉帰宅の抑制を推進するとともに、旅行や観光等で港区を訪れ災害時に安全を確保する場所がない人のために一時滞在施設の確保を進めています。

また、災害時は、人的・物的にも公助のみで対応することが困難なことから、駅周辺事業者を中心とした帰宅困難者対策を推進する共助の団体の設立及び運営支援を行い、実効性のある防災体制の構築を図っています。

内 容

(1) 区内駅周辺滞留者対策推進協議会の運営

名 称	設立 年度	備 考
品川駅周辺滞留者対策推進協議会	H20	防災課が設立 平成 25 年度から高輪地区総合支所が運営実施
田町駅周辺滞留者対策推進協議会	H23	防災課が設立 平成 28 年度から芝浦港南地区総合支所が 運営実施
台場駅周辺滞留者対策推進協議会	H23	芝浦港南地区総合支所が設立 台場地域防災連絡会（H23）が平成 27 年度に 名称変更したもの
浜松町駅周辺滞留者対策推進協議会	H24	防災課が設立 平成 28 年度から芝地区総合支所が運営実施
新橋駅周辺滞留者対策推進協議会	H24	防災課が設立 平成 28 年度から芝地区総合支所が運営実施
白金高輪駅周辺滞留者対策推進協議会	H25	防災課が設立 平成 28 年度から高輪地区総合支所が運営実施
赤坂青山地域滞留者対策推進協議会	H26	赤坂地区総合支所が設立 乃木坂防災協議会（H22）と青山通り防災協議会 （H23）が合併し設立され（H26）、平成 27 年度 に赤坂地区も加わり、運営実施 赤坂青山防災協議会（H27）が名称変更したもの
六本木駅周辺滞留者対策推進協議会	H27	防災課が設立 平成 29 年度から麻布地区総合支所が運営実施
虎ノ門地域滞留者対策推進協議会	H29	虎ノ門地区都市再生安全確保計画作成部会にお いて設立 令和 2 年度から芝地区総合支所が運営実施

(2) 事業者向け防災対策の支援

(3) 帰宅困難者対策に関する協力協定

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

概 要

区内に住民登録がある世帯に対し、震災時の家具転倒等による人的被害を最小限に抑えることを目的とし、家具転倒防止器具等を現物助成します。

また、高齢者・障害者・妊産婦・ひとり親世帯等に対し、家具転倒防止器具等の取付支援を行うことにより、震災時の安全を確保します。

内 容

以下の家具転倒防止器具等を現物助成します。申請においてはポイント方式を採用し、品目ごとのポイントを定め、ひとり又は2人世帯は150ポイント（15,000円相当）、3人以上の世帯は195ポイント（19,500円相当）を助成の上限とします。

各世帯1回限りの助成で、高齢者のみの世帯や障害者等を含む世帯（要介護3以上の人を含む世帯）、妊産婦を含む世帯、ひとり親世帯には、助成を受けた家具転倒防止器具等の取付けを支援します。

種 別	内 容
家具転倒防止器具	つつぱり棒やネジ止めベルト式耐震金具、粘着シートを天井と家具の間又は壁と家具に取り付けることにより、家具の滑り出しを防止し、家具の転倒を防ぎます。
扉の開放防止器具	食器棚等の扉にネジでクサリを取り付け、揺れによる扉の開放を防止し、食器類の飛出しを防ぎます。
電化製品等の耐震ゴム	ＯＡ機器、ガラス製品、花瓶等の下に50mm四方のポリウレタン製ゲル状粘着耐震ゴムを敷くことにより、強力な粘着力で地震等による衝撃や震動から守ります。
ＯＡ機器用耐震固定バンド	パソコン、テレビ等を固定バンド式の粘着パッドで強力に固定し、転倒落下事故を防ぎます。
ガラス飛散防止フィルム	窓や食器棚等にガラス飛散防止フィルムを貼り、ガラス破片の飛散によるケガを防ぎます。

【取付支援対象世帯】

区内に住民登録がある世帯のうち、自力で器具等を取り付けることが困難であり、かつ次の（１）～（６）のいずれかに該当する世帯

- （１）65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯
- （２）要介護3以上の人を含む世帯
- （３）身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人を含む世帯
- （４）東京都難病医療費助成を受けている人を含む世帯
- （５）母子健康手帳を交付された妊婦又は出産した月から1年後の月の前月末日までの産婦を含む世帯
- （６）母子又は父子のひとり親家庭

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」及び「港区の保健福祉」を参照

生活安全活動の支援

(1) 港区生活安全協議会・生活安全活動推進協議会

各総合支所協働推進課

防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概 要

生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議する「港区生活安全協議会」を運営するとともに、各地区に設置された「生活安全活動推進協議会」等による、地域ごとの生活安全活動を支援します。

内 容

(1) 港区生活安全協議会

区の生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議する組織です。区民等、事業者、関係行政機関の職員及び区の職員で構成されています。

(2) 生活安全活動推進協議会

各地区の生活安全活動の推進及び地域の安全を脅かす課題の解決に取り組むため、各総合支所単位に設置されている組織で、町会・自治会、商店会、防犯協会、保護司、PTA 関係者、民生・児童委員、その他協議会の設立目的に賛同する企業、団体及び個人による委員で構成されています。

(3) 区の支援

各地区で実施する、地域の実情に応じた生活安全に関するキャンペーンの共催や自主パトロールへの参加等により活動を支援しています。

根 拠 法 令 等

安全で安心できる港区にする条例

安全で安心できる港区にする条例施行規則

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

生活安全活動の支援

(2) 安全・安心まちづくり推進地区の取組 (六本木地区)

麻布地区総合支所協働推進課
防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概要

都内有数の繁華街である六本木地区（六本木3丁目～7丁目）について、当該区域の安全対策を強化するため、平成16年に港区生活安全協議会等で「安全・安心まちづくり推進地区」として選定し、通学路パトロールの実施など取組を強化しました。

平成18年には、六本木地区に関わる地元の町会・自治会、事業者、関係機関・団体等がともに、安全で安心できるまちにする取組等を推進するため、六本木地区に特化した対策を推進する組織として「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」が発足しました。

平成25年7月開催の推進会議では、すべての人が守るべきまちのルール「六本木安全安心憲章」を制定し、港区「六本木安全安心憲章」推奨事業所等認定制度などの取組を推進しています。

【推進地区選定等の経過】

年月日	内容・経過等
平成15年9月9日	東京都緊急治安対策本部から、犯罪が多発するなど、安全・安心まちづくりの推進が必要と判断される地域について、「安全対策重点地区」として選定するよう依頼を受ける
平成16年4月9日	港区生活安全協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」（旧「安全対策重点地区」）に選定することを決定
平成16年9月9日	麻布地区の生活安全と環境を守る協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」に選定することを決定
平成16年11月5日	港区生活安全協議会及び麻布地区の生活安全と環境を守る協議会において、六本木地区を「安全・安心まちづくり推進地区」に選定することが決定されたため、東京都に対し選定を報告
平成17年6月28日	「大都市等の魅力ある繁華街の再生」のモデル地区として、都市再生本部が全国の11か所の繁華街のうちの一つとして六本木地区を指定

内 容

- (1) 通学路パトロールの実施
- (2) 夜間パトロールの実施
- (3) 「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」の運営
- (4) 「六本木安全安心憲章」に基づく取組

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*平成27年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

生活安全活動の支援

(3) 安全・安心まちづくり推進地区の取組 (赤坂地区)

赤坂地区総合支所協働推進課
防災危機管理室危機管理・生活安全担当

概 要

都内有数の繁華街であり、指定暴力団稲川会総本部の移転阻止運動を実施するなど、暴力団排除活動の意識が高い赤坂地区（元赤坂1・2丁目、赤坂1丁目～9丁目※¹）をより一層安全で安心できるまちとするため、港区生活安全協議会の認定を経て、平成23年に「安全・安心まちづくり推進地区」に指定しました。

なお、本地区は平成22年に東京都から「繁華街等における体感治安※²の改善事業」のモデル地域として、都内10地域の一つとして認定されました。（単年度事業）

※¹ 赤坂御用地を除く

※² 犯罪認知件数や検挙率等の統計に表されたものではなく、人々が日常生活の中で感じる治安の善し悪しに関する感覚

【推進地区選定等の経過】

年月日	内容・経過等
平成22年8月20日	東京都から、繁華街の防犯力を向上させることで、体感治安の改善を図る「繁華街等における体感治安の改善事業」モデル地域に認定される。
平成23年3月24日	「安全・安心まちづくり推進地区」の認定審議を予定していた港区生活安全協議会が、東日本大震災により中止となった。そのため、各委員に対し資料を送付し、「安全・安心まちづくり推進地区」として認定することについて意見等を伺った。異議等がなかったため、港区生活安全協議会として認定した。
平成23年5月26日	「安全・安心まちづくり推進地区」に指定される。

事業開始時期

平成22年9月

事業の状況

「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」の支援

平成20年11月に、赤坂地区に特化した環境美化や暴力排除の対策を推進するため、「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」が発足しました。

平成22年に体感治安の改善事業の実施に伴い、協議会の実施地域や構成団体（商店会、町会・自治会、地域団体、関係事業者、ボランティア団体、教育機関、行政機関、区等）を拡大させ、協議会が実施する活動等を支援しています。

【団体】 55団体（令和4年4月1日現在）

【役員】 11人（令和4年4月1日現在）

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

概 要

「区民や事業者等で構成される団体が実施する生活安全活動」及び「町会・自治会等の地域団体が地域の安全・安心確保のために、道路等に設置する防犯カメラ」について、その経費を一部補助します。

内 容

(1) 生活安全活動費

区民等及び事業者を構成員とする団体が、自主的に実施する生活安全意識の向上、生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた活動に要する経費を補助します。

補助金額＝活動経費×3／4（15万円を限度）

(2) 防犯カメラ整備費

町会・自治会、商店会等の地域団体が、当該地域の道路等における区民等の安全確保及び犯罪の防止を目的として設置する防犯カメラの整備に要する経費を補助します。

補助金額＝整備経費×5／6（1,700万円を限度）

地域団体の負担軽減を図り、防犯カメラの設置を更に促進するため、令和2年度から東京都の補助制度を活用し、整備費用について、補助率を3／4から5／6に、補助上限額を1,500万円から1,700万円に改めました。

※防犯カメラ1台当たりの整備費用につき、60万円を限度

※防犯カメラ設備の更新については、原則として整備完了後7年を経過していること

(3) 防犯カメラ維持管理費

上記(2)「防犯カメラ整備費」の補助により町会等が設置した防犯カメラの維持管理に要する経費を補助します。

補助金額＝維持管理経費（防犯カメラ1台につき、15,000円を限度）

根 拠 法 令 等

安全で安心できる港区にする条例

安全で安心できる港区にする条例施行規則

港区安全安心まちづくり補助金交付要綱

港区防犯カメラ整備補助基準

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*上記(2)(3)は、平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

概 要

建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図るため、区内の共同住宅（マンション及び賃貸住宅をいう。）の管理組合等又は所有者に対して、当該共同住宅の共用部分等への防犯機器の新たな設置に要する費用の一部を助成します。

なお、より効果的な防犯対策とするため、助成対象者に対し、防犯診断を実施します。

内 容**（１）助成対象者**

① 区内の分譲マンション管理組合等及び公共住宅等に居住している住民で構成されている団体等（管理組合が存在しないマンションについては、区分所有者の２分の１以上の者で構成する団体で区長が特に認める団体も含む）

② 区内の賃貸住宅所有者（個人・法人問わず）

（２）助成内容

区負担による防犯診断を実施した上で、助成対象建物へ区が定める助成対象機器を新たに設置する場合に、費用総額の２分の１（上限 50 万円）を助成します。

また、当該助成制度を利用し設置した防犯機器について、機器の更新をする場合に、設置から 7 年を経過した後、その翌年度以降に再度申請を受付し、助成します。

なお、補助率等は、新たに設置する場合と同じです。

（３）助成対象機器（共用部分等に取り付けた場合を対象）

① 防犯カメラシステム（システム一式を対象）

② センサー付ライト・センサー付アラーム

③ オートロックシステム

④ その他、区長が必要と認めたもの

根 拠 法 令 等

港区共同住宅防犯対策助成事業実施要綱

事 業 開 始 時 期

平成 20 年 6 月

*当事業の実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*平成 25 年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

概 要

空き巣被害等の防止には、区民の防犯意識の向上とあわせ、侵入されにくい建物にすることが効果的であることから、防犯性能の高い錠などの建物部品の取付けなど住まいの防犯対策に要する費用の一部を助成します。

内 容

区内に居住し、住民登録をしている世帯を対象としています。自宅玄関錠の交換や補助錠の取付け、窓への防犯フィルムの貼付などの区が定めた箇所及び品目による防犯対策に要する費用が5,000円以上のものを助成対象とし、その2分の1（上限10,000円）を助成します。

また、当該助成制度を利用し設置した防犯機器について、機器の更新をする場合に、設置から7年を経過した後、その翌年度以降に再度申請を受付し、助成します。

なお、補助率等は、新たに設置する場合と同じです。

根 拠 法 令 等

港区住まいの防犯対策助成事業実施要綱

事 業 開 始 時 期

平成18年6月

＊当事業の実績表は「港区の防災危機管理」を参照

＊平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

概 要

「自分たちのまちの安全は自分たちで守る」という防犯意識の向上を図りながら、区民、事業者、行政等が一体となって、生活の安全確保と犯罪機会の未然防止のためのパトロールを実施しています。

内 容（みんなとパトロールとは、以下の3つのパトロールの総称です。）

（1）地域パトロール

区内の町会・自治会、商店会、各地区生活安全活動推進協議会等が独自に実施しています。地域によってはパトロール隊を組織し、パトロールを実施しています。

（2）青色防犯パトロール（業者委託パトロール）

犯罪の機会を未然に防止する目的で、民間警備会社に委託し、青色回転灯装備車両により24時間体制でパトロールを実施しています。車両及び徒歩により通学路の安全安心を確保する「通学路パトロール」、保育園、幼稚園、児童館、公園などを巡回する「子どもの施設巡回パトロール」、帰宅する区民等の安全を守るための「夜間パトロール」があります。

また、道路や公園などにおける安全確認、違法放置物等の報告・撤去等、看板等不法占用物件の確認・啓発業務や突発的な事件・事故対応等の業務も行っています。

（3）職員パトロール

区所有の自転車のかごの部分に防犯プレートを取り付け、職員が職務で利用する際にパトロールを実施しています。

事業開始時期

業者委託パトロール

平成16年2月

職員パトロール

平成18年8月

*当事業の状況、詳細内容及び実績表は「港区の防災危機管理」を参照

*上記（2）は、平成25年度に防災危機管理室危機管理・生活安全担当から移管

老人クラブの活動助成

各総合支所協働推進課
保健福祉支援部保健福祉課

目 的

社会奉仕活動・健康を増進する活動・いきがいを高める活動などを行っている老人クラブを支援することで、高齢期の生活を豊かなものにすること及びいきいきとした高齢社会の実現を目指します。

内 容

老人クラブを育成し、その活動を助成するため、会員数に応じた助成金を交付しています。

根 拠 法 令 等

老人福祉法
港区老人クラブ活動助成要綱
港区老人クラブ連合会補助金交付要綱

実 績 表

助成金交付クラブ数

(単位：クラブ)

総合支所 規模別 (会員数)	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合 計
30人以上 50人以下	9	6	2	5	7	29
51人以上 100人以下	4	3	3	3	3	16
101人以上 150人以下	1	—	—	—	1	2
151人以上 200人以下	—	—	—	—	—	—
201人以上	—	—	—	—	—	—

(令和4年4月1日現在)

会員数

(単位：人)

総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合 計
会 員 数	665	405	240	339	558	2,207

(令和4年4月1日現在)

※休会中の団体は、含みません。

リサイクル団体助成

各総合支所協働推進課
環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所

目 的

ごみの減量及び資源の有効活用並びに環境問題に関する区民意識の高揚を目的として、区民が主体となって行う資源回収（集団回収）を支援しています。

内 容

地域の方々が自主的にグループを作り、町会や自治会、PTA 等を中心に、家庭等から出る古紙や缶等の資源を分別して集め、資源回収業者に引き渡してリサイクルしています。区では、こうした集団回収活動を行う団体に対して、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等、様々な支援をしています。

※平成 30 年 7 月 1 日から、中小企業基本法上の小規模企業者が排出する古紙（産業廃棄物を除く）も回収対象となりました。

※令和 3 年度から、優良な資源回収業者の区への登録を開始しました。

※令和 3 年度から、資源回収量 1 キログラム当たり 6 円を支払っていた報奨金を、品目別に上げました。（新聞、雑誌、段ボール、金属類、びん類、その他は 7 円、布類は 10 円、紙パック、その他再生可能紙は 20 円）

根 拠 法 令 等

港区集団回収実践団体支援要綱

実 績 表

（単位：kg）

総合支所 区分		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合 計
紙 類	新聞	192,905	147,730	138,029	335,133	370,060	1,183,857
	雑誌	215,407	176,981	158,780	300,928	393,632	1,245,728
	段ボール	349,979	358,514	282,448	432,882	732,809	2,156,632
	紙パック	749	293	282	1,556	1,099	3,979
	その他	3,435	2,280	1,904	14,098	4,284	26,001
	計	762,475	685,798	581,443	1,084,597	1,501,884	4,616,197
布 類		3,452	408	1,291	8,982	5,233	19,366
金 属 類	鉄類	11,883	10,093	9,566	12,834	29,051	73,427
	アルミ類	22,830	23,218	19,066	27,616	70,137	162,867
	その他	0	84	0	0	227	311
	計	34,713	33,395	28,632	40,450	99,415	236,605
び ん 類		16,235	25,592	36,165	40,568	56,946	175,506
そ の 他		23,001	13,167	18,599	24,247	76,522	155,536
合 計		839,876	758,360	666,130	1,198,844	1,740,000	5,203,210

（令和 3 年度末日現在）

*事業者や区が主体となって行う資源回収については、「港区の環境リサイクル」を参照

清掃協力会支援事業	麻布地区総合支所協働推進課 赤坂地区総合支所協働推進課 環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所
目 的 区内のごみの減量及び適正な処理の推進を図るため、清掃協力会が行う事業に対し、補助金を交付し支援しています。 内 容 (1) 補助金交付対象団体 ① 麻布清掃協力会 ② 赤坂青山清掃協力会 (2) 補助金交付対象事業 ① ごみの減量のための普及・啓発事業 ② ごみの適正な処理のための普及・啓発事業 ③ その他、生活環境の向上を図る事業 ※当事業の詳細内容は「港区の環境リサイクル」を参照	

目 的

青少年が自然に親しむ機会と野外活動の体験をとおして、自主性・協調性・創造性を養い、団体生活のマナーを学ぶ場として開設することにより、青少年の健全育成を図ります。

内 容

港区青少年対策地区委員会と区の共催で実施します。

区が夏休みの一定期間（2泊3日の2ローテーション）のキャンプ場と青少年対策地区委員会ごとの往復バスを借り上げ、同行看護師の依頼、寝具等の手配、食器・調理器具の貸出し等を行います。

募集やプログラムは、各青少年対策地区委員会のリーダーや育成者が企画・実施し、野外炊飯、川遊び、ハイキング、キャンプファイヤーや花火大会など、都会で普段は味わえない体験の機会を青少年に提供します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

*平成 25 年度に子ども家庭支援部子ども家庭課から各総合支所協働推進課へ一部事務移管されました。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度及び令和3年度は中止しました。

目 的

青少年対策地区委員会は区立中学校通学区域ごとに設置された任意団体で、地域における青少年対策の推進母体として地域の青少年団体との連絡調整を図り、それらの活動を援助・協力し、「港区青少年健全育成活動方針」に基づいて地域の実情に応じた様々な自主事業を実施して、青少年の健全育成活動を行っています。

区は、これらの団体を支援することにより青少年の健全育成を図ります。

内 容

- (1) 「組織活動補助金」及び「レベルアップ事業補助金」の交付
- (2) 地区委員会相互及び区（各総合支所協働推進課、子ども家庭支援部子ども家庭課）との情報交換のため、会長会や担当者会などを開催

根 拠 法 令 等

港区青少年対策地区委員会の組織活動補助金等交付要綱

港区青少年対策地区委員会の会長の職にあった者に対する感謝状贈呈基準

事 業 開 始 時 期

昭和34年11月に青少年問題協議会の下部組織として発足

昭和37年6月に青少年問題協議会から独立

昭和57年6月に青少年問題協議会の下部組織である補導連絡会と一体化

関 係 発 行 物

港区青少年対策地区委員会ハンドブック（隔年度発行）

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の子ども・家庭支援」を参照

* 平成 25 年度に子ども家庭支援部子ども家庭課から各総合支所協働推進課へ一部事務移管されました。

にぎわい商店街事業
(1) コミュニティ事業

各総合支所協働推進課
産業・地域振興支援部産業振興課

概 要

地域コミュニティとの積極的な交流を図り、地域コミュニティの核となる商店街づくりのため、商店会等が行うイベント事業に対し、その経費の一部を助成します。

内 容

商店会等が行うイベント事業に対し、区が補助金を交付します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止対策経費についても一部を補助します。

	補助率	補助限度額（円）
イベント事業	2/3	600 万
感染防止対策経費	4/5	80 万

※1 商店会等につき、1 年度内 2 事業まで。ただし、複数商店会等による共催事業 1 回は、当該回数に含まないものとします。

※防災や環境など当該補助事業者に対応しいテーマを掲げて実施する、総事業費 36 万円以下の「小規模な事業」については、32 万円を限度に補助対象経費の 9 分の 8 を補助します。

※商店街の若手・女性グループが小規模な事業を実施する「若手・女性支援事業」については、88 万 8 千円を限度に補助対象経費の 9 分の 8 を補助します。ただし、1 商店会等につき、1 年度内 1 事業までとし、総事業費が 100 万円以下且つ複数商店会での共催は不可とします。

	補助率	補助限度額（円）
商店街小規模 イベント支援事業	2/3	50 万

※1 事業につき、上限 50 万円且つ 1 商店会当たり年間上限 100 万円まで。また、100 万円の範囲内であれば申請回数の制限なしとします。

*当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照

*平成 25 年度から各総合支所協働推進課と産業振興課が共管

にぎわい商店街事業
(2) 商店街活性化事業

各総合支所協働推進課
産業・地域振興支援部産業振興課

概要

商店会等が自ら計画し実施する商店街の整備及び活性化を推進する事業の経費の一部を助成することにより、事業の効果的かつ円滑な推進を図り、商店街の活性化及び自立的発展に寄与します。

内容

商店会等が行う商店街活性化事業に対し、区が補助金を交付します。

補助率	補助限度額（円）
2/3	1,400 万

ただし、多言語対応に要する経費については、833.3 万円を限度に補助対象経費の 6 分の 5 を補助します。

国庫補助対象事業となる場合は、700 万円を限度に補助対象経費から国庫補助分を除いた額の 2 分の 1 を補助します。

また、港区商店街連合会及び港区商店街振興組合連合会が実施する「商店街組織力強化支援事業」については、1,400 万円を限度に補助対象経費の 12 分の 11 を補助します。

*当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照
*平成 25 年度から各総合支所協働推進課と産業振興課が共管

にぎわい商店街事業
(3) 地域連携型商店街事業

各総合支所協働推進課
産業・地域振興支援部産業振興課

概要

地域コミュニティとの積極的な交流を図り、地域コミュニティの核となる商店街づくりのため、商店会等と地域団体等が連携して行うイベント事業に対し、その経費の一部を助成します。

内容

商店会等と地域団体等が実行委員会形式で行うイベント事業に対し、補助金を交付します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止対策経費についても一部を補助します。

	補助率	補助限度額（円）
イベント事業（新規）	4/5	400 万
イベント事業（継続）	2/3	333.3 万
感染防止対策経費	4/5	80 万

※1 実行委員会につき、1 年度内 1 事業まで。なお、同一の商店会等が構成員となっている実行委員会が複数ある場合は、いずれか 1 つの実行委員会の補助事業のみを対象とします。

*当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照

にぎわい商店街事業 (4) 商店街地域力向上事業	各総合支所協働推進課 産業・地域振興支援部産業振興課									
概 要 地域社会の中で商店会等が自ら住民生活を支えるための活動を行うに際し、必要な補助金を交付することにより、広く地域社会に貢献する商店街の振興を図り、中小企業の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与します。 内 容 商店会等が行う住民生活を支えるための活動に対し、区が補助金を交付します。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染拡大防止ガイドライン等に基づく取組を実施し、商店街の3密（密閉、密集、密接）状態の回避を行う際に要する経費の一部を補助します。 <table><tr><td></td><td>補助率</td><td>補助限度額（円）</td></tr><tr><td>地域社会の中で商店会等が自ら行う 住民生活を支えるための活動</td><td>2／3</td><td>40 万</td></tr><tr><td>新型コロナウイルス 感染症拡大防止の取組</td><td>5／6</td><td>50 万</td></tr></table> ※ 1 商店会につき、1 年度内 2 事業まで。(新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組については 1 商店会につき、1 年度内 1 事業まで。) * 当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照			補助率	補助限度額（円）	地域社会の中で商店会等が自ら行う 住民生活を支えるための活動	2／3	40 万	新型コロナウイルス 感染症拡大防止の取組	5／6	50 万
	補助率	補助限度額（円）								
地域社会の中で商店会等が自ら行う 住民生活を支えるための活動	2／3	40 万								
新型コロナウイルス 感染症拡大防止の取組	5／6	50 万								

にぎわい商店街事業 (5) 商店街振興アドバイザー派遣事業	各総合支所協働推進課 産業・地域振興支援部産業振興課
概 要 地域特性と個性を生かした魅力ある商店街の形成を推進するため、専門コンサルタントが商店街を巡回し、各種相談に応じます。 内 容 区内商店街を直接訪問し、組織概要・立地・業種構成などを把握し、商店街の問題点の抽出及び助言を行います。 * 当事業の詳細内容及び実績表については「港区の産業・地域振興」を参照 * 平成 25 年度から各総合支所協働推進課と産業振興課が共管	

猫の去勢・不妊手術補助

各総合支所協働推進課
みなと保健所生活衛生課

目 的

適正な飼養を行うことができない猫の繁殖及び近隣被害の未然防止を図ります。

内 容

区内にいる飼い主のいない猫に対し、去勢・不妊手術費の一部補助を実施しています。

適正な地域猫活動を啓発するための事業として「地域猫セミナー」を開催しています。

実 績 表

猫の去勢・不妊手術補助数

(単位：匹)

総合支所	年 度	29	30	元	2	3
	区 分					
芝 地 区	去勢	10	3	8	16	3
	不妊手術	4	7	13	19	3
麻布地区	去勢	33	43	29	30	31
	不妊手術	34	47	38	39	31
赤坂地区	去勢	18	22	26	10	23
	不妊手術	17	26	41	9	29
高輪地区	去勢	12	21	18	47	11
	不妊手術	9	30	9	49	8
芝浦港南 地区	去勢	21	6	10	3	6
	不妊手術	19	7	18	6	5
合 計	去勢	94	95	91	106	74
	不妊手術	83	117	119	122	76

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

目 的

動物の適正飼養の普及を図ります。

内 容

犬や猫等の飼い方等に関する苦情相談に対応しています。

所有者の判明しない犬・猫等について情報管理を行い、飼い主への返還を図ります。

動物の適正飼養を普及啓発する事業として、「犬のしつけ方セミナー」を開催しています。

実 績 表

動物の愛護・管理

(単位：件)

年度	総合支所	苦情相談件数		
		犬	猫	その他
29	芝 地 区	6	34	0
	麻 布 地 区	32	52	0
	赤 坂 地 区	0	25	0
	高 輪 地 区	5	22	0
	芝 浦 港 南 地 区	3	20	0
30	芝 地 区	4	25	0
	麻 布 地 区	41	87	1
	赤 坂 地 区	2	30	0
	高 輪 地 区	13	22	1
	芝 浦 港 南 地 区	5	26	4
元	芝 地 区	3	22	0
	麻 布 地 区	43	61	0
	赤 坂 地 区	1	54	0
	高 輪 地 区	9	30	0
	芝 浦 港 南 地 区	1	14	0
2	芝 地 区	4	33	0
	麻 布 地 区	50	59	0
	赤 坂 地 区	11	38	0
	高 輪 地 区	11	37	0
	芝 浦 港 南 地 区	9	8	0
3	芝 地 区	6	19	0
	麻 布 地 区	41	41	0
	赤 坂 地 区	5	40	0
	高 輪 地 区	21	18	0
	芝 浦 港 南 地 区	4	23	0

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

公害の規制・指導【公害苦情・相談】	各総合支所協働推進課 各総合支所まちづくり課 環境リサイクル支援部環境課
公害は、区民の日常生活に悪影響を及ぼす切実な問題です。区では、苦情の申立てがあった場合、現地調査を行い、公害の発生状況等の確認を行います。その上で、必要に応じて発生源に対する指導等を行い問題の解決に努めています。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照	

地域環境美化・みなとタバコルール推進	各総合支所協働推進課 環境リサイクル支援部環境課
「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づき、区民をはじめ区内で活動する多くの団体や事業者との連携・協働による地域環境美化に配慮した取組や喫煙による迷惑を防止する取組を行っています。 ＊当事業の詳細内容は「港区の環境リサイクル」を参照	

ハクビシン等対策	各総合支所協働推進課 環境リサイクル支援部環境課
「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」等に基づき、ハクビシン及びアライグマの家屋内侵入等による区民の生活環境被害に対応するため、個体の捕獲等の防除事業を実施しています。 ＊当事業の詳細内容は「港区の環境リサイクル」を参照	

まちづくり課

道路の占用とは、道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することです。この占用には道路管理者の許可が必要です。（道路法第32条第1項）

道路は、歩行者・車両等の通行空間として、交通の用に供されることが本来の目的です。また、一方では、都市生活に不可欠な情報やエネルギーのライフラインの収容空間、災害時の避難、救助活動空間であるとともに、都市景観を創造する環境空間としての機能も併せ持っています。このように、区民の日常生活圏は、道路を基盤として形成されています。

主な占用物件としては、道路上空に添架されている、各戸に電力を供給するための電線や通信線等、建築物に取り付けられている日除け、突出看板等があります。

さらに、民有地での建築工事の際の安全確保や円滑な工事施工のための仮囲い、足場等の工作物が設置されることもあります。

一方、道路の路面下には、上下水道、電気、通信、ガス等の施設が埋設されているだけでなく、公共輸送機関である地下鉄施設も設けられています。区は、一定の基準に従い、道路管理上支障にならない範囲で占用を許可しています。

なお、限られた都市空間のなかで道路の通行空間、防災空間、環境空間としての効用を一層高めていくために、道路上空にある電線及び通信線の地中化を電線管理者と協議しながら進めています。

また、道路の通行空間としての機能を阻害している置き看板やのぼり旗などを区道上に置かないこと、道路上にイスやテーブルを出した営業活動を行わないことなど、道路の適正な利用を促進するために監察、指導しています。

○道路占用許可件数及び占用料徴収実績

年度 項目	元		2		3	
	許可件数	占用料(円)	許可件数	占用料(円)	許可件数	占用料(円)
企業占用	1,562	6,112,259,457	1,385	6,341,897,966	1,420	6,321,759,814
一般占用	1,955	700,438,013	1,904	614,581,160	1,859	583,576,942
計	3,517	6,812,697,470	3,289	6,956,479,126	3,279	6,905,336,756

○令和3年度 路上放置物の是正指導及び排除実績

(単位：件)

総合支所 種別	芝地区		麻布地区		赤坂地区		高輪地区		芝浦港南 地区		合計	
	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去	指導	撤去
工 作 物	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0
屋台・リヤカー	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
置 看 板	2	0	10	0	186	0	0	0	0	0	198	0
その他物件	18	212	70	419	85	78	2	15	16	13	191	737
計	20	212	83	419	271	78	2	15	16	13	392	737

道路幅員が狭く歩道の整備が困難な道路では、歩行者などの安全を確保し、通過する車両の速度を抑制するため、歩行者の通行帯のカラー舗装及び狭窄部等の設置等により、歩行者と自動車等が共存できる歩行者優先の道路整備を実施しています。

○年度別実績（整備延長）

（単位：m）

年度 種別	整備 総延長	29	30	元	2	3
延長	4,278	—	406	—	—	—

○工事概要（平成 30 年度 施工）

工事場所	六本木七丁目 6 番先から 8 番先まで外 1 路線
工期	平成 30 年 6 月 7 日から 平成 30 年 10 月 19 日まで
工事内容	特別区道第 852 号線及び 第 548 号線 工事延長 203.7m 車道インターロッキング ブロック舗装工 1,013 m ² L 形側溝工 163m 境石工 119m



六本木七丁目 6 番先から 8 番先まで

歩行者などの安全を確保するため、自動車と歩行者などの通行空間を分離し、快適でゆとりある歩道の新設・改良を進めています。

○年度別実績（整備延長）

（単位：m）

年度 種別	29	30	元	2	3
歩道設置	—	—	—	71.0	—
歩道改良	370.6	—	530.8	286.2	240.9



六本木六丁目17番先から
元麻布三丁目11番先まで



赤坂八丁目9番先から8番先まで

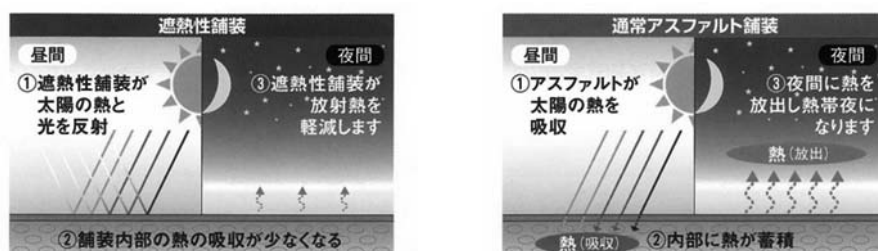
（令和3年度施工）

都心では、コンクリートの建物やアスファルトの道路が多く、緑や水辺が少ないため、気温が郊外に比べて島（アイランド）状に高くなる「ヒートアイランド現象」が生じやすくなっています。そのため、ヒートアイランド現象を緩和するため、道路の整備にあわせ、効果の継続性が見込める「遮熱性舗装」を中心に、「保水性舗装」と併せて路面温度の低減効果が期待できる舗装整備を推進しています。

○年度別実績（整備面積）（単位：㎡）

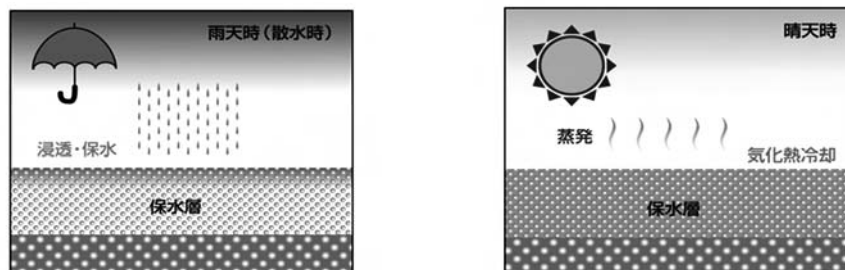
年度 種別	29	30	元	2	3
遮熱性 舗 装	8,040	7,518	11,252	3,535	—
保水性 舗 装	4,160	1,013	—	—	—
合 計	12,200	8,531	11,252	3,535	—

■遮熱性舗装（概念図）



※「遮熱性舗装」とは、舗装表面に特殊な遮熱塗料を塗布し、太陽光のうち特に赤外線を反射することで、アスファルト舗装の路面温度の上昇を抑制する舗装です。

■保水性舗装（概念図）



※「保水性舗装」とは、保水機能を持つブロックや、すきまの大きなアスファルトに水分を吸収する「保水材」を注入した舗装です。晴天時に保水材に蓄えられた水分が蒸発する際の気化熱により路面温度の上昇を抑制します。

1 概 要

区は、都市防災機能の強化や安全・安心で快適な歩行空間の創出、美しい街並みの形成を図ることを目的として、令和4年3月に「港区無電柱化推進計画」を改定し、主に電線共同溝方式により、電線類の地中化を積極的に推進しています。道路の構成や沿道状況等に合わせ、優先度の高い路線から区民の方々と協働し、各電線管理者と調整を図りながら、電線類の地中化事業を進めています。

2 現 状

区は、これまで一ツ木通り、大門通り、補助7号線（二之橋からオーストラリア大使館まで）、港南二丁目、芝大門一丁目、六本木六丁目（芋洗坂）、赤坂二丁目、赤坂四丁目などにおいて、地元や電線管理者等の協力を得て、電線類の地中化を実施しました。

令和3年度は、虎ノ門一丁目電線共同溝整備工事、六本木七丁目電線共同溝整備工事（Ⅱ期）、芝浦三丁目電線共同溝整備工事を実施しました。

令和4年度は、六本木七丁目電線共同溝整備工事（Ⅲ期）、六本木二丁目電線共同溝整備工事、元赤坂一丁目電線共同溝整備工事、赤坂六丁目電線共同溝整備工事を予定しています。



【整備前】



【整備後】

赤坂四丁目地区（特別区道第588号線）

平成 25 年 4 月から道路幅員が 4 m 未満の狭い道路（細街路）の拡幅整備事業を始めました。区民の安全で安心な日常生活を支え、災害発生時にも避難路や緊急車両の進入路などとして寄与する細街路の拡幅事業を推進しています。

拡幅整備にあたっては、区で工事を代行することや助成金を支給できる制度があります。



【施工前】

南麻布二丁目地区



【施工後】

○令和 3 年度 拡幅協議延長実績

総合支所 種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
協議件数	10 件	9 件	14 件	15 件	0 件	48 件
拡幅延長	84m	99m	240m	406m	0m	829m

区民の生活に密接なつながりを持つ「区道」は、延長約 220km で、国道、都道を含めた区内の道路全体の約 8 割を占め、都市基盤として欠くことのできない施設です。

この区道を安全かつ快適な通行空間として常に良好な状態に保つため、直営作業や請負工事等で道路の維持補修及びその他道路構造物の修繕を行っています。

1 直営作業

区職員による直営作業は、日常的な巡視及び定期的に行う管内の巡回点検により、危険箇所等の早期発見に努めています。これらの点検結果などをもとに作業計画を作成し、路面及び側溝の補修、雨水桝の清掃、街路灯、ガードレール等の補修等を行っています。

2 請負工事・業務委託

舗装、側溝、雨水桝等の補修及び雨水桝のしゅんせつは、請負工事及び業務委託により対応しています。

また、道路上でへい死した動物（犬猫等）の片付けや主要な道路の清掃等については業務委託により対応しています。

実 績 表

○令和 3 年度 請負工事・業務委託の実績

種別	総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
請負工事							
舗装補修		468 m ²	193 m ²	274 m ²	2,105 m ²	5,325 m ²	8,365 m ²
側溝補修		248.4m	22.3m	100.6m	72.3m	30.4m	474.0m
雨水桝補修		16 か所	3 か所	0 か所	6 か所	0 か所	25 か所
雨水桝しゅんせつ		298 か所	30 か所	214 か所	81 か所	218 か所	841 か所
業務委託							
動物死体処理		14 匹	65 匹	34 匹	10 匹	23 匹	146 匹

1 事業の背景

道路には、日常生活を支える上下水道、電気、通信、ガス等の施設が埋設されています。これらの施設については、占用企業者による建築に伴う供給管の新設・撤去や、維持管理に伴う更新作業等が行われており、これらの作業に伴い道路の掘削工事が発生します。

2 掘削復旧

区は、道路占用許可申請を占用許可基準に照合し、審査及び許可するとともに、掘削跡の復旧までの技術的な指導と監督を行い、道路をより良好な状態に保つことに努めています。

○令和3年度 占用企業者復旧実績

総合支所 種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
自費復旧	1,223 件	329 件	336 件	240 件	87 件	2,215 件
受託復旧	4 件	2 件	11 件	1 件	1 件	19 件
舗装復旧面積	6,238 ㎡	6,799 ㎡	5,128 ㎡	5,197 ㎡	3,166 ㎡	26,528 ㎡

3 自費工事

建築工事等で、道路の構造や道路附属物を区の基準に基づき一時的に、または永久的に改良等する際、道路を適切に維持管理するために内容を審査し、工事の承認をしています。

○令和3年度 自費工事実績

総合支所 種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
承認件数	128 件	71 件	10 件	48 件	40 件	297 件

4 沿道掘削

建築工事等で、道路端から民有地側への一定の範囲を指定した沿道区域内を掘削する場合、道路の損害を予防するために工事の指導をするとともに、道路が傷つけられた場合は原状に回復させています。

○令和3年度 沿道掘削実績

総合支所 種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
承認件数	46 件	27 件	16 件	14 件	7 件	110 件
掘削延長	1,252m	681m	1,767m	605m	972m	5,277m

私道は、主に土地所有者が通行することを目的として設置されています。現状においては、不特定多数の人々が利用するなど、土地所有者以外の人々にとっても重要な役割を果たしているため、港区は「港区私道整備に関する条例」及び「同施行規則」に基づいた助成を行っています。

助成対象となるのは、不特定多数の人々の通行の用に供する私道の舗装及び排水施設の新設・改修工事で、私道の土地所有者からの工事委託申請書に基づいて、工事費（受託施工）を助成しています。

○令和3年度 実績表

総合支所 種別	芝 地区	麻布 地区	赤坂 地区	高輪 地区	芝浦港南 地区	合計
アスファルト系舗装	4 ㎡	241 ㎡	281 ㎡	710 ㎡	0 ㎡	1,236 ㎡
コンクリート系舗装	0 ㎡	4 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	6 ㎡	10 ㎡
排水施設（排水管）	5m	56m	64.8m	110.4m	3.6m	239.8m
排水施設（側溝）	0m	0m	0m	38.3m	0m	38.3m
排水施設（雨水桝）	2 か所	4 か所	3 か所	5 か所	0 か所	14 か所



麻布地区



高輪地区

道路の維持〔街路灯〕

各総合支所まちづくり課
各総合支所協働推進課

街路灯（道路照明）は、夜間に道路を利用する車両や歩行者などが、安全かつ円滑に通行することを目的として設置しています。

区は、日常的な保守点検として2か月に1回、区の職員により夜間の巡回点検を実施して、不点对応や修繕を行っています。

耐用年数を越えた街路灯については、年度ごとに路線を選定しながら建替えなどにより機能の更新を行っています。

<省エネルギー対策の変遷>

平成23年度より、大型街路灯（水銀ランプ200W以上を対象）に使用していた水銀ランプをセラミックメタルハライドランプへ交換することで、省エネルギー化を進めてきましたが、平成26年度にLEDを光源とした器具仕様が東京都で定められたことから、区も現在残る水銀ランプのLED化を順次進めており、一部地区を除き令和2年度に完了しました。

また、平成29年度には、約5,000基全ての小型街路灯をLED（10W未満）にすることで、更なる省エネルギー化を図りました。なお、経費の平準化を図るために、小型街路灯の調達については5年間の賃貸借契約を採用しています。

町会等が管理している私道上の防犯灯については、町会等に対して、電気代等の維持管理費用を助成しています。また、新設・建替えについても工事費を補助して町会等による管理負担の軽減を図っています。

○令和3年度 実績表

（単位：基）

種別 \ 総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
街路灯の新設・建替え	31	18	9	33	1	92
防犯灯設置助成基数	1	3	1	4	0	9
防犯灯補助基数	232	366	507	663	76	1,844
商店街灯補助基数	109	143	47	118	0	417

1 街路樹等の植栽

街路樹、植樹帯等の道路植栽は、都市の景観形成や交通環境・生活環境を保全する機能、火災の延焼防止等の防災機能など、重要な役割を担っています。

なお、樹種については、常緑樹及び落葉樹を含めた幅広い種類の中から、季節感や景観などの観点も踏まえ、地域の方々の意向や地域特性に配慮しながら選定しています。

平成 10 年度には、街路樹の植樹ますを活用し、人通りの多い道路を花で飾る「街路樹フラワーランド事業」を始めました。さらに、平成 11 年度からは、公園・児童遊園等での草花植付けを含めて、「フラワーランド計画」として事業を進めています。

水やりなどの世話や、草花の植付けなど区民の方々の参加と協力をいただく「港区アドプト・プログラム」等も活用しながら、都会の中を四季折々の草花で彩っています。

2 道路植栽の維持管理

美観の向上や健全な育成を図るため、整枝せん定、刈込み、病虫害防除、施肥や土壌改良等の維持管理を行っています。

病虫害防除は、初期防除に努めるとともに、せん定防除を主に行うことで、薬剤散布を極力避けています。

現在、植樹してから年数が経過した街路樹が増えてきており、平成 25 年度から、3 年に 1 度の計画で樹木匠による街路樹点検を実施し、樹木の健全な育成に努めています。なお、不健全な樹木がある場合には、適切な処置を施すことによって倒木等による事故防止を図り、衰退が見られる樹木については、樹勢回復治療を行っています。

○令和 3 年度 道路植栽管理実績

区分		総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
街路樹等新設	高木		30 本	0 本	0 本	0 本	0 本	30 本
	中低木		0 株	0 株	0 株	0 株	0 株	0 株
	地被類		0 株	0 株	0 株	0 株	0 株	0 株
補植等整備	高木		75 本	4 本	6 本	1 本	3 本	89 本
	中低木		1 株	67 株	110 株	84 株	0 株	262 株
	地被類		119 株	0 株	0 株	0 株	0 株	119 株
街路樹等せん定			691 本	210 本	225 本	259 本	847 本	2,232 本
植樹帯等刈込み			6,318 ㎡	1,539 ㎡	2,029 ㎡	2,175 ㎡	5,136 ㎡	17,197 ㎡
街路樹病虫害防除			0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
街路樹植樹帯等施肥			0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
防寒（霜除け）			0 本	0 本	0 本	0 本	0 本	0 本
街路樹フラワーランド整備 （総数）			168 か所	31 か所	0 か所	0 か所	212 か所	411 か所

1 交通安全施設

歩行者の安全確保と一般車両の円滑な通行を確保するため、交通安全施設としてガードレール、すべり止め舗装、視覚障害者誘導用ブロック、道路標識及び道路反射鏡等を設置しています。

ガードレールは、主に運転操作を誤った車両が歩道等への逸脱を防ぐ目的で、横断抑止柵は、歩行者のみだりな横断を抑制する目的で設置し歩行者を事故から守っています。

すべり止め舗装は、交差点や横断歩道の手前に滑り止め効果のある舗装を施すもので、車両のスリップによる事故の防止に効果があります。

また、視覚障害者が安全に通行できるよう横断歩道部や歩道巻込み部等に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、歩行の安全を確保しています。

道路反射鏡は、信号機のない交差点等、見通しの悪い場所に設置し、事故防止を図っています。

○令和3年度 実績表

種別 \ 総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
ガードレール等の施工	9.2 m	29m	97.2m	62.3m	6.4m	204.1m
すべり止め舗装の施工	266 m ²	72 m ²	87 m ²	150 m ²	134 m ²	709 m ²
視覚障害者誘導用ブロックの施工	89 m ²	26 m ²	90 m ²	0 m ²	85 m ²	290 m ²
道路標識等の施工	1 本	1 本	3 本	2 本	6 本	13 本
道路反射鏡の施工	1 本	0 本	2 本	12 本	0 本	15 本

2 坂名標識

港区は、都内で有数の坂の多い街です。

名所・旧跡にちなんだ有名な坂も多く、落語の小話の材料や芝居に取り入れられたものもあり、街を特色づける要素の一つとなっています。

区内には、名称のついている坂は約 100 か所ありますが、その中で由来が不明なもの及び坂の位置関係が不明なものを除き、昭和 47 年度から、その名の由来や歴史などを記載した「坂名標識」を 147 か所設置しています。

この事業は、地域に根ざした文化・歴史を大切にする親しみのあるまちづくりの一環として実施しています。

3 公衆便所

現在、公衆便所は、区内に 31 か所設置されています。広く一般の人々が利用する施設であることから、常に清潔な状態を保ち、不快感を与えないように維持する必要があります。

公衆便所の巡回及び点検については、器具の破損、室内の照明の不点、悪臭等に配慮しながら実施しています。

さらに、便器の洋式化、洗面器等の器具の更新及び床面コーティングによる特殊清掃を実施することで利便性の向上を図っています。

1 概 要

区が管理している道路橋は、古川に架かる橋りょうが12橋、運河に架かる橋りょうが18橋、区道を跨ぐ橋りょうが1橋で合計31橋となっています。

安全で良好な道路機能を維持し、災害時における避難路としての機能を確保するため、日常から適切な維持管理を行うとともに、5年に1回定期点検を実施することで、橋りょうの長寿命化を図っています。また、老朽化の進行状況等を踏まえ必要に応じて架替えや耐震補強工事を計画的に行っています。

なお、橋りょうの架替えにあたっては、景観アドバイザー等の意見を参考にしながら、周辺の景観等と調和したデザインとなるよう整備を行っています。

2 橋りょうの整備

区は、橋りょうの耐震性の向上や老朽化対策、さらに安全・安心で快適な道路空間の確保のため、定期的な調査や点検の結果に基づき、耐震補強工事及び架替工事を計画的に進めています。

3 橋りょうの維持

橋りょうの機能を確保するため、定期点検を実施し、補修、塗装、舗装面の清掃などの維持管理を行っています。

平成24年度からは、長期にわたって橋りょうの安全性を確保するため、定期点検によって把握した損傷について劣化の予測を行い、適切な時期に必要な修繕を行う長寿命化を踏まえた「予防保全型管理」により管理を行っています。

○令和3年度 維持工事実績

橋りょう名	工 事 内 容
新堀橋	塗装
御楯橋	橋りょう灯建替、鳥よけ設置
末広橋	橋りょう灯建替
楽水橋	橋りょう灯建替、転落防止柵建替
港栄橋	橋りょう灯取替（LED化）
浜路橋	車止め照明取替（LED化）



新堀橋（工事完了後）

1 公園・児童遊園の整備について

公園は、自然環境の減少、価値観の多様化、少子高齢化の進行など社会状況の変化の中で、快適な都市環境の形成に大きな役割を果たしています。また、健康体力づくりや文化・コミュニティ活動の場として、災害時の広域避難場所や地域集合場所として、さらには緩衝地帯としての役割等多くの機能を持っています。

近年、ビル及び舗装面の増加等によるヒートアイランド現象が顕著となっています。公園や緑地の存在は、その緩和にも貢献しています。

公園は、区民の世論調査でも、スポーツ施設とともに設置要望の高い施設です。

そこで、大規模な開発に合わせて公園緑地空間を確保したり、水再生センターや給水所の上部を利用して公園等を整備するなど量的な拡充に努めています。

また、公園・児童遊園の整備にあたっては、地域特性を踏まえながら、地元の意見を取り入れ、地域に根ざした、安全で安心に利用できる施設づくりに努めています。

また、ビオトープの確保など、自然環境と調和した公園づくりに取り組んでいます。

2 住民参画による公園づくり

公園整備における基本計画づくりは、ワークショップ方式等を採用して行っています。ワークショップは、計画の初期段階から地域の住民の方々等の参画を得て、専門家等の助言を得ながら、地域のご意見を踏まえた公園の基本計画づくりを行うものです。

3 児童遊園の整備

西町つなぐ児童遊園整備工事

地域の子どもたちが安全に遊ぶ身近な場所として、また、地域の大人や高齢者にとっても身近なコミュニティ形成の拠点の一つとして、児童遊園を整備しました。

（整備の一部のみ記載）

○令和3年度 工事概要

工事場所	港区高輪三丁目5番5号
工 期	令和3年8月31日から 令和3年12月21日まで
規 模	約452㎡
工事内容	ミストポール1基、ミストノズル付パーゴラ1基、池1箇所、ベンチ2基、スツール5基、すべり台1基、健康遊具1基、水飲み1基、トイレ1棟、園灯2基、防犯カメラ2基、ソーラー灯1基、かまどベンチ1基、マンホールトイレ1基など



西町つなぐ児童遊園

1 公園・児童遊園の維持

区は、公園・児童遊園を日々安全で快適に利用できるよう、園内の除草、清掃、遊具点検、補修、樹木の整枝せん定、病虫害防除等、日常の維持管理を行っています。

また、利用者のニーズに沿うよう地域の特性を踏まえた魅力ある施設とするため、改修に努めています。

さらに、公園・児童遊園に草花コーナーを設け、年3～4回を目途に季節の草花を植えています。

令和3年度に維持修繕した公園・児童遊園は次表のとおりです。（一部のみ記載）

○令和3年度 維持修繕工事实績

総合支所	公園名	工事内容
芝地区	イタリア公園	防犯カメラ設置
麻布地区	狸穴公園	防犯カメラ設置
赤坂地区	檜町公園	公園橋架替
	青山公園	掲示板設置
高輪地区	白金公園	転落防止柵取替
	高松くすのき公園	木製遊具取替
芝浦港南地区	芝浦公園	スプリング遊具補修
	港南公園	トイレ手洗い改修（自動水洗化）

総合支所	児童遊園名	工事内容
芝地区	三田二丁目児童遊園	ブランコ補修
麻布地区	宮村児童遊園	園灯取替
赤坂地区	南青山六丁目児童遊園	ロッキング遊具設置
	北青山一丁目児童遊園	植栽ます拡張
高輪地区	四の橋通児童遊園	遊具取替



檜町公園
公園橋架替

2 公園・児童遊園の占用・使用許可

公園は、公衆の利用を前提として公開された区域です。そのため、一般の利用目的以外に必要な最小限の範囲内で、公益的な工作物の設置の占用又は地域住民のレクリエーション行事や撮影等に一時的な使用を認めています。

児童遊園は、規模が小さいことから、原則的に地域的な行事以外の目的外使用を制限しています。

○令和3年度 公園・児童遊園の占用・使用許可件数 (単位：件)

種別 \ 総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
公園占用・使用許可	248	351	118	60	104	881
児童遊園等使用許可	16	24	14	24	10	88

3 公園の行事(旧乃木邸一般公開)

旧乃木邸は、故乃木希典(陸軍大将、学習院長)の邸跡で、乃木大将の遺言により東京市に寄贈され、大正2年4月から東京市が一般公開を始めました。

昭和25年10月に港区に移管されてからは、乃木大将の命日にあわせて、毎年9月12日・13日(予定)の両日に邸宅内部を一般に公開していました。令和3年度については、9月、11月、2月のうち7日間の公開を行いました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年に比べて規模を縮小して行いました。

○旧乃木邸入場者数 (単位：人)

年度	元	2	3
入場者数	1,858	942	1,332

4 指定管理者による管理・運営

多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や、効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理を包括的に代行させる指定管理者制度を導入し、公園・児童遊園の管理・運営を行っています。

1 概要

人と緑の関わりを取り戻し、緑豊かな魅力ある生活環境を創り出すため、昭和63年3月に「港区緑地管理要綱」を制定し、現在43か所の緑地を管理しています。

今後も、運河の護岸整備や開発等に伴い区に提供される緑地を整備、開放していきます。

2 緑地の維持

緑地を日々安全で快適に利用できるよう植込地等のせん定や刈込み、清掃や施設の補修など、日常の維持管理を行っています。

令和3年度に維持修繕した緑地は、次表のとおりです。

○令和3年度 維持修繕工事実績

総合支所	緑地名	工事内容
芝地区	金杉濱町緑地	低木補植
赤坂地区	南青山七丁目緑地	フェンス補修
高輪地区	魚籃坂下緑地	ポンプ取替、シバザクラ補植
	高輪一丁目緑地	ロープ柵設置
	白金六丁目緑地	リュウノヒゲ補植
	白金二丁目第二緑地	リュウノヒゲ補植
芝浦港南地区	高浜運河沿緑地	照明器具取替、タイル舗装
	新芝運河沿緑地	ウッドデッキ補修



金杉濱町緑地
低木補植



高浜運河沿緑地
照明器具取替

1 遊び場（遊休地等の一時開放）

港区遊び場対策本部が「港区遊び場の設置基準」等に基づき、遊休地や寺社境内などに設置した子どもの遊び場を区立児童遊園に準じて整備を行い、維持管理をしながら開放しています。

2 遊び場の維持

子どもたちが、日々安全で快適に利用できるよう、遊具の点検や施設の補修及び改修工事を行っています。

令和３年度に維持修繕した遊び場は、次表のとおりです。（一部のみ記載）

○令和３年度 維持修繕工事実績

総合支所	遊び場名	工事内容
麻布地区	久国神社境内遊び場	ロッキング遊具取替
赤坂地区	氷川神社境内遊び場	水飲み場交換
高輪地区	白金台三丁目遊び場	舗装改修及びネット取替、アジサイ補植
芝浦港南地区	港南三丁目遊び場	ゴムチップ舗装補修



氷川神社境内遊び場
水飲み場交換



久国神社境内遊び場
ロッキング遊具取替

子どもの遊び場づくり事業〔プレーパーク事業〕

各総合支所まちづくり課
街づくり支援部土木課

目 的

子どもがのびのびと思い切り遊べるように禁止事項をできるだけ少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーに、自然の中で子どもがやりたいことを自分自身の手で実現していくことを目的としています。

内 容

プレーパーク事業は、平成 23 年度に、高輪森の公園、プラタナス公園で開始しました。令和 3 年度は、高輪森の公園、亀塚公園、港南三丁目遊び場で実施しました。

プレーパークの実施にあたっては、運営を担う住民組織と支援を行う区とのお互いのパートナーシップが不可欠です。

今後、区は実施場所や実施回数を増やししながら、意見交換会や指定管理者が行う事業を通して、住民組織による運営を目指すとともに、運営を担う新たな住民組織などの地域団体を発掘し、5 地区での展開を目指します。

実 績

年度	地区	回数	場所	回数内訳
元	麻布地区	3 回	有栖川宮記念公園	9 月、11 月、2 月
	高輪地区	34 回	高輪森の公園【24 回】 亀塚公園【10 回】	1 回（4 月、8 月） 2 回（9 月、1 月） 3 回（6 月、7 月、11 月、12 月、 2 月） 4 回（10 月、3 月）、5 回（5 月）
	芝浦港南地区	16 回	港南三丁目遊び場	毎月開催 計 16 回
2	麻布地区	0 回	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	
	高輪地区	122 回	高輪森の公園【112 回】 亀塚公園【10 回】 ※一部「おうちでプレーパーク」等のオンライン開催も含まれています。	4 回（8 月）、6 回（4 月） 9 回（5 月、7 月、1 月） 10 回（11 月） 12 回（6 月、10 月、12 月、2 月） 13 回（9 月）、14 回（3 月）
	芝浦港南地区	18 回	港南三丁目遊び場	毎月開催 計 18 回
3	麻布地区	0 回	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。	
	高輪地区	164 回	高輪森の公園【154 回】 亀塚公園【10 回】 ※一部「おうちでプレーパーク」等のオンライン開催も含まれています。	5 回（8 月）、7 回（4 月） 11 回（7 月）、12 回（5 月） 13 回（1 月）、15 回（12 月） 16 回（9 月、2 月） 17 回（6 月、10 月、11 月） 18 回（3 月）
	芝浦港南地区	24 回	港南三丁目遊び場	毎月開催 計 24 回

目 的

子どもたちの健やかな成長と保護者の在宅子育てを支援するため、0歳から未就学の子どもたちとその保護者が一緒に自由に、主体的に、安全な外遊びを続けることができるようにすることを目的とします。

内 容

0歳から未就学の子どもたちとその保護者を対象とし、どんぐり遊びなどの自然遊びを通じて、親子が一緒に自由で安全な外遊びを楽しめるあそび場づくりを行います。

実 績

年度	回数	場所	回数内訳	
令和3年度	39回	亀塚公園	4月 0回	10月 6回
			5月 1回	11月 6回
			6月 3回	12月 5回
			7月 2回	1月 2回
			8月 0回	2月 4回
			9月 6回	3月 4回

1 河川

昭和 40 年に現行の河川法が施行され、洪水、高潮等における災害発生防止、適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、総合的な管理を行うことになりました。

区は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき古川と汐留川を管理しています。

護岸の日常点検や維持修繕を行うとともに、河床については、正常な流れの確保と増水時の対策として流路整正を行っています。

○河川の占用許可件数 (単位：件)

年 度	元	2	3
占用許可	185	182	180

2 排水施設

旧海岸線に走る J R 線を横断する区道は、汐留、海岸、芝浦、港南地区と J R 山手線内側地区を結ぶ重要な道路ですが、いくつかの区道は線路の下を通り、周辺の土地より低いため、台風や集中豪雨の際は道路冠水を起こすおそれがあります。このうち、高輪地区と芝浦港南地区を結ぶ特別区道第 241 号線では、道路として常に良好な状態を保つために、ポンプによる排水施設を設けています。

3 法定外公共物

道路法、河川法、下水道法などの適用を受けない通路や水路などの公共施設を「法定外公共物」と呼んでいます。区は、「港区法定外公共物管理条例」に基づき管理しています。

水路については、雨水などの排水施設として従来その役割を担ってきましたが、下水道の整備が進むにつれて排水施設としての効用は薄れ、多くは道路の中に取り込まれて、一般の交通に供されている場所が多くなっています。

現在、上下水道、ガス管、電柱などの公益事業用施設や建築工事用の一時的な使用として、必要と認められるものに限り使用を許可しています。

○令和 3 年度 使用許可件数 (単位：件)

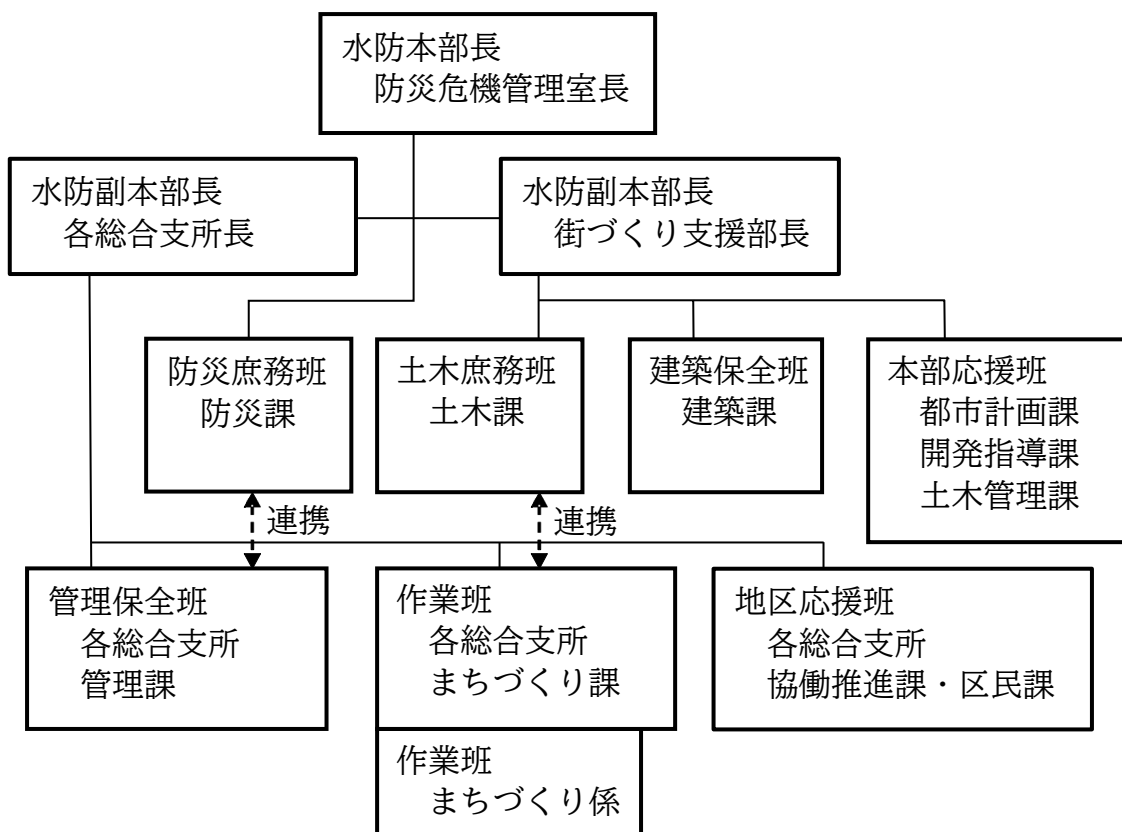
総合支所	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
許可件数	56	42	86	57	0	241

1 概要

近年多発する集中豪雨や大型台風等を原因とする河川の溢水や洪水等により起こる道路の冠水や浸水被害等に対し、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、消防等関係機関との連携を密にして水防活動を実施しています。

2 水防組織

- ・ 防災危機管理室長（水防本部長）は、水防本部を設置し、区民の避難に関する情報の収集や、避難情報の発令、警察署や消防署への情報提供等を行います。
- ・ 街づくり支援部及び各総合支所まちづくり課は、水防作業を行うとともに、被害に関する情報の収集を行います。
- ・ 各総合支所管理課は、区民の自主避難施設の開設や運営、また、各総合支所内の態勢の取りまとめを行います。
- ・ 各総合支所協働推進課は、町会・自治会等への避難情報の周知や状況により管理課及びまちづくり課の応援を行います。



3 水防態勢

水防本部長は、区が分担する水防活動に万全を期するため、状況に応じて次の態勢を指示します。

種 類		基 準 及 び 内 容
情報確認態勢		各水防要員が気象情報等の情報を収集し、連絡態勢への移行の準備をする態勢。
情報連絡態勢		気象情報の注意報が発せられ、態勢の必要性を認めたとき。主として情報収集及び連絡に当たり、事態に応じて配備態勢の指示連絡が行える態勢。
警戒配備態勢		気象情報の注意報又は警報が発令中であっても、水防活動の必要性が少ないとき。主として観測警戒等を行える態勢。
水防本部	第1次 非常配備態勢	気象情報の警報が発せられ、水害が発生する恐れがあるとき。その水害に直ちに対応できる態勢。
	第2次 非常配備態勢	かなりの水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。その水害に直ちに対応できる態勢。
	第3次 非常配備態勢	区内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。全員で対応できる態勢。

※気象情報とは気象庁が発表する港区における大雨・洪水・高潮・津波のいずれかに関する注意報又は警報。

4 水防備蓄資器材

水防に必要な水防備蓄資器材は、各総合支所まちづくり課の倉庫に保管され、水防態勢に入れば、直ちに使用できるようになっています。

○水防備蓄資器材保管状況

管内 品名	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	計
土 の う	5,000 袋	1,500 袋	1,000 袋	1,000 袋	800 袋	9,300 袋
土のう留ぐい	400 本	100 本	50 本	50 本	40 本	640 本
トラロープ	500m	100m	100m	100m	100m	900m
シ ョ ベ ル	230 丁	30 丁	30 丁	40 丁	30 丁	360 丁
ツ ル ハ シ	110 丁	11 丁	10 丁	7 丁	9 丁	147 丁
カ ケ ヤ	120 本	10 本	10 本	7 本	10 本	157 本
カ マ ノ コ	65 丁	5 丁	5 丁	5 丁	9 丁	89 丁
ナ タ	45 本	5 本	5 本	5 本	5 本	65 本
ブルーシート	30 枚	3 枚	5 枚	3 枚	4 枚	45 枚
軽 量 鋼 板	48 枚	—	—	—	—	48 枚
鉄 線	20kg	30kg	10kg	50kg	20kg	130kg
ペ ン チ	30 丁	5 丁	5 丁	5 丁	5 丁	50 丁
一 輪 車	14 台	4 台	5 台	2 台	4 台	29 台

(令和4年4月1日現在)

目 的

「港区アドプト・プログラム」は、地域の方々が区と協働し、道路・公園等の緑化活動、清掃活動等を通して、道路・公園等が地域コミュニティの場となるなど、より快適でうるおいのある魅力的なまちづくりを推進することを目的としています。

※アドプトとは、「養子にする」という意味で、地域の方々が「里親」となり、区の道路・公園等をいわば自分たちの養子（アドプト）として清掃をしたり、花を植えたり、愛し育てていくボランティア活動です。

内 容

参加団体は、区と協定を結び、道路・公園等の清掃活動、街路樹柵や公園等の花壇への花植え、手入れ等の様々な活動を行っています。区は、清掃用具や花壇管理に必要な用具の貸出し、草花等の提供及び活動中の事故に備えての保険加入等の支援をしています。また、港区のホームページへの掲載やサインボードの設置により、アドプト活動のPRを行っています。

平成14年度から始まり、毎年参加団体数も増加し、現在は138の団体が活動を行っています。

事業開始年月

平成14年6月25日

事業の状況

○登録団体数

(単位：団体)

総合支所 区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
道 路	18	7	8	8	23	64
公 園 等	11	8	4	16	35	74
合 計	29	15	12	24	58	138

(令和4年4月1日現在)

※「公園等」の団体数のうち麻布地区の3団体、赤坂地区の1団体、芝浦港南地区の1団体は、公園等内での活動に加え、道路での活動も行っています。

緑化推進 [みどりの保護]	各総合支所まちづくり課 環境リサイクル支援部環境課
1 保護樹木・樹林の指定と補助 「港区みどりを守る条例」に基づき、区内にある一定基準以上の樹木・樹林を守り、健全に育てていくため、所有者や管理者から申請を受け、保護樹木・樹林の指定をしています。 保護樹木・樹林については、標識を設置し、維持管理に要する費用の一部を補助しています。 2 樹木の引取り及びあっせん(グリーンバンク) 区民が大切に守り育てていた樹木を、引越や建物の増改築等に伴い伐採しなくてはならなくなった場合に、区のみどりを守るため、区民からの申請を受けて、区が移植可能かどうかなどを判定し、区有地（桜田公園内）に引き取ります。また、引き取った樹木を希望する区民にあっせんし、活用しています。 ※樹木の引取り及びあっせん（グリーンバンク）事業は、令和3年3月31日で終了となりました。 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照	

緑化推進 [みどりの育成]	各総合支所まちづくり課 環境リサイクル支援部環境課
屋上等緑化の助成 都市環境の改善や生活環境の向上を図り、自然との共生都市の実現をめざし、区内の民間建築物の屋上及び壁面に新たな緑化をする建築物所有者に対し、経費の一部を助成しています。 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照	

緑化推進［みどりの普及・啓発］

各総合支所まちづくり課
環境リサイクル支援部環境課

緑の重要性について、広く区民の理解と認識を高めるために、港区ホームページや広報紙等を通じて緑化意識の普及・啓発に努めるとともに港区みどりの活動員制度等の各種事業を行っています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の環境リサイクル」を参照

緑化推進［ビオトープづくりの推進］

各総合支所まちづくり課
環境リサイクル支援部環境課

公園や児童遊園などの新設改良に合わせ、小鳥や昆虫など身近な生きものがすめる空間（ビオトープ）を確保し、地域の生物多様性の保全・再生の拠点づくりを進めています。ビオトープは、身近な公園等で自然を感じ、自然体験を通して生物多様性を理解するために作られたもので、各総合支所及び指定管理者が維持管理しています。

（単位：か所）

設 置 場 所	設 置 数
芝 公 園	1
元 麻 布 三 丁 目 緑 地	1
亀 塚 公 園	1
高 輪 森 の 公 園	1
高 松 く す の き 公 園	1
白金台どんぐり児童遊園	1
芝 浦 中 央 公 園	2
芝 浦 公 園	1
杜 の 公 園	1
港 南 緑 水 公 園	1

（令和4年4月1日現在）

芝地区のまちづくり【環状第二号線新橋・虎ノ門地区】	芝地区総合支所まちづくり課 街づくり支援部都市計画課 街づくり支援部開発指導課
環状第2号線は、東京都の道路事業及び再開発事業として、区内の約1.4km区間が整備され、平成26年3月に地上部道路（新虎通り）、地下トンネル（新橋・虎ノ門間）が開通しました。 環状第二号線沿道新橋地区（面積約8.4ha）では、次世代の東京を象徴するシンボルストリートの形成に向けて、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づき、平成25年3月に「街並み再生方針」を策定し、環状第2号線沿道の街区再編まちづくりを推進しています。 ＊当事業の詳細内容は「港区の街づくり」を参照	

芝地区のまちづくり【汐留地区】	芝地区総合支所まちづくり課 街づくり支援部開発指導課
汐留地区（約30.7ha）は、明治5年の新橋～横浜駅間の鉄道開通以来、鉄道の要衝として位置付けられ、昭和期には貨物輸送の拠点となっていました。昭和61年に汐留貨物駅は廃止されました。 現在、東京都は道路や公園などの都市基盤を「汐留土地区画整理事業」により整備し、各街区の土地所有者は「地区計画」制度に沿った形で建築工事を行うなど、官民一体によるまちづくりが進められています。 ＊当事業の詳細内容は「港区の街づくり」を参照	

地区まちづくりに係る支援制度	各総合支所まちづくり課 街づくり支援部都市計画課 街づくり支援部開発指導課
1 まちづくり相談 住民の発意によるまちづくりを支援していくため、まちづくりに関する情報提供や、相談・調整を行っています。 2 まちづくりコンサルタント派遣 あらかじめ区に登録しているコンサルタント（都市計画・建築設計・不動産・税等の専門家）を講演会や研究会等の講師、計画立案のアドバイザー等として派遣する制度です。 区内に住所を有する者を含むグループが自主的なまちづくりを目指し、まちづくり活動を行う場合に、コンサルタントを派遣します。 3 まちづくり活動助成 区民参画によるまちづくりの推進を図るため、平成 20 年度から、「港区まちづくり条例」に基づき、区民が主体となって行う地域のまちづくり活動に対して、まちづくりの段階に応じた助成を実施しています。 ※対象者 まちづくり組織（「港区まちづくり条例」に基づく登録団体） *当事業の詳細内容は「港区の街づくり」を参照	

屋外広告物

各総合支所まちづくり課

屋外広告物について、まちの良好な景観を形成し、風致を維持し、広告物の倒壊等を防止するために、区は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により「東京都屋外広告物条例」に基づいて指導、許可等を行っています。

違反広告物の是正指導について、各総合支所における監察業務の業者委託により、路上にある貼り紙等違反広告物の簡易除却を強化したことによる効果も表れ、簡易除却件数は減少傾向にあります。

また、区から委嘱した地域の方々の「道路美化協力員制度」によるボランティア活動や、警察署、関係企業、地元町会などの協力のもとで「共同除却」を実施するなど、道路上の違反広告物の排除活動を強化しています。

○令和3年度 許可実績

総合支所 種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
広 告 塔						
許可件数	27	18	11	0	9	65
申請手数料(円)	2,743,440	1,803,200	734,160	0	260,820	5,541,620
広 告 板						
許可件数	318	136	276	62	106	898
申請手数料(円)	9,679,320	5,103,700	8,977,360	3,818,920	3,355,240	30,934,540
電柱・街路灯柱利用						
許可件数	2(3,168枚)	3(253枚)	11(264枚)	0	0	16(3,685枚)
申請手数料(円)	982,080	78,430	81,840	0	0	1,142,350
標 識 柱 利 用						
許可件数	1(684枚)	0	0	0	0	1(684枚)
申請手数料(円)	143,640	0	0	0	0	143,640
そ の 他						
許可件数	3	8	14	0	52	77
申請手数料(円)	74,100	200,900	350,600	0	1,232,400	1,858,000
支 所 別 合 計						
許可件数	351	165	312	62	167	1,057
申請手数料(円)	13,622,580	7,186,230	10,143,960	3,818,920	4,848,460	39,620,150

○令和3年度 違反広告物 是正指導実績 (単位：件)

総合支所 種別	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南 地区	合計
是正指導件数	217	328	92	320	122	1,079

1 事業の概要

自転車は、通勤、通学、買い物等のための身近な近距離交通手段として幅広い年齢層に利用されています。

誰にでも手軽に利用することができ、しかも無公害、省エネルギーのすぐれた乗り物として時代のニーズにマッチし、今後その利用はますます増大することが予想されます。

しかし、自転車利用の増大は、同時に駅周辺における自転車の大量放置による様々な問題を引き起こしています。

令和3年10月末現在で、1,534台の自転車等が区内の駅周辺に放置されています。

これらは、歩行者環境を悪化させ、消防車や救急車などの緊急車両の活動を阻害するだけでなく、公共の場としての機能や都市景観を著しく損なわせるなど、深刻な弊害を生じさせています。

この対策として、以下の3つを柱とし、これを交通体系の中でバランスよく実施することが重要です。

- (1) 放置自転車等の抑制
- (2) 自転車利用者に「短い距離は歩く」等の日常的な啓発活動
- (3) 自転車等駐車場の整備

2 警告及び撤去活動

各駅周辺、道路上の放置自転車等の整理、警告及び撤去を定期的に行いました。

3 啓発活動

区民、在勤者、在学者に放置防止を啓発するため、各警察署、道路管理者等関係機関と協力し、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を令和3年10月22日から10月31日まで実施しました。

広報みなどによるお知らせ、ポスター掲示を行うとともに、自転車等利用者への啓発活動、放置自転車への警告、撤去活動を強化しました。

4 自転車等駐車場の設置義務

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例により、集客施設に自転車等駐車場を設けるよう義務付けています。

令和3年度における設置義務に関する新設の届出件数は10件、設置予定台数は1,284台です。

5 放置自転車リサイクル事業

平成13年10月から、保管期限を過ぎた撤去自転車を（公社）港区シルバー人材センターで整備・リサイクルをすることで、資源の有効活用を図っています。

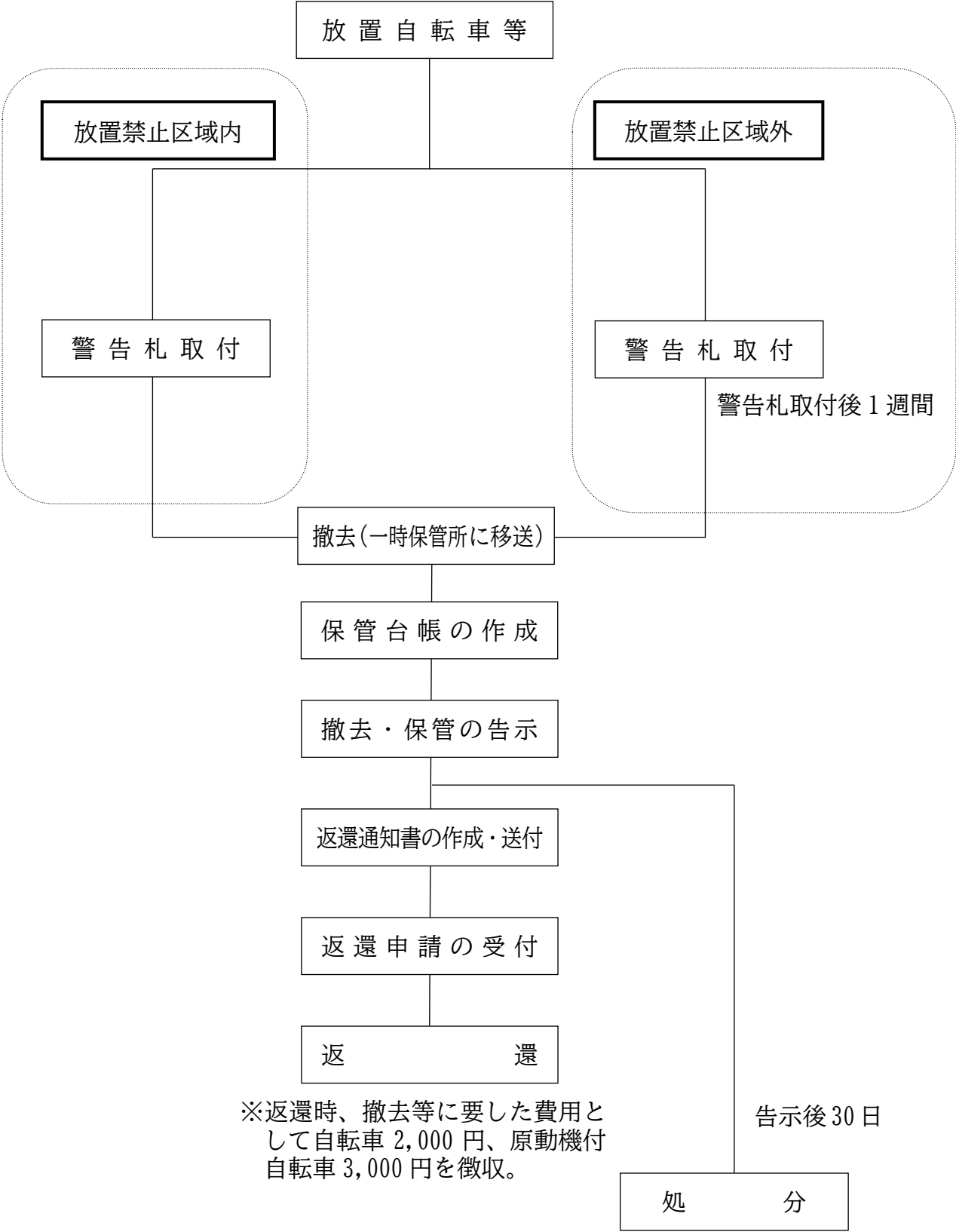
令和3年度は保管期限が過ぎた撤去自転車288台を無償譲渡し、253台を販売しました。

6 自転車等駐車場の整備

自転車等駐車場には、区が条例で設置した本格的な「自転車等駐車場」と、それを設置するまでの間の緊急対策として整備した「暫定自転車等駐車場」、駅周辺の遊休地を暫定利用した「暫定自転車等置場」があります。

区が条例で設置した自転車等駐車場 11 施設については、指定管理者制度を導入し、運営しています。

条例に基づく自転車等の撤去・返還・処分の流れ図



令和3年度 自転車等駅前乗入台数調査（放置・置場）

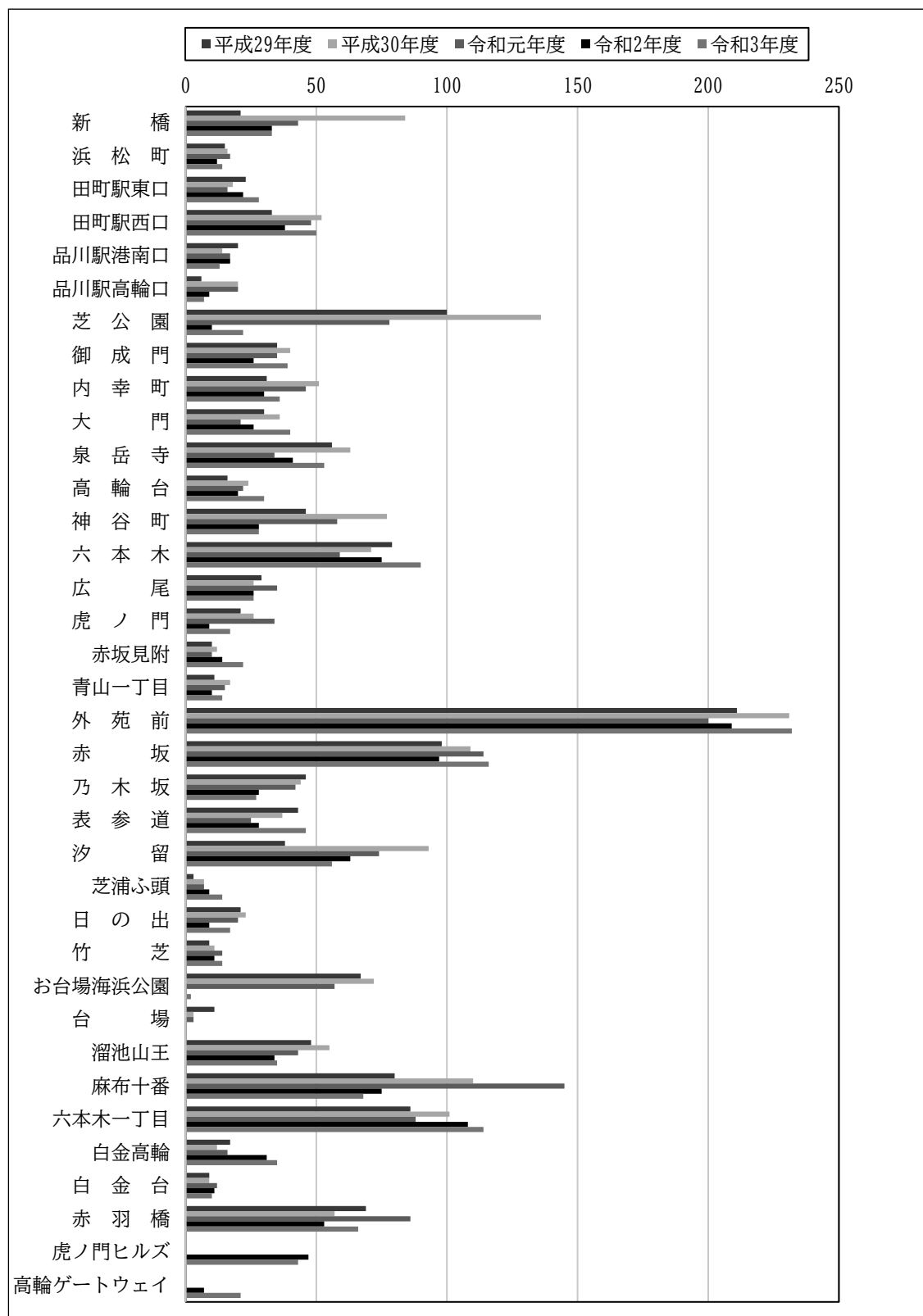
（単位：台）

	駅 名	路 線 名	放置台数				駐車場・置場内台数			
			自転車	バイク		計	自転車	バイク		計
				原付	自動二輪			原付	自動二輪	
1	新 橋	J R 山手線・地下鉄銀座線・浅草線・ゆりかもめ	33	5	1	39	233	2	27	262
2	浜 松 町	J R 山手線・東京モノレール	14	0	0	14	148	23	0	171
3	田町駅東口	J R 山手線	28	2	6	36	721	30	0	751
4	田町駅西口・三田駅	J R 山手線・地下鉄三田線・浅草線	50	3	3	56	191	2	2	195
5	品川駅港南口	J R 山手線	13	3	1	17	792	35	0	827
6	品川駅高輪口	J R 山手線・京浜急行線	7	1	0	8	222	9	5	236
7	芝 公 園	地下鉄三田線	22	0	0	22	45	0	0	45
8	御 成 門	地下鉄三田線	39	0	0	39				
9	内 幸 町	地下鉄三田線	36	1	3	40				
10	大 門	地下鉄浅草線・大江戸線	40	0	0	40				
11	泉 岳 寺	地下鉄浅草線	53	0	0	53				
12	高 輪 台	地下鉄浅草線	30	1	0	31				
13	神 谷 町	地下鉄日比谷線	28	0	0	28				
14	六 本 木	地下鉄日比谷線・大江戸線	90	0	0	90	216	0	0	216
15	広 尾	地下鉄日比谷線	26	0	0	26	95	0	0	95
16	虎 ノ 門	地下鉄銀座線	17	0	0	17	81	0	0	81
17	赤 坂 見 附	地下鉄銀座線・丸ノ内線	22	0	0	22	63	0	0	63
18	青山一丁目	地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線	14	1	0	15	108	0	0	108
19	外 苑 前	地下鉄銀座線	232	0	0	232				
20	赤 坂	地下鉄千代田線	116	2	1	119				
21	乃 木 坂	地下鉄千代田線	27	0	0	27	88	0	0	88
22	表 参 道	地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線	46	0	0	46	118	0	0	118
23	汐 留	地下鉄大江戸線・ゆりかもめ	56	5	3	64				
24	芝 浦 ふ 頭	ゆりかもめ	14	0	1	15	22	0	0	22
25	日 の 出	ゆりかもめ	17	0	0	17				0
26	竹 芝	ゆりかもめ	14	2	2	18				0
27	お台場海浜公園	ゆりかもめ	2	0	0	2	81	2	3	86
28	台 場	ゆりかもめ	0	0	0	0				0
29	溜 池 山 王	地下鉄銀座線・南北線	35	0	0	35				0
30	麻 布 十 番	地下鉄南北線・大江戸線	68	2	0	70	206	13	0	219
31	六本木一丁目	地下鉄南北線	114	0	4	118				0
32	白 金 高 輪	地下鉄南北線・三田線	35	0	1	36	213	0	0	213
33	白 金 台	地下鉄南北線・三田線	10	0	0	10	63	0	0	63
34	赤 羽 橋	地下鉄大江戸線	66	0	0	66				0
35	虎ノ門ヒルズ	地下鉄日比谷線	43	0	0	43				0
36	高輪ゲートウェイ	J R 山手線	21	0	2	23	68	0	0	68
	合 計		1,478	28	28	1,534	3,774	116	37	3,927

（令和3年10月31日現在）

○年度別駅前放置自転車の推移

(単位:台)



(各年度10月31日現在)

※虎ノ門ヒルズ駅及び高輪ゲートウェイ駅については、令和2年度10月より調査開始

(単位：台)

年度	29	30	元	2	3
自転車等駐車場利用台数	254,886	287,365	278,464	232,258	251,214

(各年度末日現在)

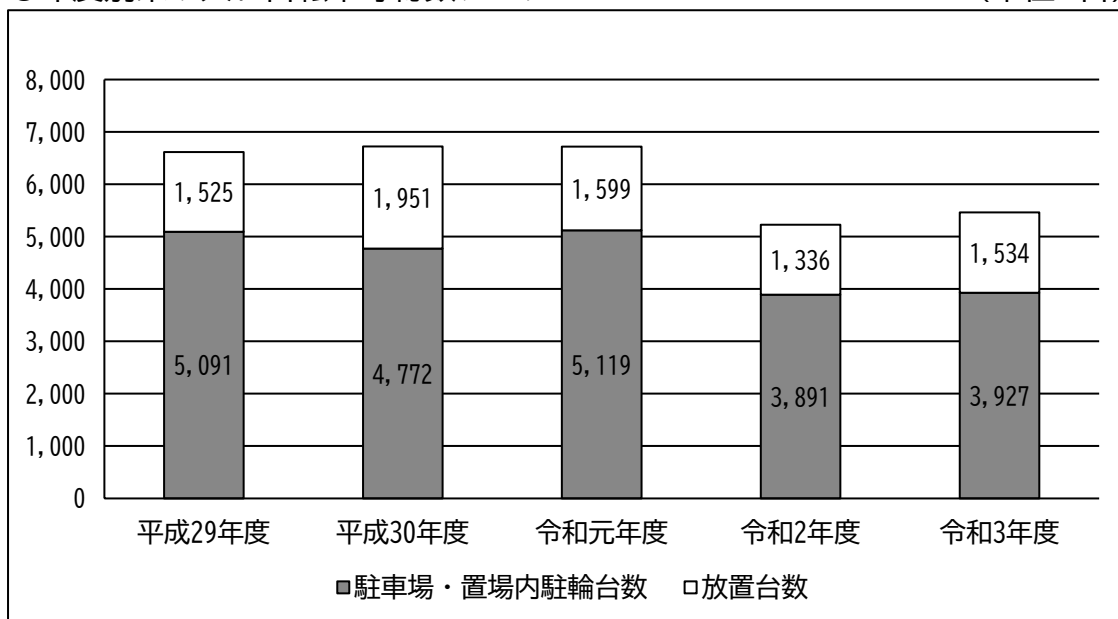
(単位：台)

年度	29	30	元	2	3
撤去自転車等返還台数	3,483	3,510	3,238	2,381	2,434

(各年度末日現在)

○年度別乗り入れ自転車等総数データ

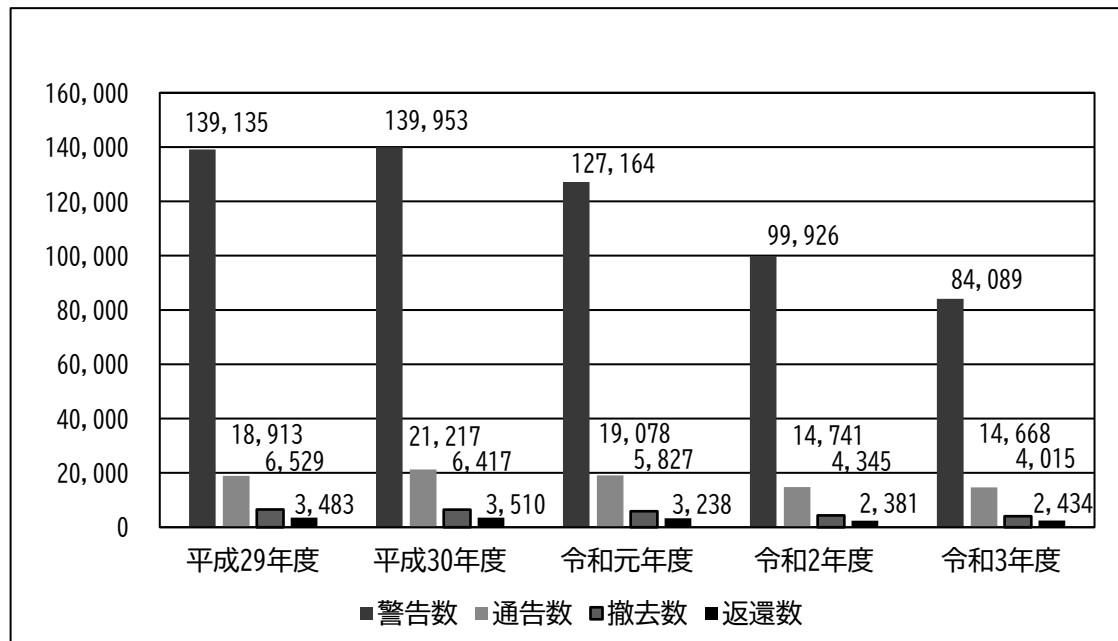
(単位：台)



(各年度 10 月 31 日現在)

○年度別放置自転車等撤去等実績

(単位：台)



(各年度末日現在)

あき地の適正管理

各総合支所まちづくり課

目 的

「あき地の管理の適正化に関する条例」に基づき、適正管理の指導を行います。

内 容

あき地の適正管理における苦情・相談に対応します。

根拠法令等

あき地の管理の適正化に関する条例

事業開始時期

昭和 40 年 4 月

事業の状況

○苦情・相談件数

(単位：件)

総合支所 \ 年度	29	30	元	2	3
芝地区	0	0	0	0	0
麻布地区	4	3	3	1	2
赤坂地区	4	0	0	1	3
高輪地区	5	8	4	4	3
芝浦港南地区	0	1	0	0	0
合 計	13	12	7	6	8

(各年度末日現在)

課 民 区

総合窓口調整

芝地区総合支所区民課

概 要

窓口事務の統一した事務取扱いと調整

内 容

昭和 42 年 11 月から統合窓口体制を執っており、住民の基本的地位に係る届出は、住民戸籍課及び支所の窓口で取り扱っていました。

また、平成 4 年 7 月の住記オンラインシステムの稼動に伴い、住民基本台帳が一元管理されることとなりました。平成 18 年 4 月には総合支所制度がスタートし、同じ業務を取り扱う芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南地区総合支所、芝浦港南地区総合支所台場分室の 6 つの窓口が、港区として統一的・効率的な事務処理を実現するため必要な調整業務を行っています。

根 拠 法 令 等

港区総合支所処務規程

事 業 開 始 時 期

昭和 42 年

事 業 の 状 況

各総合支所区民課（窓口サービス係・個人番号カード交付推進担当・相談担当・証明交付担当・戸籍係）の連絡調整

窓口事務実務研修の開催

各種統計事務総括

住民記録システム、戸籍システム、住民基本台帳ネットワークシステム等の連絡調整

住民基本台帳諸届

各総合支所区民課

概 要

住民基本台帳法に基づく各種届出の受理

内 容

住民の居住関係に関する公証事務、その他住民の住所に関する基礎情報に資するため、転入届・転出届・転居届・世帯変更届等住民の地位の変更に関する届出を受理します。

根 拠 法 令 等

住民基本台帳法及び同施行令

事 業 開 始 時 期

昭和 42 年

実 績 表

◎住民登録世帯及び人口（台場分室の世帯と人口は、芝浦港南地区の内数）

（各年度末日現在、単位：上段－世帯、下段－人）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
29	25,610	35,999	21,277	33,760	28,572	2,493	145,218
	40,733	60,570	37,071	60,990	55,956	5,570	255,320
30	25,838	36,633	21,346	34,263	28,898	2,527	146,978
	41,122	61,712	37,320	62,059	56,483	5,617	258,696
元	26,378	36,933	21,864	34,323	29,350	2,527	148,848
	41,951	62,326	38,004	62,287	57,355	5,614	261,923
2	26,174	36,129	21,596	33,771	29,163	2,513	146,833
	41,631	61,003	37,491	61,492	57,204	5,578	258,821
3	26,355	35,822	21,755	33,893	29,584	2,499	147,409
	41,672	60,335	37,572	61,621	57,583	5,506	258,783

◎各種届出受付件数

平成 29 年度

（単位：件）

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	9,848	2,383	6,774	472	1,006	1,202	41	6,330	251
麻布地区	4,396	2,242	3,473	286	449	42	2	865	138
赤坂地区	2,471	1,000	2,257	184	333	83	4	533	55
高輪地区	3,309	1,459	3,128	287	456	207	2	823	44
芝浦港南地区	2,685	1,183	2,663	268	803	18	15	840	46
台場分室	195	106	208	12	31	3	0	18	4
合 計	22,904	8,373	18,503	1,509	3,078	1,555	64	9,409	538

平成 30 年度

（単位：件）

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	8,928	2,315	6,783	409	976	1,249	32	6,033	218
麻布地区	4,582	2,145	3,787	279	506	42	5	887	193
赤坂地区	2,465	984	2,268	171	298	86	4	575	52
高輪地区	3,545	1,491	3,230	298	415	193	8	842	40
芝浦港南地区	2,970	1,172	2,743	241	759	14	15	770	48
台場分室	203	89	198	18	26	2	0	21	0
合 計	22,693	8,196	19,009	1,416	2,980	1,586	64	9,128	551

令和元年度

(単位：件)

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	9,410	2,406	6,629	478	864	1,309	33	7,387	168
麻布地区	4,482	2,110	3,808	279	442	54	8	1,177	116
赤坂地区	2,579	1,131	2,285	192	286	91	3	879	39
高輪地区	3,472	1,428	3,346	276	488	167	6	1,219	46
芝浦港南地区	2,957	1,154	2,955	288	801	23	6	1,376	41
台場分室	187	81	186	18	29	0	0	62	2
合 計	23,087	8,310	19,209	1,531	2,910	1,644	56	12,100	412

令和2年度

(単位：件)

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	7,627	2,178	6,511	419	861	1,321	39	5,506	180
麻布地区	3,785	2,231	4,097	316	419	66	8	1,001	122
赤坂地区	2,222	1,033	2,426	172	269	99	6	646	47
高輪地区	3,065	1,491	3,522	314	412	177	9	841	39
芝浦港南地区	2,723	1,292	3,128	305	679	14	15	965	53
台場分室	179	75	196	25	22	0	0	27	0
合 計	19,601	8,300	19,880	1,551	2,662	1,677	77	8,986	441

令和3年度

(単位：件)

	転入届	転居届	転出届	世帯変更届	出生届	死亡届	帰化届	職権記載	その他
芝地区	7,507	2,059	5,492	298	733	1,390	28	4,899	99
麻布地区	3,812	2,308	3,836	291	436	49	6	1,021	56
赤坂地区	2,341	1,066	2,402	187	294	94	7	636	24
高輪地区	3,418	1,570	3,499	300	453	183	6	851	21
芝浦港南地区	3,131	1,391	3,196	283	664	27	8	961	29
台場分室	175	83	212	14	17	1	0	15	3
合 計	20,384	8,477	18,637	1,373	2,597	1,744	55	8,383	232

◎住民記録関係諸証明交付通数（窓口発行・郵送請求分）

() 内は無料、内数（単位：通）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
29	112,081	30,767	20,837	28,002	24,662	2,320	218,669
	(33,194)	(1,390)	(1,842)	(2,007)	(2,524)	(274)	(41,231)
30	112,013	38,755	22,768	32,486	27,183	2,774	235,979
	(31,515)	(1,151)	(1,692)	(1,809)	(2,494)	(284)	(38,945)
元	114,925	35,148	22,092	30,461	26,014	2,462	231,102
	(34,500)	(1,111)	(1,683)	(1,791)	(2,393)	(265)	(41,743)
2	104,152	39,407	22,381	31,762	26,754	2,763	227,219
	(32,337)	(6,249)	(2,878)	(2,997)	(3,742)	(534)	(48,737)
3	108,060	42,172	24,462	35,146	30,931	3,135	243,906
	(89,429)	(41,323)	(23,580)	(34,482)	(30,474)	(3,101)	(222,389)

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としました。

◎閲覧件数 （ ）内は無料、内数（単位：回）

年度	回 数
29	294
	(132)
30	147
	(33)
元	206
	(85)
2	220
	(59)
3	180
	(46)

※特定閲覧は簿冊一冊をもって1回、不特定閲覧は、閲覧時間30分毎に1回とする。

印鑑登録

各総合支所区民課

概要

印鑑登録と印鑑登録証明書の交付

内容

住民基本台帳法により記録されている人に、申請に基づき印鑑登録と印鑑登録証明書を交付します。

根拠法令等

地方自治法
港区印鑑条例及び同施行規則

事業開始時期

昭和31年

実績表

◎各種届出受付・証明発行件数

平成29年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	5,901	858	21	978	224	393	501	24,625
麻布地区	3,434	985	10	753	165	45	13	14,555
赤坂地区	2,300	747	13	504	104	22	12	12,915
高輪地区	3,166	1,185	10	693	173	50	24	13,706
芝浦港南地区	2,656	1,110	12	520	143	42	14	11,706
台場分室	263	5	2	63	14	0	8	1,111
合 計	17,720	4,890	68	3,511	823	552	572	78,618

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

平成30年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	5,724	512	13	1,041	195	354	458	29,485
麻布地区	3,574	560	14	905	136	42	10	27,869
赤坂地区	2,334	464	36	522	99	31	13	16,229
高輪地区	3,357	685	39	863	130	28	26	21,306
芝浦港南地区	2,753	624	11	606	115	34	12	15,073
台場分室	211	4	1	54	5	0	11	1,450
合 計	17,953	2,849	114	3,991	680	489	530	111,412

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

令和元年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	6,129	292	9	1,072	193	380	484	29,501
麻布地区	3,384	308	20	840	138	44	17	23,991
赤坂地区	2,536	240	15	578	112	49	18	15,896
高輪地区	3,289	376	24	875	136	39	20	20,540
芝浦港南地区	2,700	282	15	580	111	43	6	14,361
台場分室	226	0	3	59	13	1	10	1,460
合 計	18,264	1,498	86	4,004	703	556	555	105,749

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

令和2年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	5,430	673	11	930	192	301	715	30,100
麻布地区	3,778	814	47	843	153	29	25	26,634
赤坂地区	2,458	404	15	561	113	24	18	16,363
高輪地区	3,237	1,000	22	810	137	42	25	21,298
芝浦港南地区	2,774	633	20	655	103	58	12	14,838
台場分室	226	0	2	62	8	0	11	1,489
合 計	17,903	3,524	117	3,861	706	454	806	110,722

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

令和3年度（印鑑登録証明書は窓口発行分）

（単位：件 印鑑登録証明書のみ：通）

	印鑑登録届	登録証引替	登録事項変更届	登録証亡失届	登録廃止届	職権抹消	その他	印鑑登録証明書
芝地区	4,688	470	15	632	167	279	502	25,662
麻布地区	3,603	812	17	686	150	49	22	24,091
赤坂地区	2,335	327	2	463	81	21	15	15,581
高輪地区	3,302	388	9	615	138	48	22	20,039
芝浦港南地区	2,929	313	17	546	92	53	8	14,099
台場分室	221	2	2	55	10	0	7	1,446
合 計	17,078	2,312	62	2,997	638	450	576	100,918

※登録証引替件数は、自動交付機カードから印鑑登録証への切替交付件数を含む。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としました。

◎印鑑登録者数

（単位：人）

年度	登 録 者 数
29	143,437（内、外国人 5,706）
30	144,992（内、外国人 5,945）
元	146,607（内、外国人 6,201）
2	146,674（内、外国人 6,147）
3	147,359（内、外国人 6,265）

（各年度末日現在）

戸籍関連事務	各総合支所区民課
概 要 日本国民について、親族的な身分関係を登録し、それを公証するための諸届の受付 内 容 ・ 出生から死亡までの戸籍関係の諸届の審査、受付、記載、通知等を行い、戸籍を編製・管理します。 (以下、芝地区総合支所のみ) ・ 戸籍の附票の編製、住民基本台帳法第 19 条通知による記載、他区市町村への附票通知を行います。 ・ 相続税法第 58 条による通知を税務署に行います。 ・ 人口動態調査票を作成して、保健所に報告します。 ・ 官公庁等からの身元照会について回答します。 根 拠 法 令 等 戸籍法及び同施行規則・戸籍事務取扱準則 法の適用に関する通則法 国籍法 民法 住民基本台帳法 事 業 開 始 時 期 明治 5 年	

実 績 表

◎戸籍関係状況及び処理件数

	年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
本籍数 (戸)	29	-	-	-	-	-	168,518
	30	-	-	-	-	-	170,035
	元	-	-	-	-	-	171,630
	2	-	-	-	-	-	172,480
	3	-	-	-	-	-	173,477
本 籍 人 口 (人)	29	-	-	-	-	-	382,542
	30	-	-	-	-	-	386,010
	元	-	-	-	-	-	389,413
	2	-	-	-	-	-	391,504
	3	-	-	-	-	-	393,934
新戸籍 編 製 (戸)	29	3,367	343	230	320	359	4,619
	30	3,161	330	265	364	319	4,439
	元	3,503	301	261	298	317	4,680
	2	2,775	301	209	285	278	3,848
	3	2,744	313	245	279	297	3,878
戸 籍 全消除 (戸)	29	2,777	41	56	82	39	2,995
	30	2,718	52	59	81	27	2,937
	元	2,896	58	61	69	28	3,112
	2	2,801	51	56	77	21	3,006
	3	2,713	59	65	68	34	2,939
身元関係 照 会 (件)	29	6,218	-	-	-	-	6,218
	30	6,111	-	-	-	-	6,111
	元	6,089	-	-	-	-	6,089
	2	5,283	-	-	-	-	5,283
	3	5,905	-	-	-	-	5,905
附票記載 (件)	29	31,116	-	-	-	-	31,116
	30	30,401	-	-	-	-	30,401
	元	31,703	-	-	-	-	31,703
	2	28,375	-	-	-	-	28,375
	3	28,766	-	-	-	-	28,766
人口動態 調 査 票 作 成 (件)	29	9,672	-	-	-	-	9,672
	30	9,436	-	-	-	-	9,436
	元	9,742	-	-	-	-	9,742
	2	8,203	-	-	-	-	8,203
	3	8,152	-	-	-	-	8,152
相続税法 通 知 (件)	29	1,750	-	-	-	-	1,750
	30	1,694	-	-	-	-	1,694
	元	1,758	-	-	-	-	1,758
	2	1,846	-	-	-	-	1,846
	3	1,874	-	-	-	-	1,874

(各年度末日現在)

◎戸籍届出受付件数

(単位：件)

	年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
出生届	29	3,294	457	343	458	843	5,395
	30	3,353	507	310	429	839	5,438
	元	3,243	449	296	497	857	5,342
	2	3,111	424	280	419	705	4,939
	3	3,101	447	297	452	680	4,977
死亡届	29	4,174	57	115	249	28	4,623
	30	4,099	55	124	240	18	4,536
	元	4,276	63	120	214	27	4,700
	2	4,299	73	117	214	17	4,720
	3	4,475	58	122	225	28	4,908
婚姻届	29	5,349	225	142	207	200	6,123
	30	5,094	212	166	217	170	5,859
	元	5,768	210	160	153	188	6,479
	2	4,256	197	118	154	160	4,885
	3	4,211	213	175	160	185	4,944
離婚届	29	939	96	67	70	84	1,256
	30	946	94	86	93	78	1,297
	元	981	83	69	77	77	1,287
	2	845	90	73	84	78	1,170
	3	864	90	63	80	77	1,174
養 子 縁組届	29	248	15	12	13	15	303
	30	218	12	13	19	13	275
	元	225	21	20	24	17	307
	2	178	25	12	25	15	255
	3	202	25	23	16	9	275
養 子 離縁届	29	67	1	9	7	5	89
	30	63	8	3	5	2	81
	元	63	6	5	0	2	76
	2	80	8	6	3	3	100
	3	60	6	3	5	3	77
その他	29	3,502	384	275	343	400	4,904
	30	3,572	331	286	370	301	4,860
	元	3,460	336	313	339	325	4,773
	2	3,515	325	271	343	309	4,763
	3	3,091	380	280	303	316	4,370
合 計	29	17,573	1,235	963	1,347	1,575	22,693
	30	17,345	1,219	988	1,373	1,421	22,346
	元	18,016	1,168	983	1,304	1,493	22,964
	2	16,284	1,142	877	1,242	1,287	20,832
	3	16,004	1,219	963	1,241	1,298	20,725

◎戸籍関係諸証明交付件数（窓口発行・郵送請求分）

（ ）内は無料、内数（単位：通）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
29	110,581	14,162	15,216	14,313	8,423	615	163,310
	(31,336)	(771)	(1,105)	(913)	(504)	(30)	(34,659)
30	109,528	14,715	15,455	14,884	8,595	760	163,937
	(31,143)	(680)	(899)	(736)	(475)	(32)	(33,965)
元	113,601	13,866	15,101	14,286	8,526	605	165,985
	(36,145)	(643)	(827)	(728)	(544)	(30)	(38,917)
2	100,518	10,483	11,569	11,372	6,252	510	140,704
	(32,848)	(678)	(794)	(817)	(600)	(56)	(35,793)
3	107,913	12,700	12,748	13,268	7,709	573	154,911
	(62,632)	(7,130)	(5,220)	(7,666)	(4,853)	(338)	(87,839)

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としました。

◎身分証明交付件数

（単位：通）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
29	3,479	629	660	606	351	44	5,769
30	3,692	609	732	539	390	119	6,081
元	3,321	621	685	479	371	15	5,492
2	3,415	586	580	588	410	27	5,606
3	3,615	708	667	630	492	38	6,150

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としました。

概 要

中長期在留者及び特別永住者の住居地に関する業務、特別永住者証明書に関する業務

内 容

住居地を港区に定めた中長期在留者及び特別永住者の住居地届出の受付
在留カード又は特別永住者証明書の裏面への住居地の記載
特別永住許可申請・記載事項変更届出・有効期間更新申請・再交付申請・特別永住者証明書返納の受付

根 拠 法 令 等

出入国管理及び難民認定法
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
住民基本台帳法

事 業 開 始 時 期

平成 24 年 7 月 9 日

実 績 表

◎住居地届出件数

平成 29 年度

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	4,059	510	2,035	1,855
特別永住者	0	0	109	73

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

平成 30 年度

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	4,087	556	1,994	1,909
特別永住者	0	0	113	59

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

令和元年度

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	4,062	404	2,169	1,820
特別永住者	0	0	96	64

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

令和2年度

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	1,409	388	1,848	1,623
特別永住者	0	0	128	74

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

令和3年度

(単位：件)

	新規上陸後の 住居地届出	在留資格変更等に 伴う住居地届出	住居地の変更 届出（転入）	住居地の変更 届出（転居）
中長期在留者	1,167	170	1,926	1,450
特別永住者	0	0	119	65

※在留カード又は特別永住者証明書を提示して住民基本台帳法上の転入届等をした件数を含む。

◎特別永住者証明書各種申請件数

(単位：件)

年度	特別永住許可	記載事項変更	有効期間の更新	再交付	返納
29	9	2	120	24 (24)	145
30	5	4	169	17 (17)	189
元	7	3	73	16 (16)	92
2	5	4	111	15 (15)	130
3	4	3	214	10 (10)	227

※（ ）内は無料、内数。

住居表示

芝地区総合支所区民課
※一部各総合支所区民課

概要

住居表示の実施、変更及び維持管理

内容

住居表示未実施地区の住居表示実施
住居表示既実施地区の住居表示変更
新（改）築建物への住居番号付定
住居表示街区案内板・街区（町名、住居番号）表示板の維持管理
住居表示台帳（附図）の管理
住居表示実施（付定）証明書の発行

根拠法令等

地方自治法
住居表示に関する法律及び同施行令
港区住居表示に関する条例及び同施行規則

事業開始時期

昭和 37 年

実績表

住居表示実施率 99.71%
（麻布狸穴町・麻布永坂町を除くすべての地域）
住居表示街区案内板設置基数 7 基

◎住居番号付定件数、証明書交付件数（単位：件）

年度	新築建物等の住居番号付定件数	住居表示実施証明書等交付件数
29	261	84
30	293	93
元	284	144
2	218	92
3	247	61

※各総合支所区民課窓口サービス係で取り扱う事務は、住居表示実施証明書の発行と建物その他の工作物新築届の受領のみです。

概 要

電子証明書の交付

内 容

自宅等のパソコンから行政機関への申請や届出を、インターネットを通じて行う際、「申請・届出者のなりすまし」や「申請・届出内容の改ざん」が行われることを防止し、確かに本人からの申請・届出とするために「電子証明書」が必要となります。

具体的には、区で発行した「住民基本台帳カード」又は「マイナンバーカード（個人番号カード）」に「電子証明書」と「本人が設定した秘密鍵」を記録します。発行主体は平成 27 年 12 月までは東京都知事、平成 28 年 1 月以降は地方公共団体情報システム機構です。ただし、申請受付・交付は区で行っています。

◎電子証明書の有効期間は、発行日から 5 回目の誕生日までです。

◎交付手数料は、平成 16 年 1 月から同年 3 月までは無料、同年 4 月から平成 27 年 12 月までは 500 円、平成 28 年 1 月からは、初回無料、2 回目以降は 200 円となりました。

◎平成 27 年 12 月で、住民基本台帳カードを利用する電子証明書の新規取得・更新は終了しました。平成 28 年 1 月から、電子証明書の新規取得・更新は、マイナンバーカードを利用します。

根 拠 法 令 等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
（公的個人認証法）

事 業 開 始 時 期

平成 16 年

実 績 表

◎電子証明書発行件数 () 内は無料、内数（単位：件）

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
29	2,685	3,290	2,446	3,071	3,325	14,817
	(2,650)	(3,252)	(2,421)	(3,051)	(3,303)	(14,677)
30	2,563	3,119	2,029	2,672	2,553	12,936
	(2,515)	(3,023)	(1,973)	(2,619)	(2,490)	(12,620)
元	3,253	3,371	2,596	3,759	3,216	16,195
	(3,153)	(3,221)	(2,519)	(3,683)	(3,154)	(15,730)
2	11,769	12,064	7,988	17,013	14,012	62,846
	(11,589)	(11,835)	(7,874)	(16,880)	(13,863)	(62,041)
3	11,310	12,422	7,793	14,847	13,554	59,926
	(11,087)	(12,093)	(7,641)	(14,667)	(13,362)	(58,850)

電話予約サービス

各総合支所区民課

概 要

電話で予約された住民票の写し及び印鑑登録証明書の受渡し業務

内 容

窓口開庁時間内に来庁できない区民のために、電話予約をすることにより、平
日夜間や休日に区民センター等で住民票の写し及び印鑑登録証明書の受取りがで
きるサービスを行っています。

根 拠 法 令 等

住民票の写し及び印鑑登録証明書の電話予約サービス事業実施要綱

住民票の写し及び印鑑登録証明書の電話予約サービス事業実施細目

事 業 開 始 時 期

平成 12 年

実 績 表

◎電話予約サービス利用件数

(単位：件 住民票の写し及び印鑑登録証明書のみ：通)

年度		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
29	件	261	188	115	261	224	28	1,077
	住	239	205	146	291	188	14	1,083
	印	136	59	70	98	77	24	464
30	件	309	226	175	350	292	35	1,387
	住	323	213	151	312	264	20	1,283
	印	165	157	123	176	218	23	862
元	件	298	259	147	281	306	20	1,311
	住	300	232	149	269	248	52	1,250
	印	167	168	110	186	189	8	828
2	件	242	197	109	238	179	17	982
	住	247	200	100	199	154	17	917
	印	138	116	83	149	109	6	601
3	件	252	224	133	248	194	10	1,061
	住	283	277	121	239	189	8	1,117
	印	134	184	127	152	116	9	722

※上段：利用件数、中段：住民票の写し、下段：印鑑登録証明書。

※証明書の枚数は件数とは一致しません（1件で複数の申請があるため）。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減する
ため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としました。

証明書自動交付機	各総合支所区民課
概 要 証明書自動交付機における各種証明書の交付 内 容 銀行等のＡＴＭ（現金自動預払機）と同じように、カードを入れて暗証番号を入力することで証明書を簡単に受け取ることができます。 ◎カードは「自動交付機カード」「自動交付機カード印鑑登録証」「住民基本台帳カード」の３種類があり、暗証番号をあらかじめ設定することにより利用できます。「自動交付機カード」は平成28年12月、「自動交付機カード印鑑登録証」及び「住民基本台帳カード」は平成27年12月に発行・交付を終了しました。 ◎証明書自動交付機で発行できる証明書 (1) 住民票の写し（現在のもの、世帯全員・世帯一部） (2) 印鑑登録証明書 (3) 戸籍（全部・個人）事項証明書 ※港区に住民登録と本籍がある人の現在戸籍のみです。 ◎発行手数料は、各証明書ともに窓口での発行手数料より50円安くなっています。 ◎証明書自動交付機の撤去及びサービス終了について 証明書自動交付機については、機器の老朽化や、より充実したサービスの提供が可能なコンビニ交付サービスを導入したことから、平成30年9月末をもって稼働を終了し、撤去しました。 根 拠 法 令 等 港区印鑑条例及び同施行規則 港区自動交付機カードの交付に関する規則（廃止） 港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（廃止）及び同施行規則（廃止） 港区証明書自動交付機の設置、管理及び運用に関する要綱（廃止） 事 業 開 始 時 期 平成17年10月 芝、赤坂、芝浦港南地区総合支所及び台場分室の証明書自動交付機は、平成17年10月から稼働、平成29年9月廃止。 高輪地区総合支所の証明書自動交付機は、平成17年10月から稼働、平成30年2月廃止。 麻布地区総合支所の証明書自動交付機は、平成17年10月から稼働、平成30年9月廃止。 品川駅港南口公共駐車場の証明書自動交付機は、平成18年11月から稼働、平成28年10月廃止。 青山いきいきプラザの証明書自動交付機は、平成19年11月から稼働、平成27年9月廃止。 白金台いきいきプラザの証明書自動交付機は、平成20年10月から稼働、平成27年9月廃止。	

◎証明書自動交付機からの証明書発行件数

平成 29 年度

(単位：通)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
戸 籍	全部事項 証明書	248	680	229	797	297	35	2,286
	個人事項 証明書	125	370	110	372	149	21	1,147
	印鑑登録 証明書	6,058	13,965	4,685	10,653	4,782	617	40,760
	住民票	3,546	7,689	2,543	6,505	3,373	515	24,171
	合 計	9,977	22,704	7,567	18,327	8,601	1,188	68,364

平成 30 年度

(単位：通)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
戸 籍	全部事項 証明書	-	339	-	-	-	-	339
	個人事項 証明書	-	181	-	-	-	-	181
	印鑑登録 証明書	-	6,948	-	-	-	-	6,948
	住民票	-	3,735	-	-	-	-	3,735
	合 計	-	11,203	-	-	-	-	11,203

※当事業は、平成 30 年 9 月で終了しました。

概要

コンビニエンスストア（コンビニ）における各種証明書の交付

内容

マイナンバーカード又は暗証番号が登録された住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニに設置されているマルチコピー機から、各種証明書を取得することができます。コンビニの従業員を介する必要はなく、証明書用紙にも偽造・改ざん防止対策が施されています。

◎住民基本台帳カードの交付は、平成 27 年 12 月で終了しています。ただし、既に交付されている住民基本台帳カードは、平成 28 年 1 月以降もカードの有効期限が終了するまで利用できます。

◎証明書コンビニ交付で取得できる証明書

(1) 住民票の写し（現在のもの、世帯全員・世帯一部）

(2) 印鑑登録証明書

(3) 戸籍（全部・個人）事項証明書（現在のもの、本籍地が港区の場合のみ）※

(4) 戸籍の附票の写し（全部・一部）（現在のもの、本籍地が港区の場合のみ）※

(5) 特別区民税・都民税課税証明書（直近 3 年分）

(6) 特別区民税・都民税納税証明書（直近 3 年分）

※住民登録が港区以外の方でも本籍地が港区にある場合には、マイナンバーカードを利用して戸籍証明書を取得できます。

◎発行手数料は、各証明書ともに窓口での発行手数料より 100 円安くなっています。

◎令和 3 年度及び 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済的負担を軽減するため、発行手数料は一律 10 円としています。

◎利用時間は、午前 6 時 30 分から午後 11 時までです。
（年末年始及びメンテナンス時を除く。）

利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ（証明書が発行できるマルチコピー機を設置している店舗に限ります。）

※コミュニティ・ストアは、令和 3 年 11 月末で終了しました。

根拠法令等

港区印鑑条例及び同施行規則

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（廃止）及び同施行規則（廃止）

港区多機能端末機による証明書の交付等に関する要綱

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

事業開始時期

平成 27 年 2 月

実 績 表

◎証明書コンビニ交付における証明書発行件数

(単位：通)

年度	住民票	印鑑登録 証明書	課税 証明書	納税 証明書	戸籍 証明	戸籍の 附票	合計
29	20,481	21,192	2,598	902	3,422	388	48,983
30	24,516	26,137	3,014	1,076	4,943	565	60,251
元	28,581	29,829	3,566	1,230	6,485	671	70,362
2	37,350	38,248	4,785	1,690	7,299	1,045	90,417
3	49,642	42,098	6,589	2,361	12,765	2,049	115,504

マイナンバーカード（個人番号カード）交付

各総合支所区民課

概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくマイナンバーカード（個人番号カード）の交付

内容

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された写真付きのＩＣカードで、公的な身分証明書として使用できるほか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の電子申請や、コンビニでの住民票等の証明書の取得に利用できます。

また、申込みにより、健康保険証としての利用や給付金等の受取口座を登録することもできます。

平成 28 年 1 月以降、希望者に交付しています。

◎マイナンバーカードは、プラスチック製のカードで、表面に氏名・住所・生年月日・性別・本人の顔写真、裏面にマイナンバーが記載されます。（ＩＣチップには、マイナンバー・氏名・住所・生年月日・性別以外の個人情報記録されません。）

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び同施行令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令

事業開始時期

平成 28 年 1 月

実績表

◎マイナンバーカード交付件数

平成 29 年度

（単位：件）

	新規		再交付		合計
	有料	無料	有料	無料	
芝地区	-	2,182	38	7	2,227
麻布地区	-	2,878	39	10	2,927
赤坂地区	-	2,130	28	4	2,162
高輪地区	-	2,903	26	5	2,934
芝浦港南地区	-	2,969	25	4	2,998
合 計	-	13,062	156	30	13,248

平成 30 年度

(単位：件)

	新規		再交付		合計
	有料	無料	有料	無料	
芝地区	-	1,891	50	28	1,969
麻布地区	-	2,622	102	35	2,759
赤坂地区	-	1,677	62	25	1,764
高輪地区	-	2,354	48	34	2,436
芝浦港南地区	-	2,117	64	42	2,223
合 計	-	10,661	326	164	11,151

令和元年度

(単位：件)

	新規		再交付		合計
	有料	無料	有料	無料	
芝地区	-	1,674	110	53	1,837
麻布地区	-	2,373	152	71	2,596
赤坂地区	-	1,755	86	54	1,895
高輪地区	-	2,215	68	58	2,341
芝浦港南地区	-	2,089	66	71	2,226
合 計	-	10,106	482	307	10,895

令和 2 年度

(単位：件)

	新規		再交付		合計
	有料	無料	有料	無料	
芝地区	-	5,427	181	237	5,845
麻布地区	-	6,892	230	368	7,490
赤坂地区	-	4,254	141	284	4,679
高輪地区	-	7,597	144	427	8,168
芝浦港南地区	-	8,056	159	317	8,532
合 計	-	32,226	855	1,633	34,714

令和 3 年度

(単位：件)

	新規		再交付		合計
	有料	無料	有料	無料	
芝地区	-	5,299	132	290	5,721
麻布地区	-	8,117	224	440	8,781
赤坂地区	-	4,668	100	281	5,049
高輪地区	-	8,714	121	391	9,226
芝浦港南地区	-	8,586	107	412	9,105
合 計	-	35,384	684	1,814	37,882

概 要

インターネットから交付請求された各種証明書の交付

内 容

スマートフォンを使用し電子申請サイトにアクセスし、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書により本人確認を行ったうえで、オンラインで各種証明書を請求し、同時にクレジットカードで手数料等の支払いができるサービスです。

◎電子申請サービスで取得できる証明書

- (1) 住民票の写し（現在のもの、世帯全員・世帯一部）
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 戸籍（全部・個人）事項証明書（現在のもの）
- (4) 戸籍の附票の写し（全部・一部）（現在のもの）
- (5) 特別区民税・都民税課税証明書
- (6) 特別区民税・都民税納税証明書

◎発行手数料の支払いはクレジットカードのみで、郵送にかかる実費が発行手数料に加算されます。

根 拠 法 令 等

港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び同施行規則

事 業 開 始 時 期

令和3年3月

実 績 表

◎電子申請サービスにおける証明書発行件数 （ ）内は無料、内数（単位：通）

年度	住民票	印鑑登録 証明書	戸籍証明	戸籍の附票	合計
2	5	0	12	0	17
3	78 (78)	22 (22)	194 (14)	16 (0)	310 (114)

※課税・納税証明書については、産業・地域振興支援部税務課で発行処理を行っています。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料は無料（免除）としました。

各種証明書等交付手数料収納事務

芝地区総合支所区民課

概 要

各種証明書等交付手数料の収納

内 容

窓口、郵送等による各種証明書等の交付手数料の収納を行っています。

◎電子マネー、二次元コード及びクレジットカードによるキャッシュレス決済サービスを令和2年12月から開始しました。

根 拠 法 令 等

港区手数料条例及び同施行規則

港区会計事務規則

実 績 表

◎令和3年度 諸証明・閲覧等手数料内訳

(窓口請求・郵送請求・証明書コンビニ交付・電子申請サービスによる発行分)

		芝地区 ※1	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
戸籍関係諸証明 手数料	通	120,871	12,700	12,748	13,268	8,283	167,870
	円	26,254,440	3,035,350	4,074,300	3,074,900	1,609,010	38,048,000

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
身分証明手数料	通	3,615	708	667	630	530	6,150
	円	759,300	84,900	117,000	74,400	54,300	1,089,900

		芝地区 ※1	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
印鑑登録証明 手数料	通	67,782	24,091	15,581	20,039	15,545	143,038
	円	420,980	0	0	0	0	420,980

		芝地区 ※1	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
住民記録諸証明 手数料	通	159,845	42,172	24,462	35,146	34,066	295,691
	円	6,111,010	254,700	264,600	199,200	147,300	6,976,810

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
閲覧手数料	回	180	-	-	-	-	180
	円	134,000	-	-	-	-	134,000

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区 ※2	合 計
印鑑登録証	件	4,688	3,603	2,335	3,302	3,150	17,078
交付手数料	円	0	0	0	0	0	0

(印鑑登録証交付手数料は、再交付の際に収納。)

		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
個人番号カード	件	422	664	381	512	519	2,498
再交付手数料	円	0	0	0	0	0	0

- ※1 証明書コンビニ交付・電子申請サービスにおける証明書発行分を含む。
- ※2 台場分室における証明書発行分を含む。
- ※3 個人番号カード再交付手数料については、令和3年9月1日からJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）が徴収することとなり、区の手数料としての収納は行っていません。
- ※4 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的負担を軽減するため、区民への証明書発行手数料及び印鑑登録証交付手数料は無料（免除）としました。

火葬（埋葬）・改葬許可

各総合支所区民課

概 要

火葬（埋葬）許可証の交付、改葬許可証の交付

内 容

死亡届を受理し、火葬（埋葬）許可証を交付します。

埋葬してある焼骨等を他の墳墓に移したいとの申請に対し、改葬許可証を交付します。

根 拠 法 令 等

墓地、埋葬等に関する法律及び同施行規則

事 業 開 始 時 期

昭和41年

実 績 表

◎火葬（埋葬）許可証交付件数

(単位：件)

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
29	1,317	118	128	255	52	—	1,870
30	1,283	94	138	245	44	—	1,804
元	1,372	92	129	218	59	—	1,870
2	1,466	105	124	223	31	—	1,949
3	1,452	66	140	238	39	—	1,935

※芝浦港南地区の件数は、台場分室の件数を含みます。

◎改葬許可証交付件数

(単位：件)

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
29	78	16	324	24	2	0	444
30	75	18	71	29	4	0	197
元	191	15	85	24	5	0	320
2	55	14	57	15	2	0	143
3	155	18	197	19	2	0	391

区民葬儀及び区民葬儀券の発行

各総合支所区民課
産業・地域振興支援部地域振興課

概 要

区民葬儀の案内及び区民葬儀券の発行

内 容

区民が執り行う葬儀の費用負担の軽減を図るため、区民葬儀を実施しています。
区民葬儀を利用するためには、区民葬儀券の交付を受け、区民葬儀取扱指定店に申し込みます。

根 拠 法 令 等

特別区区民葬儀運営協議会設置要領
特別区区民葬儀実施要領

実 績 表

◎区民葬儀券発行件数

(単位：件)

年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
29	20	1	14	8	1	0	44
30	14	6	10	13	1	1	45
元	9	6	8	14	0	0	37
2	29	7	18	21	0	0	75
3	45	1	12	20	0	0	78

(各年度末日現在)

◎区民葬儀取扱指定店

店 名	所在地
青山典範（資）	南青山 2-18-2
（有）第一社	南青山 6-8-2
（有）吉田商店	白金台 4-7-5
（有）遠州屋葬儀社本店	六本木 3-4-14
（有）奥村式典社	白金 3-2-9
（株）牧野総本店	高輪 1-21-1

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照

特別区民税の徴収事務	各総合支所区民課 産業・地域振興支援部税務課
概要 前年の所得に基づき賦課された特別区民税を徴収します。 内容 納税義務者は1月1日現在 ・区内に住所を有する個人 ・区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照	

軽自動車税（種別割）の徴収事務	各総合支所区民課 産業・地域振興支援部税務課
概要 軽自動車等の所有者から軽自動車税（種別割）を徴収します。 内容 納税義務者は4月1日現在に区内に主たる定置場がある原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び軽自動車の所有者 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照	

臨時運行許可関係事務	各総合支所区民課 産業・地域振興支援部税務課
概要 車両の臨時運行のため、仮ナンバープレートを貸与します。 内容 車両の回送のため、必要最小日数（最大5日間）、仮ナンバープレートを貸し出します。 申請受付は、各総合支所区民課のみとなっています。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の産業・地域振興」を参照	

介護保険の被保険者証の交付及び保険料の収納に関する事務

各総合支所区民課
保健福祉支援部介護保険課

概 要

被保険者証の交付及び保険料の収納

内 容

- (1) 被保険者証の再交付（紛失等）、書換交付（転居による住所変更等）、古い被保険者証の回収を行います。
- (2) 保険料の収納を行います。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険料の減免制度	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課
概 要 前年の所得が一定基準以下であったり、災害や特別の事情などにより、生活が一時的に著しく困難になり保険料の納入ができなくなった場合、保険料を減額又は免除します。 内 容 (1) 減 額 前年の所得が一定基準以下の世帯に対し、保険料均等割額を減額して賦課します。 (2) 減額・免除 災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納入ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が下がった世帯に対し保険料を減免します。ただし、一定の要件があります。 (3) 旧被扶養者に対する減額 被用者保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者（65歳以上75歳未満）が国保に加入した場合は、申請により減額します。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

国民健康保険療養費	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課
概 要 被保険者が現物給付としての療養の給付を受けられなかった場合に、後日、保険者から現金の支払いを受ける制度です。 内 容 (1) 保険者が、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき。 (柔道整復、あんま、マッサージ、はり、きゅう、補装具、生血) (2) 緊急、その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、薬局で診療等を受けたとき。 (3) 緊急、その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで保険医療機関等において診療又は薬剤の支給を受けたとき。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

概 要

リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同じ程度の保険料負担で医療保険に加入できるように、保険料を軽減する制度です。

内 容

対象者の前年の給与所得を、100 分の 30 として保険料を算定します。

（ただし、対象者と同じ世帯に属する被保険者の所得は、通常の額を用いて算定。）

対 象 者

- (1) 65 歳未満の雇用保険の特定受給資格者
（倒産、解雇等の事業主都合により離職した人）
- (2) 65 歳未満の雇用保険の特定理由離職者
（雇用期間満了で更新希望したが更新されなかった人、正当な理由により退職した人）

※適用期間中に 65 歳になった場合は、対象期間中は継続して軽減します。

※国民健康保険の資格を喪失した場合は、適用を終了します。

※再就職しても国民健康保険を継続する場合には、適用終了としません。

軽 減 期 間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

※当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

(1) 保険外併用療養費

保険給付として、評価療養（高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて評価を行うことが必要な療養）、患者申出療養（高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、保険給付の対象とすべきか否かについて評価を行うことが必要な療養）及び選定療養（被保険者の選定による特別の病室の提供その他の療養）について、それぞれ保険外併用療養費を支給します。評価療養、患者申出療養及び選定療養を病院で受けた場合、その療養自体は自費となりますが、入院料・検査等の基礎部分で保険診療が受けられます。

(2) 訪問看護療養費

医師から訪問看護の必要を認められた在宅患者の人が、訪問看護ステーションから派遣された看護師等により、療養上の世話その他必要な診療上の補助を受けた場合に、費用の一部を支払うだけで残りを国保が負担します。

(3) 移送費

患者が移動困難であって、当該医療機関の設備では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院したときなどに申請し、国保が認めたときは、移送費が支給されます。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

被保険者が災害や失業などの特別な理由で、生活が著しく困難になった場合に、医療費の一部負担金(自己負担分)を減額・免除又は徴収猶予します。

※入院時の食事代の自己負担分や、補装具等の療養費については、対象となりません。

内 容

(1) 要 件

次のいずれかに該当したことによって生活が著しく困難になった場合に減免できます。

- ① 震災等の災害により世帯主などが死亡したとき、又は資産に重大な損害等が生じたとき。
- ② 事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業又は業務に重大な損害を受けたとき。
- ④ その他上記に類する理由があるとき。

(2) 手 続

世帯主が申請します。受理の後調査、審査し、認定又は不認定の決定をし、申請者に通知します。

(3) 期 間

減額・免除については、3か月以内です。ただし、再申請により、さらに3か月の範囲で認定できます。

徴収猶予については、6か月以内です。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

医療機関等で国民健康保険の加入者の支払った金額（一部負担金）が、自己負担限度額を超えた場合、超えた分を支給します。

内 容

(1) 自己負担限度額【70歳～74歳】（月額）

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並みⅢ （課税所得 690 万円以上）	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）×1%（※3）	
現役並みⅡ （課税所得 380 万円以上）	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）×1%（※4）	
現役並みⅠ （課税所得 145 万円以上）	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）×1%（※5）	
一般 （課税所得 145 万円未満等）	18,000 円（※6） （年間限度額 144,000 円）	57,600 円（※7）
低所得Ⅱ（※1）	8,000 円（※6）	24,600 円
低所得Ⅰ（※2）	8,000 円（※6）	15,000 円

- ※1 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人が対象です（低所得Ⅰ以外の人）。
- ※2 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、各人の所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算、給与所得は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）を差し引いたときに0円となる人が対象です。
- ※3 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合（多数回該当）は、4回目以降の限度額は、140,100円です。
- ※4 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合（多数回該当）は、4回目以降の限度額は、93,000円です。
- ※5 過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合（多数回該当）は、4回目以降の限度額は、44,400円です。
- ※6 年間（8月～翌年7月）の限度額は144,000円です。基準日（7月31日）時点で、所得区分が一般及び低所得Ⅰ・Ⅱの人が対象です。
- ※7 過去12か月以内に外来＋入院（世帯単位）の限度額を超えた支給が4回以上あった場合（多数回該当）は、4回目以降の限度額は、44,400円です。

(2) 自己負担限度額【70歳未満】(月額)

所得区分(賦課基準額)	年3回目までの限度額	年4回目以降
ア(901万円超)	252,600円+(総医療費-842,000円) ×1%	140,100円
イ (600万円超~901万円以下)	167,400円+(総医療費-558,000円) ×1%	93,000円
ウ (210万円超~600万円以下)	80,100円+(総医療費-267,000円) ×1%	44,400円
エ(210万円以下)	57,600円	44,400円
オ(住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

(1)(2)共通

※70歳以上、70歳未満とも自己負担限度額は毎年8月診療分から所得判定年度が変更されます。

※非自発的失業者の保険料の軽減を受けた人は、給与所得を軽減して、自己負担限度額を計算します。

支給要件等

(1) 支給基準

同じ世帯の人が同じ月に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。一部負担金は、病院・診療所ごとに計算し(同じ病院・診療所でも歯科は別計算)、入院・通院は、それぞれ別の病院・診療所として扱います。

(2) 世帯合算

70歳未満の場合、同一世帯で同じ月に1か月の一部負担金が21,000円以上のものについて合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

70歳以上の場合、一部負担金の金額にかかわらず合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

(3) 高額療養費多数回該当

同一世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費に該当する場合、4回目以降の自己負担限度額を適用し、その超えた額を支給します。

(4) 高額療養費の現金給付

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払です。

(5) 高額療養費の現物給付

「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示により、医療機関等の窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。

申請により、「限度額適用認定証(70歳未満の住民税課税世帯の人、70歳以上74歳未満で課税所得145万円以上690万円未満の住民税課税世帯の人)」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯の人)」を交付します(毎年8月更新)。

(6) 特定疾病の負担軽減

厚生労働大臣が指定した長期高額疾病(先天性血液凝固因子障害、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の場合、自己負担限度額は1か月10,000円(人工透析を要する70歳未満の所得区分ア・イの人は、20,000円)。保険者の認定する「特定疾病療養受療証」が必要です(2年ごと10月更新、70歳未満の人工透析が必要な慢性腎不全の人は毎年8月更新)。

(7) 入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食事については、食事療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が食事療養費として負担します。また、療養病床に入院する65歳以上の人の生活療養に要した費用（食費・居住費）については、生活療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が生活療養費として負担します。

住民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付し、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額が減額されます。

※食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、高額療養費の対象となりません。

(単位：円)

		標準負担額 (入院時食事代) (1食)	生活療養標準負担額 (65歳以上)	
			食事代 (1食)	居住費 (1日)
一般（下記以外の人）		460	460	370
住民税非課税世帯（69歳まで）及び低所得Ⅱの人（70歳～74歳）	過去12か月の入院日数が90日までの入院	210	210	
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院（再度申請が必要）	160		
低所得Ⅰの人（70歳～74歳）		100	130	

※医療機関や疾病内容により減額される場合があります。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課
概 要 国民健康保険加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。 また、加入者が死亡した場合、葬祭費を支給します。 内 容 (1) 出産育児一時金 国民健康保険に加入している人が出産したとき、出生児1人につき42万円を支給します。直接支払制度（入院時に医療機関等で手続を行うことで、出産育児一時金を国民健康保険から直接医療機関等へ支払う制度）を利用すれば、出産した人は医療機関等へ出産育児一時金42万円を差し引いた額の支払いで済みます。 妊娠4か月（85日）以上であれば、死産・流産（この場合は医師の証明が必要）でも支給します。 (2) 葬祭費 国民健康保険に加入している人が死亡したとき、その人の葬儀を行った人に葬祭費7万円を支給します。 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

国民健康保険結核・精神医療給付金	各総合支所区民課 保健福祉支援部国保年金課
概 要 結核医療（一般）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第37条の2）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税が非課税（18歳未満のときは世帯主の住民税が非課税）の場合、申請により「結核医療給付金受給者証」を交付し、自己負担相当額を支給します。 精神通院医療については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第54条）の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税非課税世帯の場合、申請により「国保受給者証（精神通院）」を交付し、自己負担相当額を支給します。 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

概 要

国民健康保険の被保険者が満70歳になると、国民健康保険高齢受給者証が交付され、保険医療機関で診察を受けるときの一部負担金の割合が2割又は一定以上の所得を有する人は3割になります。

内 容

(1) 対象者

国民健康保険に加入している70歳～74歳の人。

70歳の誕生月の翌月1日から適用されます。ただし、1日生まれの人は誕生月から適用されます。

(2) 診察を受けるとき

保険医療機関で診察を受けるときに、「国民健康保険証」と「高齢受給者証」を一緒に提示し、自己負担額を支払います。

	判定基準	自己負担割合
現役並み 所得者	本人及び同じ世帯に70歳～74歳の国保被保険者で住民税課税所得が145万円以上の人がある人	3割
一般	上記以外の人	2割

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成20年4月から新たな高齢者医療制度が創設されました。高齢期における健康の保持増進を図るとともに、高齢世代一人ひとりが被保険者として保険料を負担することにより、現役世代との医療費を公平に負担し、適切な医療を受けられるようにすることを目的としています。

後期高齢者医療制度の事務処理については、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合が行います。東京都では、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）が運営主体になり、都内62区市町村が加入しています。区は、都広域連合と連携し、窓口での各種申請・届出の受付、被保険者証の引渡し、保険料の徴収、保健事業等の事務を行います。

内 容**(1) 被保険者の範囲**

港区内に住所のある75歳以上の人。（3か月以上の在留期間がある外国人も含みます。）

また、65歳以上75歳未満で一定の障害がある場合は、都広域連合に申請し認定された人も対象になります。なお、道府県に転出した場合でも、新住所が特別養護老人ホーム等である場合は、住所地特例に該当し、引き続き被保険者となります。ただし、生活保護受給者は被保険者になりません。

(2) 負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は1割又は3割です。一部負担金の割合は、前年の所得が確定した毎年8月1日に見直します。令和4年10月1日から新たに「2割」が追加され、1割、2割、3割の3区分となります。

(3) 保険料

保険料は前年の所得に応じて各被保険者が負担します。保険料額の決定は都広域連合が行い、月割計算や特別徴収と普通徴収の振分け、保険料通知の発送等は区が行います。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

老人性白内障の手術に係る特殊眼鏡等費用の助成

各総合支所区民課
保健福祉支援部国保年金課

概 要

老人性白内障のため水晶体摘出手術後、眼内レンズを挿入していない人で、特殊眼鏡等を必要とする人に、その費用の一部を助成します。

内 容

(1) 対象要件

国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している人で、手術の日から引き続き区内に住所がある人

(2) 助成内容

手術後に使用する特殊眼鏡 1 個又はコンタクトレンズ 1 眼につき 1 枚の購入代金が助成対象となります。

(3) 助成限度額

特 殊 眼 鏡	40,000 円
コンタクトレンズ（レンズ 1 枚につき）	25,000 円

※当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

※本事業は令和 3 年度で廃止しました。

概 要

心身障害者の保健向上と福祉の増進を図ることを目的として、東京都が実施する制度です。申請書受理、受給者証交付、医療費の支払事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき港区が行っています。

内 容

(1) 対象要件

次の全ての要件に該当する人が対象となります。

- ① 港区内に住所がある人
- ② 身体障害者手帳1・2級の人若しくは3級の内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の人、愛の手帳1・2度の人、又は精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ③ 国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している人
- ④ 年齢が65歳未満の人（ただし、65歳以上の人で、平成12年8月31日現在、障受給者証を持っていた人等は対象になります。）
- ⑤ 前年の所得が東京都で定める基準額以下の人

障医療費助成対象者所得基準額表（令和3年9月1日現在）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人所得(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504

※ 20歳未満の人は、その人の加入する保険の世帯主等の所得で算定します。（ただし、本人が世帯主等の場合は本人所得で算定します。）

(2) 助成対象期間

9月1日から翌年8月31日まで（毎年9月1日に更新）

(3) 診察を受けるとき

保険医療機関等で診察を受けるときは、「健康保険証」と「障受給者証」を一緒に提示し一部負担金を支払います。住民税非課税の人は入院時の食事代（標準負担額）のみ支払います。

① 一部負担金（住民税が課税されている人のみ）

原則、定率1割負担となっています。ただし、1か月に支払う自己負担の上限が定められています。医療機関で1か月の自己負担限度額を超えて支払った場合には、高額医療費として差額を支給します。

(令和4年4月1日現在)

	一部負担金	1 か月の自己負担限度額	
		外来	入院
住民税課税者	1 割	18,000 円 (年間上限額 144,000 円)	57,600 円 (年 4 回目以降 44,400 円)
住民税非課税者	負担なし	—	—

※**⑦**制度を取り扱っていない保険医療機関等で診察を受けたときは、いったん健康保険の自己負担分を支払い、区へ償還払いの手続をします。

② 標準負担額（入院時の食事代）

1 食につき 460 円

住民税非課税世帯に属する人は、加入している健康保険に申請することにより減額認定を受けることができます。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

概 要

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項（社会福祉・社会保障の向上・増進）の理念に基づき、老齢、障害、死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上を図ることを目的として、昭和36年に発足しました。

国民年金は当初、厚生年金や共済組合等に参加していない自営業者等を対象としていましたが昭和61年4月の改正により、基礎年金のかたちで全ての人に拡大されて、被用者年金の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者となりました。

さらに平成3年4月の改正により、20歳以上の学生も国民年金への加入が義務づけられて、現在に至っています。

国民年金は老齢・障害になったときや、死亡したときに全ての人に共通する基礎的な年金給付として「基礎年金」の支給を行います。この他、国民年金独自の給付として、「付加年金」、「寡婦年金」等があります。

また、国民年金制度発足時すでに高齢に達していて、年金を受ける条件に該当しなかった人が受ける老齢福祉年金があり、平成17年4月から、特別障害給付金の制度が施行されました。

内 容

1 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者資格の取得、喪失、種別変更等は、各被保険者が自主的に届出を行うのが原則ですが、必要に応じて日本年金機構が文書等による勧奨事務を行っています。

（被保険者の種別）

(1) 第1号被保険者

日本国内に住んでいる自営業者や学生等で、20歳以上60歳未満の人（社会保障協定に基づき相手国から発行された適用証明書を提示した人、医療滞在ビザや観光保養を目的とするロングステイビザの外国人を除きます。）

(2) 第2号被保険者

会社員や公務員などの厚生年金加入者（65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有する人を除きます。）

(3) 第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人（原則として日本国内に住所を有するもの）

(4) 任意加入被保険者

① 海外に住んでいる日本人で、20歳以上65歳未満の人

② 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人

③ 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の日本国内に住んでいる人

2 保険料

第1号被保険者と任意加入被保険者は、個人が保険料を納付し、第3号被保険者については、厚生年金が拠出金として負担しています。

(1) 保 険 料

年金の保険料は定額制となっています。

月額 16,610 円（令和3年度）

月額 16,590 円（令和4年度）

(2) 納付方法

原則として毎月納付ですが、割引のある前納制度もあります。納付方法は、納付書で金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストアなどで払い込む方法と、金融機関・ゆうちょ銀行の口座振替・クレジットカード払い・電子納付があります。

(3) 時 効

保険料は、納期限から2年を過ぎると時効により納付できなくなります。

(4) 免除制度

所得が少なく、保険料を納めるのが困難な人に、保険料の免除制度があります。

法定免除…公的年金制度による障害年金受給者、生活保護法による生活扶助受給者等は、届出により免除されます。

申請免除…経済的事実などで納付が困難なとき、本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の場合、申請をして承認を受けると保険料の全額・3/4・半額・1/4が免除されます。

(5) 学生納付特例

学生で、本人の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。

(6) 納付猶予

50歳未満の人については、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。

(7) 産前産後期間免除制度

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）、所得にかかわらず届出により免除されます。

※ (4)、(5)、(6) の制度が承認された期間の保険料は、後から納付（追納）することによって、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の期間に限られます。

3 給付の種類と金額

(令和4年4月1日現在)

年金の種類	受給要件	年金額
老齢基礎年金	保険料を納めた期間、免除された期間、厚生年金や共済組合の加入期間などを合算して10年以上ある人が65歳から受給できます。	満額 777,800 円 (令和4年度) $\text{保険料を納めた月数} + (\text{保険料全額免除月数} \times 1/2) + (4 \text{ 分の } 3 \text{ 免除月数} \times 5/8) + (\text{半額免除月数} \times 3/4) + (4 \text{ 分の } 1 \text{ 免除月数} \times 7/8)$ 480 月 (昭和16年4月1日以前生まれは300~468月) ※上記は平成21年4月1日から国庫負担割合が2分の1に引き上げられた計算式です。
障害基礎年金	国民年金の加入者が病気やけがで障害者になったとき受給できます。また、20歳前の病気やけがで障害者となった人も20歳になると受給できます。	1 級 972,250 円 2 級 777,800 円 18歳未満(18歳の誕生日後の3月31日までを含む。)の子がいるときは加算額があります。2人目までは、各223,800円、3人目以降は、各74,600円が加算されます。
遺族基礎年金	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき、18歳(18歳の誕生日後の3月31日までを含む。)未満の子と生活している配偶者が受給できます。	1,001,600 円 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加えます。2人目の子は223,800円、3人目以降は、1人につき74,600円が加算されます。
	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある父や母が亡くなり、18歳(18歳の誕生日後の3月31日までを含む。)未満の子だけが残されたとき受給できます。	777,800 円 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加えます。2人目の子は223,800円、3人目以降は、1人につき74,600円が加算されます。

特別障害給付金

平成3年3月以前の学生、昭和61年3月以前の被用者年金加入の配偶者で国民年金任意加入対象であり、任意加入していなかった人のうち、当該期間内に初診日があり、現在、障害年金1、2級相当の障害に該当する場合、1級：52,300円、2級：41,840円(月額)が支給されます。

年金生活者支援給付金（令和元年10月施行）

公的年金等の収入や所得が一定基準以下の対象者に年金とは別に支給されます。老齢、補足的な老齢、障害、遺族の4つの種類があります。対象者は、65歳以上で住民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者です。給付額は次のとおり種類により異なります。①老齢年金生活者支援給付金及び②補足的な老齢年金生活者支援給付金：5,020円（月額）を基準に保険料を納付した期間等により異なります。③障害年金生活者支援給付金：障害等級1級6,275円（月額）、2級5,020円（月額）。④遺族年金生活者支援給付金：5,020円（月額）。

国民年金の独自給付

年金の種類	受給要件	年金額
付加年金	付加保険料（月 400 円）を納めた人が老齢基礎年金と合わせて受給できます。	200 円×付加保険料を納めた月数
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格期間のある夫（婚姻期間が10年以上）が亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまでの間受給できます。	夫が受けられた老齢基礎年金の 3/4
死亡一時金	保険料を36月以上納めた人が年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受給できます。	第1号被保険者として保険料を納めた期間に応じ 120,000 円～ 320,000 円 付加保険料を36月以上納めていたときは、8,500円が加算されます。

老齢福祉年金

年金の種類	受給要件	年金額
老齢福祉年金	明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人などが 70 歳に達したとき。 (老齢年金を受けている人は該当しません。)	年 額 398,500 円 年 額（所得制限による一部 停止のとき） 313,000 円

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

日頃から地域の中で、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行う民生委員・児童委員の活動を支援することで、社会福祉の増進を図ります。

内 容

社会福祉の増進を図るため、以下に掲げる活動を行う民生委員・児童委員を支援しています。

(1) 民生委員・児童委員（任期3年）

民生委員・児童委員は、地域における社会福祉の推進役、コーディネーター役として、厚生労働大臣からの委嘱を受け、活動しています。また、児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童や妊産婦の保護・援助などを行っています。民生委員・児童委員の中から、児童問題を専門に担当する主任児童委員が、厚生労働大臣から指名されています。

民生委員・児童委員は区域を担当し、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭などで社会的支援を必要とする人の相談を受け、必要な支援を行っています。このほか、適切な助言や行政機関・施設への橋渡しなどを行い、誰もが、いつでも、必要とする各種福祉制度を利用できるよう、お手伝いをしています。

主任児童委員は、区域を担当している委員と連携を図り、児童福祉機関との連絡・調整や支援を必要とする人の相談や支援を行っています。

(2) 民生委員推薦会（任期3年）

民生委員・児童委員候補者を決定し、都知事に推薦するための常設機関です。

定数は、区議会議員等の7つの分野から各2名（計14名）以内とし、区長が委嘱又は任命しています。

＊当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照

活 動 状 況

平成 29 年度

(単位：件)

地区		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
区分							
内容別相談・支援件数	在 宅 福 祉	29	53	10	20	4	116
	介 護 保 険	20	17	1	9	6	53
	健 康 ・ 保 健 医 療	13	49	7	28	23	120
	子育て・母子保健	3	38	18	7	5	71
	子どもの地域生活	9	15	7	21	5	57
	子どもの教育・学校生活	17	17	8	31	19	92
	生 活 費	9	18	9	7	8	51
	年 金 ・ 保 険	2	0	2	0	1	5
	仕 事	3	1	10	0	2	16
	家 族 関 係	14	14	8	15	4	55
	住 居	31	22	13	15	24	105
	生 活 環 境	12	36	9	18	15	90
	日 常 的 な 支 援	132	55	63	71	278	599
	そ の 他	59	125	33	173	52	442
	計	353	460	198	415	446	1,872
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	275	290	120	195	305	1,185
	障害者に関すること	5	54	1	19	51	130
	子どもに関すること	34	95	41	66	65	301
	そ の 他	39	21	36	135	25	256
	計	353	460	198	415	446	1,872

(単位：件)

その他の活動件数	調 査 ・ 実 態 把 握	1,596	1,794	1,373	1,562	1,279	7,604
	行事・事業・会議への参加・協力	868	910	1,132	1,037	715	4,662
	地域福祉活動・自主活動	756	555	474	625	299	2,709
	民児協運営・研修	1,112	1,141	1,027	947	710	4,937
	証 明 事 務	34	105	79	62	73	353
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	3	1	0	0	1	5

(単位：回)

回 訪 数 問	訪 問 ・ 連 絡 活 動	1,142	1,327	414	1,342	650	4,875
	そ の 他	2,117	2,756	3,143	2,432	2,166	12,614

(単位：回)

回調連 数整絡	委 員 相 互	1,098	2,113	739	1,265	1,075	6,290
	そ の 他 の 関 係 機 関	1,751	2,035	814	1,524	1,560	7,684

(単位：日)

活 動 日 数	4,199	4,060	3,485	3,504	2,927	18,175
---------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

活 動 状 況

平成 30 年度

(単位：件)

地区		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
区分							
内容別相談・支援件数	在 宅 福 祉	20	80	14	25	15	154
	介 護 保 険	14	25	6	4	2	51
	健 康 ・ 保 健 医 療	22	81	18	21	20	162
	子育て・母子保健	3	138	2	6	8	157
	子どもの地域生活	15	5	1	39	1	61
	子どもの教育・学校生活	14	44	10	30	6	104
	生 活 費	8	3	10	6	7	34
	年 金 ・ 保 険	2	0	0	0	1	3
	仕 事	0	1	14	0	4	19
	家 族 関 係	7	9	1	8	0	25
	住 居	18	4	7	1	20	50
	生 活 環 境	9	34	10	18	13	84
	日 常 的 な 支 援	134	38	80	25	289	566
	そ の 他	87	185	24	143	31	470
	計	353	647	197	326	417	1,940
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	280	353	163	121	258	1,175
	障害者に関すること	8	62	1	41	37	149
	子どもに関すること	34	195	17	84	96	426
	そ の 他	31	37	16	80	26	190
	計	353	647	197	326	417	1,940

(単位：件)

その他の活動件数	調 査 ・ 実 態 把 握	958	1,176	767	879	939	4,719
	行事・事業・会議への参加・協力	717	865	1,121	1,062	673	4,438
	地域福祉活動・自主活動	877	627	534	521	292	2,851
	民児協運営・研修	1,113	1,028	1,028	882	725	4,776
	証 明 事 務	45	80	28	65	51	269
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	0	4	13	10	5	32

(単位：回)

回 訪 数 問	訪 問 ・ 連 絡 活 動	1,073	747	517	759	672	3,768
	そ の 他	1,568	2,112	1,607	1,883	1,616	8,786

(単位：回)

回調連 数整絡	委 員 相 互	1,140	2,169	773	1,352	1,099	6,533
	そ の 他 の 関 係 機 関	1,530	2,246	763	1,425	1,370	7,334

(単位：日)

活 動 日 数	4,118	4,222	3,411	3,371	2,759	17,881
---------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

活 動 状 況

令和元年度

(単位：件)

地区		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
区分							
内容別相談・支援件数	在 宅 福 祉	17	59	13	12	1	102
	介 護 保 険	19	17	2	10	1	49
	健 康 ・ 保 健 医 療	26	41	3	16	13	99
	子育て・母子保健	3	85	8	3	13	112
	子どもの地域生活	12	13	7	41	0	73
	子どもの教育・学校生活	12	88	1	48	0	149
	生 活 費	10	12	11	15	4	52
	年 金 ・ 保 険	0	1	1	0	0	2
	仕 事	0	0	29	3	5	37
	家 族 関 係	15	9	2	2	3	31
	住 居	5	5	27	8	22	67
	生 活 環 境	5	31	9	37	2	84
	日 常 的 な 支 援	146	46	83	66	282	623
	そ の 他	64	151	26	103	30	374
	計	334	558	222	364	376	1,854
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	273	280	169	140	235	1,097
	障害者に関すること	8	45	3	20	35	111
	子どもに関すること	28	195	26	101	76	426
	そ の 他	25	38	24	103	30	220
	計	334	558	222	364	376	1,854

(単位：件)

その他の活動件数	調 査 ・ 実 態 把 握	762	1,363	744	789	654	4,312
	行事・事業・会議への参加・協力	651	893	899	1,103	600	4,146
	地域福祉活動・自主活動	728	752	525	573	344	2,922
	民児協運営・研修	1,053	1,090	932	961	750	4,786
	証 明 事 務	57	81	32	29	56	255
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	1	10	0	6	1	18

(単位：回)

回 訪 数 問	訪 問 ・ 連 絡 活 動	976	1,056	471	650	345	3,498
	そ の 他	1,346	1,716	1,669	2,079	1,644	8,454

(単位：回)

回調連 数整絡	委 員 相 互	1,179	2,427	895	1,608	989	7,098
	そ の 他 の 関 係 機 関	1,420	2,310	797	1,532	1,251	7,310

(単位：日)

活 動 日 数	3,804	4,358	3,158	3,536	2,660	17,516
---------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

活 動 状 況

令和2年度

(単位：件)

地区		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
区分							
内容別相談・支援件数	在 宅 福 祉	7	30	3	14	6	60
	介 護 保 険	6	7	0	13	2	28
	健 康 ・ 保 健 医 療	13	100	5	40	16	174
	子育て・母子保健	1	67	7	11	15	101
	子どもの地域生活	13	5	7	25	2	52
	子どもの教育・学校生活	2	90	7	42	2	143
	生 活 費	2	9	6	8	4	29
	年 金 ・ 保 険	0	0	0	1	0	1
	仕 事	1	0	9	4	1	15
	家 族 関 係	14	10	1	4	8	37
	住 居	1	10	11	10	4	36
	生 活 環 境	7	16	7	46	4	80
	日 常 的 な 支 援	342	125	72	138	250	927
	そ の 他	40	189	14	95	17	355
	計	449	658	149	451	331	2,038
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	398	427	110	217	258	1,410
	障害者に関すること	2	44	2	6	18	72
	子どもに関すること	16	165	25	93	40	339
	そ の 他	33	22	12	135	15	217
	計	449	658	149	451	331	2,038

(単位：件)

その他の活動件数	調 査 ・ 実 態 把 握	29	41	44	116	34	264
	行事・事業・会議への参加・協力	247	261	244	302	212	1,266
	地域福祉活動・自主活動	480	527	295	367	208	1,877
	民児協運営・研修	921	821	801	843	558	3,944
	証 明 事 務	13	52	21	32	40	158
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	6	6	0	6	1	19

(単位：回)

回 訪 数 問	訪 問 ・ 連 絡 活 動	560	431	206	340	275	1,812
	そ の 他	251	61	135	454	264	1,165

(単位：回)

回調連 数整絡	委 員 相 互	1,336	2,757	1,091	1,405	965	7,554
	そ の 他 の 関 係 機 関	1,506	1,929	848	1,663	1,090	7,036

(単位：日)

活 動 日 数	3,088	3,431	2,308	2,950	2,154	13,931
---------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

活動状況

令和3年度

(単位：件)

区分		芝	高輪	麻布	赤坂青山	芝浦港南	計
内容別相談・支援件数	在 宅 福 祉	22	63	19	24	2	130
	介 護 保 険	8	12	3	18	0	41
	健 康 ・ 保 健 医 療	24	96	8	60	31	219
	子育て・母子保健	0	44	12	9	4	69
	子どもの地域生活	15	16	10	35	2	78
	子どもの教育・学校生活	5	40	5	48	1	99
	生 活 費	7	7	7	8	8	37
	年 金 ・ 保 険	1	4	0	0	0	5
	仕 事	1	1	11	1	1	15
	家 族 関 係	13	6	1	6	2	28
	住 居	6	18	7	14	2	47
	生 活 環 境	5	21	11	60	8	105
	日 常 的 な 支 援	210	153	66	84	276	789
	そ の 他	40	111	41	159	51	402
	計	357	592	201	526	388	2,064
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	287	431	149	256	329	1,452
	障害者に関すること	11	20	3	11	5	50
	子どもに関すること	21	128	28	105	17	299
	そ の 他	38	13	21	154	37	263
	計	357	592	201	526	388	2,064

(単位：件)

その他の活動件数	調 査 ・ 実 態 把 握	322	61	39	184	33	639
	行事・事業・会議への参加・協力	271	261	327	455	259	1,573
	地域福祉活動・自主活動	616	1,132	411	561	304	3,024
	民児協運営・研修	1,019	1,022	786	878	626	4,331
	証 明 事 務	18	61	20	24	22	145
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	1	1	0	4	0	6

(単位：回)

回 訪 数 問	訪 問 ・ 連 絡 活 動	352	519	322	384	732	2,309
	そ の 他	841	802	385	1,148	610	3,786

(単位：回)

回調連 数整絡	委 員 相 互	1,477	3,081	1,200	1,517	1,087	8,362
	そ の 他 の 関 係 機 関	1,651	2,296	837	1,646	1,185	7,615

(単位：日)

活 動 日 数	3,374	3,845	2,443	3,348	2,498	15,508
---------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

無料入浴券の給付	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課 保健福祉支援部生活福祉調整課						
目 的 高齢者、障害者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に対して、公衆浴場で利用できる無料入浴券を給付することにより、疲れた体をいやし生活意欲の向上及び健康保持を図ります。 内 容 (1) 対 象 者 ① 70 歳以上の高齢者 ② 障害者及び原爆被爆者 ③ 自家に風呂のない生活保護世帯等 (2) 給付時期 毎年4月1日から翌年3月31日まで (3) 給付枚数 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">高 齢 者</td><td>1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。</td></tr> <tr> <td>障害者及び原爆被爆者</td><td>大人、中人、小人とも1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。</td></tr> <tr> <td>生 活 保 護 世 帯 等</td><td>大人、中人、小人とも1人当たり年間最大60枚 ※開始月により給付枚数が異なります。</td></tr> </table> *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照		高 齢 者	1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。	障害者及び原爆被爆者	大人、中人、小人とも1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。	生 活 保 護 世 帯 等	大人、中人、小人とも1人当たり年間最大60枚 ※開始月により給付枚数が異なります。
高 齢 者	1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。						
障害者及び原爆被爆者	大人、中人、小人とも1人当たり年間最大52枚 ※申請月により給付枚数が異なります。						
生 活 保 護 世 帯 等	大人、中人、小人とも1人当たり年間最大60枚 ※開始月により給付枚数が異なります。						

都営交通の無料乗車券の交付	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課 保健福祉支援部生活福祉調整課 子ども家庭支援部子ども家庭課
目 的 身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に、無料乗車券を交付することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。 内 容 身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者、生活保護世帯等及び児童扶養手当受給世帯等に、都営地下鉄、都電、都バス、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を交付します。 有 効 期 間 ・身体障害者、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者は３年間 ・生活保護世帯等、児童扶養手当受給世帯等は１年間 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」及び「港区の子ども・家庭支援」を参照	

コミュニティバス乗車券の発行

各総合支所区民課
保健福祉支援部高齢者支援課
保健福祉支援部障害者福祉課
保健福祉支援部生活福祉調整課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成することにより、社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

- ① 70 歳以上の人
- ② 都営交通無料乗車券を所持している人
- ③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持している人
- ④ 東京都難病医療費助成を受けている人
- ⑤ 児童扶養手当証書を所持している人
- ⑥ ひとり親家庭等医療費助成を受けている人
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 3 歳未満の子がいる、区が定める所得基準内（※）の世帯の保護者 1 人

※所得基準表

扶養親族等人数	所得基準
0人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、192万円未満
1人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円未満
2人以上	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、230万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき38万円を加算した額未満

(2) 費用負担

無料

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」及び「港区の子ども・家庭支援」を参照

救急情報の活用支援事業（救急医療情報キット）

各総合支所区民課

目 的

高齢者等の救急（119番出動）時に、迅速な救命措置等に役立てるため、「救急医療情報キット」を配布して、高齢者等の安全・安心を支援します。

内 容

「救急医療情報キット」は「かかりつけ医療機関」「持病」などの医療情報や「診察券」「健康保険証」など情報の写しを専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。

(1) 対 象

港区内に在住している人

① 高齢者 ② 障害者 ③ 健康上不安がある人

(2) 配布場所

① 各総合支所区民課 ② 各いきいきプラザ

③ 各高齢者相談センター（地域包括支援センター：65歳以上の高齢者のみ）

④ 芝の家

根 拠 法 令 等

港区救急医療情報キット配布実施要綱

事 業 開 始 時 期

平成20年5月

事 業 の 状 況

各総合支所受付件数

(単位：件)

年度	地区 区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
29	高齢者	55	245	64	162	138	664
	障害者	5	2	2	0	3	12
	その他	2	6	1	5	3	17
	合計	62	253	67	167	144	693
30	高齢者	140	78	58	211	164	651
	障害者	8	2	8	4	11	33
	その他	4	25	2	12	13	56
	合計	152	105	68	227	188	740
元	高齢者	158	55	109	106	124	552
	障害者	4	2	11	4	4	25
	その他	3	3	3	2	5	16
	合計	165	60	123	112	133	593
2	高齢者	58	38	145	84	86	411
	障害者	0	0	19	1	0	20
	その他	0	3	15	9	3	30
	合計	58	41	179	94	89	461
3	高齢者	58	72	82	97	243	552
	障害者	3	0	12	0	19	34
	その他	1	0	11	5	0	17
	合計	62	72	105	102	262	603

(各年度末日現在)

高齢者福祉相談	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課
目 的 老人福祉法に基づき、福祉事務所は高齢者の福祉に関する実情の把握に努めると同時に、相談者への必要な情報の提供や相談に応じ、必要な調査・指導とともに、これらに付随する業務を行うことにより、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図ります。 内 容 老人福祉指導主事及び地区担当員が、養護、特別養護、軽費、有料の各老人ホームへの入所、経済的事項、家庭的事項、医療・保健、職業等の各種相談に応じています。 * 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

高齢者訪問電話	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課
目 的 ひとり暮らし等の高齢者世帯に対し、定期的に電話をすることによって、安否を確認するとともに安全を確保し、各種の相談に応じます。 内 容 (1) 対 象 ① 近隣に親族が居住していないおおむね65歳以上の高齢者でひとり暮らしの人 ② 近隣に親族が居住していない高齢者世帯で昼間、高齢者のみになる世帯等 (2) 電話相談員 2人（心身障害者（児）電話相談センターと兼務） * 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

高齢者救急通報システム	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課
目 的 高齢者が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報することにより、地域の協力を得て救助を行い、高齢者の生活の安全を確保し、福祉の増進を図ります。 内 容 対 象 区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯で、身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要する状態にある人等 ※平成13年4月以降の新規申込みには、高齢者事業者方式救急通報システムを設置しています。 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

高齢者事業者方式救急通報システム	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課
目 的 高齢者が家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき、又は一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認、救助等を行って高齢者の生活の安全を確保し、福祉の増進を図ります。 内 容 (1) 対 象 区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。 (2) 内 容 遠隔救急ペンダント、コントローラー、火災センサー（熱感知器）、ライフリズムセンサー（生活活動感知器）を一式で設置し、緊急時、火災発生時等の事業者（警備会社）への通報により、専門の警備員が出動します。状況に応じて救急車などの要請を事業者が行います。 (3) 利用者負担 月額 400円（生活保護受給者及び住民税非課税者は無料） *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

目 的

認知症高齢者、認知症であることが疑われる高齢者及び若年性認知症の人が、今いる場所が分からなくなる等の見当識障害があらわれた場合でも、地域の人、関係機関との協力により、見守り・早期発見できる仕組みをつくることにより、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう支援します。また、認知症による徘徊に起因する事故補償制度を設けることにより、認知症高齢者等の家族及び介護人の経済的・精神的負担の軽減を図ります。

内 容

1 おかえりサポート事業

(1) 対 象

区内に住所を有し、在宅で生活しており、迎えに行くことができる介護人等がいる

- ① 65 歳以上の認知症高齢者
- ② 65 歳以上の認知症の疑いのある高齢者
- ③ 若年性認知症の人

(2) 内 容

- ① 認知症高齢者等が徘徊などにより行方不明となる場合に備えて、緊急連絡先等の情報を登録及び管理します。
- ② 認知症高齢者等の発見時における速やかな身元確認に資する登録番号が入ったキーホルダー及びアイロンシールを配付します。
- ③ 認知症高齢者等が徘徊し、通報を受けた際に緊急連絡先へ連絡します。
- ④ 行方不明になった認知症高齢者等が発見された後、必要に応じて関係機関による生活支援につなげます。

(3) 利用者負担

無料

2 認知症高齢者等賠償責任保険

(1) 対 象

おかえりサポート事業登録者で、①②どちらかに該当する人

- ① おかえりサポート保険チェックリストで、1 つ以上該当する項目がある人
- ② 医師に認知症と診断されている人

※ただし、保険に加入できるのは 40 歳以上の人となります。

(2) 内 容

- ① 損害賠償責任補償 認知症に起因する事故により、第三者の身体の障害及び財物の破損壊に係る損害賠償責任を最大 5 億円補償します。
- ② 被害者死亡時の見舞金 認知症による徘徊に起因する事故により第三者を怪我させ、被害者がその事故を直接的な死因として死亡した場合に、お葬式の香典や見舞品の購入費用として一律 15 万円支給します。

(3) 利用者負担

無料

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

認知症による徘徊行動のある高齢者に対し、GPSを利用した位置情報専用探索機による探索サービスを行うことにより、徘徊高齢者の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

内 容

- (1) 対 象 区内に住所を有する認知症の徘徊により探索サービスが必要と認められる在宅の65歳以上の高齢者で、位置情報を確認した後、迎えに行くことができる家族等がいる人
- (2) 利用者負担 GPS端末機 月額 500円
現場急行サービス1回 3,000円

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者会食サービス	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課
目 的 ひとり暮らし等の高齢者に対し、高齢者会食サービス事業を実施することにより、健康面からの在宅支援及び地域社会との交流を図ります。 内 容 (1) 対 象 区内に住所を有する 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の高齢者のみの世帯の人 (2) 利用料金 1 食 400 円以内（生活保護受給者：1 食 200 円以内） (3) 内 容 週 1 回、各いきいきプラザ、台場高齢者在宅サービスセンター及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザにおいて、家庭的で栄養バランスの取れた食事を提供します。 また、月 1 回、栄養指導及び栄養相談を行います。 ※令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止しました。 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

高齢者配食サービス	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課
目 的 ひとり暮らし等で食事の調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し居宅に訪問して提供することにより、高齢者の栄養管理や健康維持の一助とするとともに、安否確認を行い、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。 内 容 (1) 対 象 区内在住で食事作りが困難な ① 65歳以上のひとり暮らしの人 ② 65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ③ 65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯の人 ※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。 (2) 利用者負担 1 食あたり 270 円～480 円 (3) 実施回数 1 週間に 7 食まで、昼食・夕食を配食します。 (4) 配食事業者 申請時に 6 事業者から選ぶことができます。申請後に事業者を変更することもできます。事業者を変更した場合は、変更申請から 10 日以内に新しい事業者のサービスを受けられます。 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

高齢者福祉理美容サービス	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課										
目 的 在宅で生活する寝たきりの状態にある高齢者に、港区福祉理美容サービス登録カードを交付し、理容師又は美容師による出張理美容サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに、家族介護の軽減を図ります。 内 容 <table border="0"> <tr> <td>(1) 対 象</td><td>区内に住所を有し在宅で生活する65歳以上で、要介護3以上の人</td></tr> <tr> <td>(2) 実 施 回 数</td><td>年6回まで</td></tr> <tr> <td>(3) 利用者負担</td><td>1回 500 円</td></tr> <tr> <td>(4) 登録カード有効期間</td><td>4月1日から翌年の3月31日まで</td></tr> <tr> <td>(5) 利 用 方 法</td><td>港区福祉理美容サービス登録カードを交付し、港区福祉理容協力店名簿（52 店舗）・港区福祉美容協力店名簿（30 店舗）に登載された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。</td></tr> </table> *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照		(1) 対 象	区内に住所を有し在宅で生活する65歳以上で、要介護3以上の人	(2) 実 施 回 数	年6回まで	(3) 利用者負担	1回 500 円	(4) 登録カード有効期間	4月1日から翌年の3月31日まで	(5) 利 用 方 法	港区福祉理美容サービス登録カードを交付し、港区福祉理容協力店名簿（52 店舗）・港区福祉美容協力店名簿（30 店舗）に登載された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。
(1) 対 象	区内に住所を有し在宅で生活する65歳以上で、要介護3以上の人										
(2) 実 施 回 数	年6回まで										
(3) 利用者負担	1回 500 円										
(4) 登録カード有効期間	4月1日から翌年の3月31日まで										
(5) 利 用 方 法	港区福祉理美容サービス登録カードを交付し、港区福祉理容協力店名簿（52 店舗）・港区福祉美容協力店名簿（30 店舗）に登載された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。										

高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課								
目 的 日常生活で紙おむつを必要とする高齢者に紙おむつ等を給付することにより、高齢者の快適な生活を確保するとともに、高齢者を介護する家族等の介護負担の軽減を図ります。 なお、区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院している人に対しては、おむつ代を助成しています（限度額 月額 10,000 円）。 ※同じ月に紙おむつの給付とおむつ代助成との併用はできません。 内 容 <table border="0"> <tr> <td>(1) 対 象</td><td>区内に住所を有する要介護認定が要支援1以上で常時臥床及び失禁状態にある人</td></tr> <tr> <td>(2) 給 付 内 容</td><td>64 種類のおむつ等の中から給付限度の範囲内で選択する方式</td></tr> <tr> <td>(3) 給 付 方 法</td><td>委託業者が月1回指定の場所に配送</td></tr> <tr> <td>(4) 利用者負担</td><td>月額 500 円</td></tr> </table> *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照		(1) 対 象	区内に住所を有する要介護認定が要支援1以上で常時臥床及び失禁状態にある人	(2) 給 付 内 容	64 種類のおむつ等の中から給付限度の範囲内で選択する方式	(3) 給 付 方 法	委託業者が月1回指定の場所に配送	(4) 利用者負担	月額 500 円
(1) 対 象	区内に住所を有する要介護認定が要支援1以上で常時臥床及び失禁状態にある人								
(2) 給 付 内 容	64 種類のおむつ等の中から給付限度の範囲内で選択する方式								
(3) 給 付 方 法	委託業者が月1回指定の場所に配送								
(4) 利用者負担	月額 500 円								

高齢者寝具乾燥等消毒

各総合支所区民課
保健福祉支援部高齢者支援課

目 的

在宅で生活する寝たきりの高齢者が使用している寝具を乾燥等消毒し、臥床環境を改善することにより、福祉の増進を図ります。

内 容

- | | | |
|-------------|--------------------------|------|
| (1) 対 象 | 区内に住所を有する65歳以上で、要介護3以上の人 | |
| (2) 実 施 回 数 | 年12回（うち1回は水洗い） | |
| (3) 利用者負担 | 寝具1組（乾燥消毒） | 150円 |
| | 掛布団1枚（水洗い消毒） | 300円 |
| | 敷布団1枚（水洗い消毒） | 300円 |
| | 毛布1枚（水洗い消毒） | 50円 |

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者福祉キャブ	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課
目 的 寝たきりの高齢者等に対し、港区福祉キャブ利用カードを交付し、その乗車料金の一部を補助することにより、社会参加を助長し、福祉の向上を図ります。 内 容 (1) 対 象 ① おおむね65歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人 ② 介護保険の第2号被保険者のうち、要介護認定「要支援1」以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人 (2) 福祉キャブ（昇降装置付タクシー）運行台数 5台 (3) 予 約 方 法 利用者が原則として利用日の前日までに運行委託業者に直接申し込みます。 (4) 運 賃 タクシー料金と同じ (5) 介助人利用助成 ヘルパー資格を有する介助人を利用した場合、介助人1人までの利用料のうち半額を助成します。 (6) 乗 車 地 域 出発地又は到着地が東京23区・武蔵野市・三鷹市 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

緊急移送サービス利用助成事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部高齢者支援課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 車椅子等を使用する高齢者や障害者が緊急時に24時間対応の民間救急移送サービスを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、高齢者や障害者の在宅生活を支援し、福祉の向上に役立てます。 内 容 (1) 対 象 者 港区福祉キャブ利用カード交付者 (2) 利用方法 利用者が福祉キャブ運行委託事業者に直接申し込みます。 (3) 利用者負担 ① 利用料金が10,000円以下の場合 利用料金の30%に相当する額 ② 利用料金が10,000円超の場合 3,000円+10,000円を超える部分の額 ※寝台・車椅子・リクライニング式車椅子の利用料金については全額助成します。 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

目 的

高齢者が多く居住する共同住宅の共用部分のバリアフリー化に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の転倒を予防し、介護の負担を軽減するとともに、日常生活の利便性の向上を図り、高齢者の自立と社会参加を促進します。

内 容

(1) 対 象

次の要件を全て満たす共同住宅に対し、バリアフリー化のための改修工事を行った場合に工事費用の一部を助成します。

- ① 区内に存する共同住宅で、分譲住宅又は今後も優先的に高齢者を居住させる賃貸住宅
- ② 65 歳以上の高齢者を含む世帯が居住世帯全体の 25%を超える共同住宅
- ③ 延べ床面積のおおむね 2 分の 1 を超える部分が居住の用途に供される共同住宅
- ④ 公的賃貸住宅以外のもの

※②の 65 歳以上の高齢者を含む世帯とは、港区に住民登録している 65 歳以上の高齢者がいる世帯

(2) 対象工事と助成限度額

助 成 対 象 工 事	助成対象限度額	助成限度額
出入口、廊下等の段差解消	70 万円	対象工事に係る経費と助成対象限度額を比較して、いずれか少ない額の 2 分の 1
出入口、階段、廊下等の手すりの設置	70 万円	
床のノンスリップ化	70 万円	
段差解消機の新設	800 万円	
エレベーターの新設	2,000 万円	
既存エレベーターのバリアフリー化改修	300 万円	

※助成金額は、予算の範囲内で交付

(3) 募集期間

4 月 1 日から 12 月 1 日まで

※募集開始日と締切日が土曜、日曜、祝日に当たる場合には、次の平日を募集開始日、締切日とします。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

高齢者日常生活用具給付事業

各総合支所区民課
保健福祉支援部高齢者支援課

目 的

身体機能が低下した高齢者に日常生活用具を給付することにより、日常生活や外出時の安全性を高め、高齢者の積極的な社会参加の促進を図ります。

内 容

(1) 対 象

給付種目と対象者は、以下のとおりです。

給付種目	対象者	給付条件
シルバーカー又は杖	・ 65 歳以上の区民で、歩行補助用具を使用することで歩行の安定を図ることができる人 ・ 在宅で生活している人 ・ 介護保険のサービスで歩行補助用具の貸与を受けていない人	・ 要支援認定を受けている人は、この事業で給付を受けていることがケアプランに明記されていること。 ・ 要介護認定を受けている人は、原則対象外です。ただし、介護保険サービスの歩行補助用具の貸与では対応できない身体状態の場合のみ、対象となる場合があります。
浴室用滑り止めマット	・ 65 歳以上の区民で、入浴補助用具を使用することで自力での入浴を安全に行うことができる人 ・ 在宅で生活している人	—
入浴用椅子又は浴槽内椅子	・ 65 歳以上の区民で、入浴補助用具を使うことで自力での入浴を安全に行うことができる人 ・ 在宅で生活している人	・ 要支援認定、又は要介護認定を受けている人は対象外です。

※申請は給付各種目につき、1 回限りです。

(2) 利用者負担額

介護保険サービス利用時の費用負担割合に準じて決定します。所得に応じて協定価格の一部が利用者負担額となります。生活保護受給者は無料です。

(3) 給 付 方 法

区が協定を締結した福祉用具事業者の福祉用具専門相談員による事前調査を受け、安全性と効果性を確認した上で、用具を給付します。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

様々な理由で現在の住まいから住み替えが必要であるにも関わらず、新たな住まいが見つからず困っている高齢者世帯に対し、良好な居住環境の確保を図ります。

内 容

(1) 民間賃貸住宅の紹介

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部港支部の協力を得て、民間賃貸住宅を紹介します。

対象要件

- ① 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の者を含む 60 歳以上の者で構成する世帯
- ② この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システムの設置に了承していること。
- ③ 賃貸借契約の締結に当たり、連帯保証人がいない場合、協定債務保証会社を利用すること（港区内の民間賃貸住宅の紹介を受ける場合に限る）。

(2) 債務保証会社の紹介

保証人がいないため港区内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を結べない場合等、区と協定を締結している債務保証会社を紹介し、保証委託契約に係る初回保証委託料を助成します。

対象要件

- ① 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の者を含む 60 歳以上の者で構成する世帯
- ② 賃貸借契約に際し、連帯保証人となり得る親族もしくは知人がいないこと又は債務保証会社の利用が必須であること。
- ③ 世帯の所得が 3,228,000 円を超えていないこと。
- ④ この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システムの設置に了承していること。

助成額 ・ 単身世帯…60,000 円以内で実際に要した額

・ 2 人以上の世帯…80,000 円以内で実際に要した額

(3) 入居費用の一部助成

転居の理由が自己の責めに寄らない立ち退きによるもので、紹介を受けた民間賃貸住宅に賃貸借契約を結んだ場合は、入居費用の一部を助成します。

対象要件

- ① 本事業で港区内の民間賃貸住宅の紹介を受け、当該住宅に入居することが決定し、当該住宅の所有者と賃貸借契約を締結していること。
- ② 世帯の所得が 3,228,000 円を超えていないこと。
- ③ 退去に際し、単身世帯は 960,000 円、2 人以上の世帯は 1,280,000 円を超える補償金を受領しないこと。
- ④ 生活保護法の規定に基づく公的給付を受給していないこと。

助成額 ・ 礼金相当分…月額賃料の 2 か月分以内で実際に要した額

・ 仲介手数料…月額賃料の 1 か月分以内で実際に要した額

事業開始時期

平成 31 年 4 月

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

環境上の理由及び経済的理由で、在宅生活が困難になった高齢者について、養護老人ホームの入所措置をします。

内 容

(1) 対 象

65 歳以上（事情のある場合は 60 歳以上）で、次の①②の要件をともに満たす人

① 環境上の理由

家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では在宅での生活が困難な人

② 経済的理由

次のア～ウのいずれかに当てはまる人

ア 生活保護受給世帯

イ 世帯の生計中心者が特別区民税所得割を課されていない世帯

ウ 災害などのためその世帯の収入が急激に減少し、生活に困窮している状態にある人

(2) 費用負担

入所者本人及び扶養義務者から、それぞれの階層区分に応じた費用を徴収します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

寿商品券等贈呈

各総合支所区民課
保健福祉支援部高齢者支援課

目 的

多年にわたり社会の進展に尽くした高齢者に敬意を表し、長寿と健康をお祝いします。

内 容

寿商品券（区内共通商品券）を贈呈します。また、100歳以上の人へ記念品・花束を贈呈します。

- (1) 対 象 9月15日現在、区内に住所を有する70歳（古希）、77歳（喜寿）、80歳（傘寿）、88歳（米寿）、90歳（卒寿）、99歳（白寿）の人、100歳以上の人
- (2) 贈 呈 品 商品券 70歳…5千円、77歳…1万円、80歳…1万5千円、88歳…2万円、90歳…2万5千円、99歳…3万円
記念品・花束 100歳以上
- (3) 贈呈方法 8月中旬から敬老の日の頃にかけて、民生委員・児童委員などが本人にお届けします。
※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全件郵送

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

成年後見審判申立事業

各総合支所区民課

目 的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない人たちの「本人保護」と「自己決定尊重」の理念に併せ、身上監護・財産管理のために区長が成年後見審判開始申立てを行い、高齢者・障害者福祉の増進を図ります。

内 容

区長は認知症高齢者、知的障害者、精神障害者に2親等以内の親族がいないとき等、成年後見等審判開始の手続ができないときは家庭裁判所に審判開始の申立てを行います。また、後見人の報酬の支払が困難な被後見人等へ報酬の一部又は全部の助成をします。

根 拠 法 令 等

港区成年後見審判申立事業に関する要綱

実 績 表

成年後見制度申立件数・報酬助成件数

(単位：件)

年度	地区 区分		芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
29	高齢者分	申立	1	3	2	5	1	12
		報酬助成	4	2	4	7	0	17
	障害者分	申立	1	0	0	0	0	1
		報酬助成	0	1	0	1	0	2
30	高齢者分	申立	1	2	4	6	2	15
		報酬助成	3	2	2	2	1	10
	障害者分	申立	0	0	0	1	0	1
		報酬助成	0	0	0	1	0	1
元	高齢者分	申立	3	4	3	2	6	18
		報酬助成	3	3	2	4	1	13
	障害者分	申立	0	0	0	0	0	0
		報酬助成	0	0	0	1	0	1
2	高齢者分	申立	2	6	1	4	5	18
		報酬助成	3	5	3	5	2	18
	障害者分	申立	1	1	0	0	0	2
		報酬助成	0	0	0	1	0	1
3	高齢者分	申立	2	3	6	7	6	24
		報酬助成	4	0	1	4	4	13
	障害者分	申立	0	0	0	0	0	0
		報酬助成	0	0	0	1	0	1

(各年度末日現在)

目 的

ひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等を把握することによって、本人の緊急時などに備えます。

また、区における高齢者施策の基礎資料とします。

内 容

区内の単身世帯（65 歳以上）高齢者の実態を調査しています。

3 年に一度、住民基本台帳上単身世帯（65 歳以上）全員を調査対象とした全数調査を行い、続く 2 年間については、全数調査の結果を基に、当該年度の転入者等を含め、調査を行います。

- (1) 調査内容 同居親族の有無、本人電話番号、緊急連絡先の名前・電話番号の記入及び聞き取り
- (2) 調査対象 毎年 4 月 1 日現在、満 65 歳以上で住民基本台帳上単身世帯の人
- (3) 調査方法 65 歳以上 75 歳未満 郵送調査（各総合支所から郵送）
75 歳以上 訪問調査（民生委員・児童委員等）
※令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全件郵送調査
※単身世帯のうち、施設職員による実態把握ができていた特別養護老人ホーム、ケアハウス等居住者は、特定住所として調査対象外

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体及び関係機関と区との連携を図り、各地区の特性に応じた高齢者セーフティネットワークを構築します。

内 容

(1) 地区高齢者支援連絡会の開催

所掌事項

- ・ 高齢者の孤独死の防止に関すること。
- ・ 高齢者の虐待の防止及び養護者に対する支援に関すること。
- ・ 認知症に関する普及啓発及び認知症の人とその家族への支援に関すること。
- ・ 高齢者の消費者被害の防止に関すること。
- ・ 区と関係機関等の相互の情報交換及び連絡調整に関すること。
- ・ その他地区の高齢者の生活、介護等に関して必要な事項に関すること。

(2) 地区における高齢者のセーフティネットワークの構築

高齢者をはじめ地域の人たちが気軽に参加できる交流の場を設置すること。

根 拠 法 令 等

港区高齢者地域支援連絡協議会設置要綱

事 業 開 始 時 期

平成 22 年 3 月

事 業 の 状 況

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面開催としました。

目 的

聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用を助成することにより、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図ります。

内 容

(1) 対 象

次の全ての要件に該当する人

①60 歳以上の区内在住者

②区が指定する医療機関（補聴器相談医在籍）の医師が、補聴器の装用を認める人

③聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人

(2) 対象機器

補聴器本体（片耳 1 台分）及びその付属品（電池、充電器及びイヤモールド）

※区が指定する販売店（認定補聴器技能者在籍）で購入するものに限りします。

(3) 助 成 額

補聴器購入額（上限 137,000 円）

※住民税課税の人は補聴器購入額の半額（上限 68,500 円）

*当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照

概 要

介護保険サービスを必要とする人のために要介護・要支援認定を行います。

内 容

(1) 対 象

- ① 第1号被保険者（65歳以上の人）で、寝たきり・認知症などで常に介護が必要な人、又は家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人
- ② 第2号被保険者（40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人）で、初老期における認知症、脳血管疾患など加齢に伴う国が指定する16種類の病気（特定疾病）によって介護や支援が必要になった人

(2) 認 定

介護認定審査会は、介護の必要性の有無及び度合いを審査判定します。要介護度は、心身の状態に応じて、7段階に区分され、利用できるサービスの量などが決まります。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

障害者控除対象者認定

各総合支所区民課

目 的

65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上で、寝たきり又は障害者に準ずる状態にあると認められる人に対し、(特別)障害者控除対象者と認め、認定書を交付します。

内 容

対 象 障害者手帳をお持ちでなくても、障害者控除対象者認定書の交付により、(特別)障害者控除の対象となります。
65歳以上で、原則として要介護区分が要介護1以上で、寝たきり又は障害者に準ずる状態にあると認められる人

根 拠 法 令 等

所得税法

関 係 発 行 物

高齢者サービスのご案内「いきいき」
障害者のためのサービス一覧

実 績 表

障害者控除認定件数

(単位：件)

年度	地区 区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
29	非該当	0	3	0	1	1	5
	障害者控除	18	30	17	22	12	99
	特別障害者控除	39	33	19	40	17	148
30	非該当	1	0	0	0	0	1
	障害者控除	22	9	18	15	5	69
	特別障害者控除	41	20	28	39	14	142
元	非該当	0	0	0	0	0	0
	障害者控除	12	11	10	16	8	57
	特別障害者控除	20	10	28	39	10	107
2	非該当	0	0	0	0	0	0
	障害者控除	3	8	11	14	3	39
	特別障害者控除	23	15	15	21	8	82
3	非該当	0	1	0	0	0	1
	障害者控除	6	10	2	9	7	34
	特別障害者控除	14	17	14	22	11	78

(各年度末日現在)

介護給付	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者及び障害児の福祉増進を図るとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。 内 容 日常的に介護が必要な障害者（児）に対し、次の支援を行います。 (1) 居宅介護 (2) 重度訪問介護 (3) 同行援護 (4) 行動援護 (5) 療養介護 (6) 生活介護 (7) 短期入所 (8) 重度障害者等包括支援 (9) 施設入所支援 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

訓練等給付	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者及び障害児の福祉増進を図るとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。 内 容 障害者が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、次の支援を行います。 (1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練） (2) 就労移行支援 (3) 就労継続支援A型 (4) 就労継続支援B型 (5) 就労定着支援 (6) 自立生活援助 (7) 共同生活援助（グループホーム） *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

障害児通所支援	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 児童福祉法に基づき、障害児が心身ともに健やかに育成されるよう、必要な訓練や支援等を行います。 内 容 集団生活への適応や生活能力の向上のため、次の支援を行います。 (1) 児童発達支援 (2) 医療型児童発達支援 (3) 放課後等デイサービス (4) 居宅訪問型児童発達支援 (5) 保育所等訪問支援 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

相談支援	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 障害者（児）が地域で安心して日常生活及び社会生活を送ることができるよう、障害者等の立場に立って相談支援を行います。 内 容 障害者の地域生活への移行や地域生活の継続のための支援を行います。また、障害者（児）が障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用するに当たり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成を行います。 (1) 一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援） (2) 特定相談支援（計画相談支援） (3) 障害児相談支援 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

移動支援	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。 内 容 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の1つとして、区と協定を締結した居宅介護事業者等が、ヘルパーを派遣し、障害者等の外出の支援を行います。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

身体障害者手帳	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 身体障害者手帳は、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づき、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付されます。 身体障害者手帳の交付を受けた人は、自立支援医療（更生医療）の給付や施設への入所、補装具費の支給等の各種福祉サービスを受けることができます。 内 容 (1) 対 象 者 身体障害者福祉法別表に定める障害を有する人 (2) 障害種別 ① 視覚 ② 聴覚、平衡機能 ③ 音声、言語・そしゃく機能 ④ 肢体不自由 ⑤ 心臓機能 ⑥ じん臓機能 ⑦ 呼吸器機能 ⑧ ぼうこう又は直腸機能 ⑨ 小腸機能 ⑩ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 ⑪ 肝臓機能 (3) 障害程度 1～6級（肢体不自由には7級もありますが、7級の障害1つのみでは手帳は交付されません。） (4) 申請方法 下記の書類をそろえ、各総合支所区民課に申請します。その後、東京都知事あてに進達しています。 ① 手帳交付申請書 ② 都道府県知事指定医の診断書・意見書 ③ 撮影後1年以内の写真 ④ マイナンバーカード等 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

愛の手帳（知的障害者）	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 知的障害者（児）の保護と自立支援を図るとともに、社会の理解と協力を深めるため、東京都が全国に先がけて設けた制度で、本人又は保護者の申請に基づいて交付しています。なお、国の制度として療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。 内 容 (1) 対 象 者 知的機能の発達遅滞のある人 (2) 障害程度 1～4 度 (3) 申請方法 18歳未満の人は港区児童相談所へ、18歳以上の人は東京都心身障害者福祉センターへ申請します。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

精神障害者保健福祉手帳	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 精神障害の人が、様々な支援を迅速かつ有効に活用できるようにし、社会復帰と自立、社会参加の促進を図ります。 内 容 精神障害者保健福祉手帳は、精神障害の人が一定の障害があることを証明するもので、認定された場合は、該当等級（1～3 級）によって様々な福祉サービスを受けることができます。 申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

身体障害者福祉相談	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 身体障害者福祉法により、福祉事務所は、身体障害者の福祉に関する実情の把握に努めるとともに、身体障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導と、これに付随する業務を行います。 内 容 各総合支所区民課には、身体障害者福祉司及び地区担当員が配置され、身体障害者手帳の取得及び自立支援医療（更生医療）、補装具費、職業等の各種相談に応じます。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

知的障害者福祉相談	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 知的障害者福祉法により、福祉事務所は、知的障害者の福祉に関する実情の把握に努めるとともに、知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導と、これに付随する業務を行います。 内 容 各総合支所区民課には、知的障害者福祉司及び地区担当員が配置され、障害者支援施設等への入所・通所及び職業、医療保健、生活、教育等の各種相談に応じます。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

目 的

身体障害者が手術等によって障害の程度を軽くしたり取り除いたりすることにより、日常生活能力や職業能力の回復や獲得を目的として行う医療で、知事の定める指定医療機関において給付します。

内 容

(1) 対 象 者

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人で、東京都心身障害者福祉センターにおいて医療の給付が必要と判定された人（ただし、心臓（更新のみ）、じん臓、小腸、肝臓（更新のみ）及び免疫機能障害の医療給付判定は、各指定自立支援医療機関からの要否意見書に基づき区が行います。）

(2) 支給対象となる障害区分

- ① 視覚障害によるもの
- ② 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
- ④ 肢体不自由によるもの
- ⑤ 心臓、じん臓、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
- ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

(3) 給付内容（下記に関する費用）

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ④ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送（医療保険により給付を受けることができない人の移送に限ります。）

(4) 給付の範囲

医療保険の給付又は他の公費負担制度の適用がある場合は、その残額（本人の負担分）が給付の対象となります。

(5) 実施方法

各総合支所区民課に申請書、指定医の意見書（概略書）等を提出し、自立支援医療受給者証の交付を受けて、指定自立支援医療機関で医療の給付を受けます。自立支援医療（更生医療）の費用は、区から東京都国民健康保険団体連合会等を通じて医療機関に支払います。

(6) 自己負担

原則、医療費の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されています（生活保護を受給している人は自己負担なし）。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

障害者（児）紙おむつの給付及びおむつ代の助成

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

障害者（児）に、より快適な日常生活を送ることができる生活環境を提供するとともに、家族の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを給付しています。

なお、区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院している人に対しては、おむつ代を助成しています（限度額：月額 10,000 円）。

※ただし、同じ月に紙おむつの給付とおむつ代助成との併用はできません。

内 容

(1) 対 象 者

身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度又は精神障害者保健福祉手帳 1 級で、3 歳以上 65 歳未満の人

※介護保険の対象となる人は含まれません。

(2) 給付内容

紙おむつの支給対象商品の中から給付限度の範囲内で選択します。

(3) 給付方法

委託業者が月 1 回指定の場所に配送します。

(4) 利用者負担

月額 500 円

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

寝具の乾燥が困難と認められる障害者（児）の寝具を乾燥消毒し、臥床環境を改善することにより、福祉の増進を図ります。

内 容

- | | | |
|-------------|--|------|
| (1) 対 象 者 | 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、寝具の乾燥が困難と認められる人 | |
| (2) 実 施 回 数 | 年12回（うち1回は水洗い） | |
| (3) 利用者負担 | 寝具1組（乾燥消毒） | 150円 |
| | 掛布団1枚（水洗い消毒） | 300円 |
| | 敷布団1枚（水洗い消毒） | 300円 |
| | 毛布1枚（水洗い消毒） | 50円 |

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

身体機能が損なわれた身体障害者等に補完又は代替する用具を支給し、障害者の日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

身体障害者手帳の交付を受けた人又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等の人で、東京都心身障害者福祉センター等で補装具の購入が必要と判定された人

(2) 補装具種目

- ① 視覚障害者用 視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡（矯正・弱視・遮光）、コンタクトレンズ
- ② 聴覚障害者用 補聴器
- ③ 肢体不自由者用 義手、義足、装具（上肢・下肢・体幹・靴型）、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、座位保持装置
- ④ 内部障害者用 車椅子
- ⑤ 重度障害者用 意思伝達装置
- ⑥ 児童用（①～⑤のほか）座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
- ⑦ 難病患者等用 車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴等

(3) 実施方法

申請に基づき、内容を審査（判定）の上、支給決定し、補装具費支給券を交付します。この支給券によって、指定業者から購入、貸与、修理をします。

(4) 自己負担

原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得によって月の負担上限があります（生活保護、区民税非課税世帯は自己負担なし）。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

在宅の障害者（児）に対し、日常生活用具及び住宅設備改善費を給付等し、日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

- ① 区内に居住する身体障害、知的障害又は精神障害者で、原則として障害種別における障害程度が重度の人。ただし、給付種目によっては、障害程度に達していなくても必要と認められる人
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等で、給付が必要と認められる人

(2) 給付等種目

① 日常生活用具

（給付）特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練用ベッド、浴槽（湯沸器含む）、訓練・姿勢保持用具、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、知的障害者支援具、杖、移動・移乗支援用具、温水洗浄便座、火災警報器、自動消火装置、電磁調理器、音響案内装置、屋内信号装置、ガス安全システム、環境制御装置、視覚障害者支援具、聴覚障害者支援具、音声ＩＣタグレコーダー、食事用自助具、調理用自助具、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、音声式体温計、視覚障害者用体重計、ルームクーラー、空気清浄器、エアークッション、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、携帯用会話補助装置、パーソナルコンピューター、情報通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、フラッシュベル、会議用拡聴器、携帯用信号装置、人工喉頭、点字図書、大活字図書、ＤＡＩＳＹ図書、ストーリーマシンの装具、紙おむつ・さらし等、収尿器、人工鼻、電磁波防護服、生活用品自助具

② 住宅設備改善

小規模住宅改修、中規模住宅改修、ハンズフリー住宅改修、屋内移動設備、階段昇降機、ホームエレベーター、難病小規模住宅改修、電動式ドア開閉装置

※①②とも、給付等種目により、対象者及び基準額が異なります。

(3) 実施方法

申請に基づき、内容を審査の上、給付決定し、日常生活用具又は住宅設備改善給付券を交付します。それにより、指定業者から納入又は施工を受けます。

(4) 自己負担

原則、給付内容の１割の自己負担があります。ただし、所得によって月の負担上限があります（生活保護、区民税非課税世帯は自己負担なし）。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

自動車運転免許取得費助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 障害者が第一種運転免許を取得しようとする場合、取得に要する経費の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。 内 容 (1) 対 象 者 区内に引き続き3か月以上居住している人で、次の要件に該当する人 ① 運転免許適性試験に合格した人で、3級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人、4度以上の愛の手帳の交付を受けている人。ただし、内部障害については4級以上、下肢又は体幹に係る障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、歩行が困難な人 ② 道路交通法第96条第1項に規定する運転免許試験の受験資格を有する人 ③ 本人の前年分所得税額が40万円以下の人 ④ 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない人 (2) 内 容 教習所（練習所）入所料、技能・学科教習料、受験料、教材費及び排気量等の限定解除に直接要する費用を対象とし、前年の所得税額に応じて164,800円まで（排気量等の限定解除の費用については20,600円まで）を助成します。 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

自動車改造費の助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 障害者が自分で運転する自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。 内 容 (1) 対 象 者 区内に住所を有し、現に居住している人で、次のいずれにも該当する人 ① 下肢又は体幹等の身体障害者手帳の交付を受けた人であって、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車を改造する必要がある人 ② 本人又は扶養義務者等の前年の所得が所得制限基準内の人（特別障害者手当と同じ） (2) 内 容 操向装置及び駆動装置等の改造費用として、原則、対象者1人につき1台に限り、133,900円までを助成します（所得制限あり）。 *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

車椅子使用者が容易に同乗又は昇降できる福祉車両の購入費の一部を助成することにより、在宅の車椅子使用者の外出を支援し、社会生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

- ・ 区内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた常時車椅子使用の人又はその同居の親族
 - ・ どちらも前年の所得が所得制限基準内の人（心身障害者福祉手当と同じ）
- ※福祉車両に同乗する人が、施設に入所等をしている場合は対象になりません。

(2) 内 容

1 件につき300,000円まで助成します。
ただし、中古車の場合は、300,000円と購入費用の5分の1に相当する額のいずれか少ない額とします。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

心身障害者（児）訪問電話	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 重度の心身障害者（児）世帯に対し、保健福祉支援部内に設置した電話相談センターから定期的に電話訪問することによって、安否を確認するとともに各種の相談に応じます。 内 容 (1) 対 象 者 ① 重度の心身障害者（児）で外出困難な人 ② 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で昼間重度以上の心身障害者のみの世帯 ③ 心身障害者のみの世帯（いずれかが重度の世帯）で同居者が病弱者又は児童のみの世帯 ④ 常時介護を要する重度心身障害者（児）をかかえる世帯 (2) 電話相談員 非常勤職員（高齢者電話相談センターと兼務） *当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照	

身体障害者等事業者方式救急通報システム	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 身体障害者や難病り患者が家庭内で急病などに陥ったとき、あるいは一定時間トイレの利用が無い場合に、専門の警備員が出動して安否の確認や救助等を行い、安全を確保します。 内 容 (1) 対 象 者 区内に住所を有する18歳以上65歳未満の人で、 ① 身体障害者手帳1・2級のひとり暮らし等の人 ② ひとり暮らし等の難病の人 (2) 内 容 緊急通報システム、火災安全システム、ライフリズムシステム（※）を一式で設置し、緊急の場合、火災発生時等に事業者（警備会社）に通報します。 ※ライフリズムシステム…一定時間トイレを使用しなかった場合、自動的に通報するシステム (3) 費 用 利用者負担 月額 400円 （生活保護受給者及び住民税非課税者は無料） *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

障害者（児）徘徊探索支援	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 徘徊行動のある知的障害者（児）等に対し、GPSを利用した位置情報探索機による探索サービスを行い、徘徊障害者（児）の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 内 容 (1) 対 象 者 中度以上（愛の手帳１～３度）の知的障害者（児）又は自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の障害者（児） (2) 利用者負担 GPS端末機 月額 500円 現場急行サービス １回 3,000円 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

心身障害者（児）福祉理美容サービス	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 理美容店へ出かけることが困難な障害者（児）に、理美容サービス登録カードを交付し、理容師・美容師による出張サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに家族の介護の軽減を図ります。 内 容 (1) 対 象 者 ① 東京都重度心身障害者手当を受給している人 ② 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳１級の人 ③ 愛の手帳１度の人 (2) 利用者負担 １回 500円 (3) 利 用 方 法 理美容サービス登録カード（利用回数年６回まで）を交付し、港区福祉理容協力店名簿（52店舗）・港区福祉美容協力店名簿（30店舗）に登載された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

目 的

ひとり暮らし等で食事の調理や食材の調達が困難な障害者に対し、栄養バランスのとれた食事を居宅に訪問して提供することにより、障害者の栄養管理や健康維持の一助とし、在宅障害者の福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

区内在住の65歳未満で、食事の調理が困難な次の要件のいずれかにあてはまる人

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人（以下「障害者」という。）でひとり暮らしの人
- ② 障害者のみで世帯を構成する人
- ③ 障害者と高齢者のみで世帯を構成する障害者

(2) 利用者負担 1食 270円～480円

(3) 実施回数 1週間に7回まで、昼食又は夕食を配食します。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

入浴サービス

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

自宅や公衆浴場での入浴が困難な障害者（児）に対し、入浴サービスを行うことにより健康・衛生保持の一助とするとともに家族の介護の軽減を図ります。

障害状況等により、巡回入浴車による方法と施設入浴（機械入浴・介助入浴・家族入浴）による方法があります。

内 容

種 類	内 容	対 象 者	備 考
機械入浴	全介助が必要な人に対して、障害保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の機械浴室で入浴介助を行います。	・身体障害者手帳 1・2 級の人 ・愛の手帳 1・2 度の人	専用車による送迎があります。
介助入浴	自力移動が可能で、一部介助が必要な人に対して、障害保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の家族浴室で、障害の状況に応じた入浴介助を行います。	・身体障害者手帳 1・2 級の人 ・愛の手帳 1・2 度の人	必要に応じて専用車による送迎があります。
家族入浴	障害保健福祉センター内の家族浴室で、家族等の介助により入浴することができます。	・身体障害者手帳 1・2 級の人 ・愛の手帳 1・2 度の人 ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の人	家族等の介助により入浴できることが条件です。
巡回入浴	巡回入浴車を派遣し、居宅において特殊浴槽を用い、家族の立会いのもと入浴サービスを行います。	・身体障害者手帳 1・2 級の人 ・愛の手帳 1・2 度の人	

費 用 無料

利用日等 ① 施設入浴 月～土曜日午前10時～午後5時の枠内で、相談の上、決定します。

② 巡回入浴 相談の上、決定します。

申込手続 申請書、承諾書、医師の意見書（家族入浴は除く）の提出が必要です。

そ の 他 ① 医師から入浴を許可されていることが必要です。

② 原則として、介護保険サービスの対象者は除きます。

③ 当日の利用者の健康状態により、入浴が困難な場合は、サービスの提供をお断りすることがあります（例：感染症にり患している場合など）。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

障害者世帯等が、NHK放送受信料の免除基準に該当することの証明を行います。

内 容

(1) 対 象 者

〔全額免除〕

- ① 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、身体障害者手帳の交付を受けている人がいる場合
- ② 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、愛の手帳の交付を受けている人がいる場合
- ③ 世帯員のいずれもが住民税を課税されていない世帯で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる場合

〔半額免除〕

- ① 世帯主で受信契約者である本人が、視覚障害又は聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- ② 世帯主で受信契約者である本人が、身体障害者手帳1・2級の交付を受けている場合
- ③ 世帯主で受信契約者である本人が、愛の手帳1・2度の交付を受けている場合
- ④ 世帯主で受信契約者である本人が、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合
- ⑤ 世帯主で受信契約者である本人が、戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者で、障害程度が特別項症から第1款症である場合
(※令和4年4月1日現在によるものです。)

(2) 内 容

各総合支所区民課で証明を受けた免除申請書を、NHK営業所又は集金職員に提出し、減免を受けます。

※戦傷病者の場合は、東京都福祉保健局生活福祉部計画課援護恩給担当
(電話5320-4078)で証明します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

タクシー利用券の給付	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 歩行困難な障害者（児）に、タクシー利用券を給付することにより、生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ります。 内 容 (1) 対 象 者 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚１～３級の人、内部障害１級の人、呼吸器機能障害１・３級の人 愛の手帳 １・２度の人 精神障害者保健福祉手帳 １級の人 (2) 給付方法 ◎新規申請者は、各総合支所区民課窓口で給付 ◎継続して利用する人は障害者福祉課から郵送 (3) 給 付 額 年44,000円分 （ただし、７月～９月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、１月～３月の新規申請は11,000円） ※自動車燃料費の助成との併給はできません。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

自動車燃料費の助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 障害者（児）の使用する自動車に係る燃料費の一部を助成することにより、障害者（児）の生活圏の拡大及び経済的負担を軽減し、社会活動の促進を図ります。 内 容 (1) 対 象 者 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚１～３級の人、内部障害１級の人、呼吸器機能障害１・３級の人 愛の手帳 １・２度の人 精神障害者保健福祉手帳 １級の人 (2) 助 成 額 年44,000円以内 （ただし、７月～９月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、１月～３月の新規申請は11,000円） ※タクシー利用券との併給はできません。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

補助犬の給付

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者へ補助犬を給付し、自立と社会参加を促進します。区は申請の受付をしています。

内 容

(1) 対 象 者

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている人で、おおむね1年以上都内に居住しており、支障なく補助犬の飼育ができる人

- ・盲導犬…視覚障害1級
- ・介助犬…肢体不自由1・2級
- ・聴導犬…聴覚障害2級

(2) 実施方法

東京都が給付決定した人に、委託団体が育成、訓練を行った補助犬を無償で給付します。

(3) 所得制限

世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が77,000円未満であること。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

重度脳性麻痺者介護事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 重度脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ります。 内 容 (1) 対 象 者 区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級の脳性麻痺者 (2) 介護者及び介護回数 家族を介護者とし、1日を単位として月12回まで (3) 認定申請 あらかじめ登録が必要です。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 たん吸引、経管栄養等の医療的ケアを必要とする重度の身体障害者（児）が、登録事業者による医療保険の訪問看護と併せて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護、重度訪問介護又は地域生活支援事業の移動支援（以下「居宅介護等」という。）を利用する場合に、区独自の加算をすることにより、質の高いサービスの提供を確保し、もって重度の身体障害者（児）の福祉の増進を図ります。 内 容 (1) 対 象 者 区内に住所を有し、次の①～③のいずれにも該当する人（介護保険の要介護認定を受けた人は除く。） ① 身体障害者手帳1級又は2級であること。 ② 居宅介護等を利用していること。 ③ たん吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要で、登録事業者による訪問看護を利用していること。 (2) 内 容 医療的ケアの必要な人に、看護師による居宅介護等の提供を行います。 (3) 利用者負担 無し（ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護等の提供に係る費用について、所得額に応じた利用者負担あり） (4) 助 成 額 登録事業者に対して助成 区内事業者：30分当たり1,000円、区外事業者：30分当たり1,150円 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

目 的

重度障害児の長期休業中（夏・冬・春休み）の日中活動の場を確保し、レクリエーション等の集団活動の支援を行うことにより、重度障害児及びその保護者等の福祉の増進を図ることを目的とします。

内 容

特別支援学校等に通学する小学校1年生から高校3年生までの重度障害児（医療的ケア児を除く）を対象に、長期休業中の居場所を確保し、レクリエーション等の集団活動の支援を行います。

※令和3年3月までは「医療的ケア児を含む小学校4年生から高校3年生までの重度障害児」が対象

(1) 実施日時

- ① 夏休み （週3回程度） 13時30分～17時
- ② 冬・春休み（計4回） 13時30分～17時

※土曜日事業は令和3年2月廃止

(2) 実施場所 障害保健福祉センター

(3) 定 員 10名 ※令和2年度までは定員20名

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

医療的ケアを必要とし、家族が在宅で介護を行っている重症心身障害児（者）等について、自宅に看護師又は准看護師を派遣し、家族に代わり一定時間のケアを行うことにより、重症心身障害児（者）等とその家族の福祉の向上及び就労支援の促進を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

区内に住所を有する以下のいずれにも該当する人（ただし、介護保険の要介護認定を受けている人を除く。）

- ① 重度の知的障害（愛の手帳１・２度程度）があり、かつ、重度の肢体不自由（身体障害者手帳１・２級）がある人、または、以下のいずれかの医療的ケアを受けている児童

・人工呼吸管理 ・気管内挿管、気管切開 ・鼻咽頭エアウェイ
・酸素吸入 ・６回／日以上頻回の吸引 ・ネブライザー６回／日以上または継続使用 ・中心静脈栄養 ・経管（経鼻・胃ろうを含む）
・腸ろう、腸管栄養 ・継続する透析（腹膜灌流を含む） ・定期導尿３回／日以上（人工膀胱を含む） ・人工肛門

- ② 家族等による在宅介護を受けて生活している人

- ③ 看護による医療的ケアを受けている人又は必要としている人

(2) 内 容

自宅に看護師又は准看護師を派遣し、家族が日頃行っている医療的ケア及び療養上の世話を家族に代わって提供します。

(3) 利用者負担（１回当たり）

（単位：円）

世帯の課税状況	２時間利用	２時間 30 分 利用	３時間利用	３時間 30 分 利用	４時間利用
生活保護受給世帯及び 区民税非課税世帯	0				
〔障害者の場合〕 区民税所得割16万円未満 の世帯	370	460	550	640	740
〔障害児の場合〕 区民税所得割28万円未満 の世帯	180	220	270	310	360
上記以外の世帯	1,500	1,880	2,200	2,630	3,000

上記のほか、衛生用品等の実費相当分は利用者負担となります。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

在宅の重度障害者（児）に対し、障害により特に必要とされる負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより福祉の増進を図ります。

内 容

1 特別障害者手当

(1) 対 象 者

重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の
人。ただし、病院等に3か月を超えて入院している人、施設に入所してい
る人は対象外になります。原則、医師の診断書に基づいて判定します。

(2) 支 給 額

月額 27,300円（本人、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている
ときは、支給を停止します。）

(3) 支給方法

2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。

2 障害児福祉手当

(1) 対 象 者

重度の障害があるため、日常生活において常時の介護が必要な20歳未満
の人。原則、医師の診断書に基づいて判定します。

ただし、施設に入所している人、障害を理由とする公的年金を受給して
いる人、聴覚の障害により申請する場合、補聴器及び人工内耳の電源を切
った状態で音声を認識できる程度の人、運転免許の適性試験に合格してい
る人は対象外になります。

(2) 支 給 額

月額 14,850円（本人、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている
ときは、支給を停止します。）

(3) 支給方法

2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。

3 経過的福祉手当

(1) 対 象 者

昭和61年4月の特別児童扶養手当の支給に関する法律等の改正に伴う経
過措置として手当を受給している人（新規の認定はありません。）

(2) 支 給 額

月額 14,850円

(3) 支給方法

2月、5月、8月、11月に指定の金融機関に振り込みます。

所得限度額表

(令和4年4月現在)

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すご とに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※別に扶養義務者の所得限度額も設けられています。

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

重度心身障害者手当（都制度）

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

心身に特に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする人に手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

65 歳未満の障害者（児）が次のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、東京都心身障害者福祉センターから重度心身障害者の判定を受けた人。

ただし、3か月を超えて入院している人、施設に入所している人は対象外となります。

- ① 重度の知的障害と著しい精神症状が重複している人
- ② 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人
- ③ 重度の四肢体幹機能障害（座位困難）の人

所得限度額表

（令和4年4月現在）

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1 人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※対象者が 20 歳未満の場合は、扶養義務者又は配偶者の所得が判定の対象となります。

(2) 支 給 額

月額 60,000 円

(3) 支給方法

東京都が毎月、指定の金融機関に振り込みます。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

心身障害者福祉手当（区制度）

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

心身に障害のある人に、心身障害者福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

65歳未満で次の①～⑤のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、施設に入所していない人

ただし、65歳以上で平成13年7月分の手当を受給した人のうち、①～⑤のいずれかの要件に該当し、かつ前年の所得が所得限度額以内で、施設に入所していない人は対象者になります。

- ① 身体障害者手帳1～3級
- ② 愛の手帳1～4度
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級
- ④ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症
- ⑤ 難病の医療費助成を受けている人

所得限度額表

（令和4年4月現在）

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	1人増すごとに加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	380

※対象者が20歳未満の場合は、扶養義務者又は配偶者の所得が判定の対象となります。

(2) 支 給 額

月額 15,500円（ただし、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度の人は月額7,750円）

(3) 支給方法

指定の金融機関に年3回（4月、8月、12月）振り込みます。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

車椅子使用や寝たきりの障害者（児）、又は知的障害者（児）に対し、港区福祉キャブ利用カードを交付し、その乗車料金の一部を補助することにより、社会参加を助長し、福祉の向上を図ります。

内 容

(1) 対 象 者

65歳未満で、次の要件に該当する人

身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚 1～3級の人
内部障害1級の人 呼吸器機能障害1・3級の人
愛の手帳 1・2度の人

(2) 運行台数

1台

(3) 利用方法

- ① 港区福祉キャブ利用カードの交付を受けます。
- ② 運行委託業者に利用者が原則として利用日の前日までに直接申し込みます。

(4) 運 賃

普通車タクシー料金と同じ

(5) 介助人利用助成

介助人を利用した場合、介助人利用料（1人）の2分の1に相当する額を助成します。

(6) 乗車地域

原則東京都内（発着地のいずれかが東京23区、武蔵野・三鷹地区）

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

心身障害者及びその介護人が、都内に路線を有する民営バスの割引を利用することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

内 容

心身障害者本人及び介護者を対象に、乗車割引証を交付します。なお、定期乗車券を購入する場合は、定期券割引購入申込書（3割引）を交付します。

(1) 対 象 者

身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている人及びその介護人

(2) 内 容

各総合支所区民課の窓口で心身障害者民営バス乗車割引証（普通乗車用・介護人付）の交付を受け、乗車の際に割引証を提示して5割引の割引料金を支払います。

※身体障害者手帳・愛の手帳所持者が単独で利用する場合は、手帳を提示するだけで割引を受けられます。

※愛の手帳の交付を受けている人が介護人付で乗車する際の割引証は、18歳以上は東京都心身障害者福祉センター、18歳未満は港区児童相談所でも交付します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

有料道路障害者割引制度	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 身体障害者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合、又は重度の身体障害者手帳若しくは、重度の愛の手帳の交付を受けている人を乗せて運転する場合に、東日本高速道路株式会社の割引基準に該当することの証明を行っています。 内 容 (1) 対 象 者 ① 身体障害者手帳の交付を受けている人が自分で運転する場合 ② 重度（※１）の身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている人を乗せて運転する場合 ※１…身体障害者手帳又は愛の手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄に「第１種」と記載されている人です。 (2) 対象車両 障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する乗用車１台（営業車、法人所有は除く。）又は排気量125cc を超えるバイク (3) 利用方法 ・料金を支払う際に、手帳（※２）を提示の上料金を支払います。 ・ＥＴＣの場合は、登録されたＥＴＣカードを登録されたＥＴＣ車載器に挿入してＥＴＣレーンを通行します。 ※２…申請により手帳に割引対象であることを証明するシールを貼付します。利用者は東日本高速道路株式会社に郵送にて申込みます。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

自立支援医療（精神通院医療）	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 在宅の精神障害者の通院医療費を助成することにより、適切な医療を給付します。 内 容 自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害者が治療に専念できるための制度です。自立支援医療費及び保険制度併用により、通院医療費自己負担が原則１割になりますが、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額があります（生活保護、非課税世帯は自己負担なし）。 申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

難病等医療費助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 難病等医療費助成の対象疾病にり患し、基準を満たしていると認定された人に、その治療に係る医療費等の一部を公費で負担します（都独自の制度においては、生活保護などで医療費等助成されている人は対象外）。 内 容 (1) 実施主体 東京都（区では申請を受け付け、東京都知事あてに進達し、認定結果を管理しています。） (2) 対象疾病（令和４年４月１日現在） 国疾病 338疾病 都単独疾病 8 疾病 特定疾患治療研究事業対象疾病 4 疾病 特殊医療費助成対象疾病 2 疾病 B型・C型ウイルス肝炎治療 5 治療法 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

小児精神障害者入院医療費助成	各総合支所区民課 保健福祉支援部障害者福祉課
目 的 精神疾患のために精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の人に対して、医療費を助成することにより、その医療の確立と普及を図り、あわせて患者の医療費の負担軽減を図ります。 内 容 精神科病床における入院医療費について、高額療養費の支給を受けた上での保険医療費自己負担分の助成の申請を受け付け、東京都知事あてに進達しています。ただし、入院時食事療養費（標準負担額相当）は自己負担となります。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

短期入所事業

各総合支所区民課
保健福祉支援部障害者福祉課

目 的

在宅の常時介護を必要とする障害者（児）のいる家庭で、介護を行う人の疾病その他の理由がある場合に、障害者（児）の入浴、排せつ又は食事の介護を短期間の入所において支援します。

内 容

(1) 対 象 者

障害福祉サービス受給者証の交付を受けている人で、障害支援区分1以上の身体、知的又は精神障害がある人

(2) 利用期間

支給決定された日数

(3) 実施施設

- ・ 障害者支援ホーム南麻布（令和2年3月1日開始）
- ・ 障害保健福祉センター（令和2年4月1日開始）
- ・ 精神障害者支援センター（令和3年6月1日開始）

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

児童手当・特例給付

各総合支所区民課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

児童を養育している人に児童手当等を支給することにより、家庭等における生活の安定に役立てるとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。

内 容

(1) 対象者

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している人

(2) 手当額（児童1人当たりの月額）

（令和4年4月現在）

区分	所得制限内の 場合	所得制限を 超える場合
0～3歳未満まで（一律）	15,000円	5,000円
3歳～小学校修了までの第1子及び第2子	10,000円	
3歳～小学校修了までの第3子以降	15,000円	
中学生（一律）	10,000円	

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数（人）	0	1	2	3	1人増す毎に 加算
所得限度額（千円）	6,220	6,600	6,980	7,360	380

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

児童扶養手当

各総合支所区民課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（心身に中度以上の障害のある場合は20歳未満）を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父又は母がいないか、父又は母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から10月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらない出生

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)		0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額 (千円)	全部支給	490	870	1,250	1,630	2,010	2,390	380
	一部支給	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	380

※平成30年8月から、全部支給の所得限度額が改定されました。

(2) 手当額（月額）

（令和4年4月現在）

児童数	1人の場合	2人の場合	1人増す毎に加算
全 部 支 給 (円)	43,070	10,170 加算	6,100
一 部 支 給 (円)	43,060～10,160	10,160～5,090 加算	6,090～3,050

※所得に応じて10円刻みで変動

※手当額は毎年物価スライドにより改定されます。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

精神又は身体に障害のある児童の福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対象者

20歳未満の障害児を養育する父若しくは母又は児童を養育する人（児童に父母がいなか、父母が養育をしていない場合）で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 「愛の手帳」1・2・3度程度
- ② 「身体障害者手帳」1・2・3級程度及び一部4級（下肢の一部のみ）程度
- ③ 長期間安静を要する病状、重度の内部障害又は重度の精神障害により日常生活に著しい制限を受ける児童
※障害の程度により「重度」「中度」に認定が分かれる（所定の診断書により認められる程度）

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に 加 算
所得限度額(千円)	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,496	380

(2) 手当額（月額）（令和4年4月現在）

1級 児童1人につき 52,400円

2級 児童1人につき 34,900円

※手当額は毎年物価スライドにより改定されます。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

児童育成手当（育成手当）

各総合支所区民課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

手当を支給することにより、ひとり親家庭の児童の福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらない出生

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に加算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手当額（月額）（令和4年4月現在）

児童1人につき13,500円

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

児童育成手当（障害手当）

各総合支所区民課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

手当を支給することにより、障害のある児童の福祉の増進を図ります。

内 容

(1) 対象者

20歳未満で障害のある児童を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されていない児童を扶養する人で、児童が次の要件に該当し、かつ前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）中の所得が所得限度額未満の人

- ① 「愛の手帳」1・2・3度程度
- ② 「身体障害者手帳」1・2級程度
- ③ 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数(人)	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に 加 算
所得限度額(千円)	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504	380

(2) 手当額（月額）（令和4年4月現在）

児童1人につき15,500円

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

子ども医療費助成

各総合支所区民課
子ども家庭支援部子ども家庭課

目 的

子どもの医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ります。

内 容

中学校３年生（１５歳に達する日以後の最初の３月３１日）までの子どもの医療費を助成します。

（１） 助成の対象者

次の要件に該当する子どもの保護者

- ① 保護者・子どもが港区に住所を有すること
- ② 日本の公的な健康保険に加入していること

（２） 助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費の自己負担分（入院時の食事療養費を含む）を助成します。

＊当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ります。

内 容

ひとり親家庭等の保護者と児童の医療費を助成します。

(1) 助成の対象者

次のいずれかの要件に該当し、健康保険に加入しているひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者とその児童（18歳に達する日以後最初の3月31日まで〈ただし、児童に障害がある場合は20歳未満まで〉）で、かつ前々年の所得が所得限度額未満の人

- ① 父母が離婚している
- ② 父又は母が死亡している
- ③ 父又は母が重度の障害を有する（身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度、重度の精神障害）
- ④ 父又は母が生死不明である
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母がDV保護命令を受けている
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧ 婚姻によらない出生

所 得 限 度 額 表

扶養親族等の数（人）	0	1	2	3	4	5	1人増す毎に 加 算
所得限度額(千円)	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820	380

(2) 助成の範囲

病院等で健康保険による診療を受けた時に支払う医療費（入院時の食事療養費を除く）を助成します。

- ① 住民税非課税世帯の場合、支払う医療費の自己負担分を助成します。
- ② 住民税課税世帯の場合、支払う医療費の自己負担分から一部負担金相当額を控除した額を助成します。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

目 的

子どもの出産に係る費用の一部を負担することにより、子育てする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境整備を図ります。

内 容

(1) 助成の対象者

出産した子どもの保護者で次の全ての要件に該当する人（所得制限なし）

- ① 子どもを出産した日以前から出産後も港区に住所があり、申請日において引き続き1年以上港区に居住していること
- ② 生まれてきた子どもも出生日から港区に住所があり、保護者と同居していること

ただし、外国籍の対象者が、日本国外で出産した場合、出生後初めて日本に子どもの住民登録をした日から、申請者の住所に子どもの住民登録があり申請日において同居していること

- ③ 母が日本の公的な健康保険に加入していること

(2) 助成の範囲

出産に係る分娩費及び入院費等73万円を限度として、その額から出産育児一時金等を差し引いた額を助成します。多胎の場合、73万円に子どものうち1人を除いた子ども1人につき40万円を加算した額が限度額となります。

*当事業の詳細内容及び実績は「港区の子ども・家庭支援」を参照

狂犬病予防

各総合支所区民課
みなと保健所生活衛生課

目 的

狂犬病の予防を図ります。

内 容

飼い犬の登録、狂犬病予防集合注射、注射済票の交付を行っています。

実 績 表

狂犬病予防注射済票交付数

(単位：件)

年度	地区 区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
29	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	10,684
	注射済票 交付数	1,025	1,886	671	1,683	1,228	6,493
30	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	11,076
	注射済票 交付数	1,038	1,886	918	1,974	1,253	7,069
元	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	10,666
	注射済票 交付数	1,060	1,926	793	1,777	1,256	6,812
2	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	11,494
	注射済票 交付数	760	1,630	696	1,583	1,311	5,980
3	飼い犬の 登録頭数	-	-	-	-	-	12,288
	注射済票 交付数	889	1,684	821	2,071	1,606	7,071

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

咬傷犬事故処理

各総合支所区民課
みなと保健所生活衛生課

目 的

咬傷事故による狂犬病の感染の有無を確認するとともに、飼い主への指導により、事故の再発を防止します。

内 容

咬傷事故の通報があった場合、飼い犬の場合は「事故発生届出書」を飼い主に提出させ、狂犬病の有無について獣医師の検診を受けさせています。また、飼い主不明の犬で捕獲されたものについては、動物愛護相談センターで検診を実施しています。

実 績 表

咬傷事故届出件数 (単位：件)

地区 年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
29	0	4	0	0	0	4
30	0	2	0	2	1	5
元	1	5	2	0	2	10
2	1	3	2	3	2	11
3	0	5	3	2	0	10

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

母子訪問指導

各総合支所区民課
みなと保健所健康推進課

目 的

新生児、乳児及び妊産婦に対して、訪問により、妊娠、出産及び育児に関する様々な相談支援等を実施するとともに、母子の心身状態等を的確に把握した上で適切な支援の提供に結びつけることにより、育児不安の軽減や虐待予防を図ります。

内 容

- (1) 新生児等訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問）、妊産婦訪問指導
出生通知書より把握したおおむね生後120日以内の新生児、乳児及び妊産婦に対して、委託した助産師または総合支所保健師が、家庭訪問により育児相談、産後の体調の相談・母子保健サービスの紹介等を行います。
- (2) 未熟児訪問指導
2,000g 未満等で生まれた乳児に対して、委託した助産師または各総合支所保健師が家庭訪問により、退院後の育児相談・発達相談・母子保健サービスの紹介等を行います。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

養育医療

各総合支所区民課
みなと保健所健康推進課

目 的

未熟児は一般の新生児に比べて機能が未熟であり、疾病にもかかりやすく、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があります。そのため、養育に必要な医療の費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。

内 容

医療を必要とする未熟児に対して医療費助成を行います。

実 績 表

養育医療申請状況

(単位：件)

地区 年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
29	3	4	2	0	19	28
30	6	5	5	5	12	33
元	1	1	4	1	19	26
2	2	1	0	2	13	18
3	1	0	1	5	16	23

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

目 的

障害のある児童及び結核にかかっている児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行います。また、医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。

内 容

(1) 育成医療

身体に障害のある児童に対して、日常生活に必要な能力を得るために必要な医療の給付を行います。

(2) 療育給付

結核にかかっている児童に対して、入院を促し、専門的な医療の給付及び、この間に必要な日用品、学用品の給付を行います。

* 当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

小児慢性疾患医療費助成

各総合支所区民課
みなと保健所健康推進課

目 的

慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付、その他の事業を行います。

内 容

心疾患・膠原病など小児慢性疾患のための保険医療費の自己負担分の助成のための申請の受付を行います。

実 績 表

小児慢性疾患医療費助成申請状況 (単位：件)

地区 年度	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合 計
29	20	11	6	25	32	94
30	16	16	9	23	26	90
元	10	12	4	14	18	58
2	3	5	5	18	11	42
3	10	5	5	17	24	61

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容は「港区の保健衛生」を参照

母子健康手帳の交付

各総合支所区民課
みなと保健所健康推進課

目 的

妊産婦、乳幼児の健康の保持増進等、母子保健の向上を図ります。

内 容

妊娠の届出があった妊婦に対し、母子健康手帳を交付します。その際、妊婦健康診査受診票・母親学級の案内等の入った「母と子の保健バッグ」「妊娠子育て情報ファイル」を交付して、母子の健康を守るための各種サービスが受けられるよう、情報提供を行っています。

根 拠 法 令 等

母子保健法第 16 条

実 績 表

母子健康手帳交付状況 (単位：件)

年度	地区 区分	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	台場分室	合 計
29	新規交付	825	687	390	681	921	33	3,537
	受付件数	958	768	434	757	1,067	47	4,031
30	新規交付	664	629	362	698	853	20	3,226
	受付件数	769	704	410	781	982	27	3,673
元	新規交付	665	658	347	658	840	25	3,193
	受付件数	857	803	422	794	1,144	34	4,054
2	新規交付	570	628	323	634	794	19	2,968
	受付件数	674	699	375	700	898	24	3,370
3	新規交付	521	549	321	530	798	21	2,740
	受付件数	616	614	387	584	930	23	3,154

(各年度末日現在)

*当事業の詳細内容及び実績表は、「港区の保健衛生」を参照

都外医療機関、助産院（都内、都外を問わない）での妊婦健康診査又は新生児聴覚検査費用助成及び多胎妊婦健康診査費用助成（都内、都外を問わない）	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課
目 的 妊婦健康診査受診票又は新生児聴覚検査受診票が使用できない都外医療機関、助産院での受診者に対して、費用の一部を助成することにより、都内医療機関受診者との費用負担の公平化を図ります。 多胎妊婦健康診査費用助成については、単胎妊娠の場合よりも、頻回の妊婦健康診査が推奨される多胎妊婦に対し、費用の一部を助成します。 内 容 妊婦健康診査受診票又は新生児聴覚検査受診票の使用は、都内の委託医療機関に限られます。都外の医療機関、助産院（都内・都外を問わない）で妊婦健診を受診した場合又は都外の医療機関で新生児聴覚検査を受診した場合は、費用の全額が自費になるため、申請により費用の一部を償還払いの方法で助成します。 多胎妊婦健康診査費用助成については、妊婦健康診査受診票 14 回分を超えて、自費で受診した際（都内、都外を問わない）に要した費用の一部を助成します。（15 回目から 19 回目までに自費で受診した分が対象になります。） ※新生児聴覚検査費用助成に関しては平成 31 年 4 月開始 ※多胎妊婦健康診査費用助成に関しては令和 3 年 4 月開始 ※当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照	

健康手帳の交付	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課
目 的 健康の保持増進に必要な事項を記録し、自らの健康管理への関心を高めます。 内 容 みなと保健所、各総合支所、高齢者支援課、国保年金課、いきいきプラザの窓口や事業において、20 歳以上の区民の希望者に交付します。 ※当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照	

精神保健福祉事業	各総合支所区民課 みなと保健所健康推進課
目 的 こころの病気の早期発見、早期治療の促進、社会適応の援助のほか、区民のこころの健康の保持・増進を図るほか、こころの病気に対する関心と理解を深めるため普及啓発を行います。 内 容 こころの病気や精神的問題を抱える本人及びその家族に対する相談・助言を行います。精神科医による相談は月4回、保健師による相談は随時行っています。また、必要に応じて各総合支所の保健師による訪問を行っています。 普及啓発活動として、講演会を開催しています。 家族への正しい知識の提供と、家族同士の交流の場として、家族会を開催しています。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照	

保健師・助産師・看護師・管理栄養士学生実習の受け入れ	各総合支所区民課 みなと保健所保健予防課 みなと保健所健康推進課
目 的 公衆衛生における保健所の役割と地域保健活動の理解促進を目的として医療技術系学生の保健所実習を行います。 内 容 保健所活動の概要説明と各職種の現場実習及び施設見学などにより、保健所機能と地域保健活動の実際を学ぶ場を提供します。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照	

内 容

保健師は、乳幼児から高齢者まですべての年代の区民を対象に活動しています。

保健師活動は、区民がより健康で質の高い生活を送ることができるように、あらゆる健康問題に対して人々の持っている力を引き出し、自ら問題解決できるよう継続的に行う活動です。

また、個人・集団・地域への働きかけを通じて、地域全体の健康の向上をめざしています。活動の方法としては、(1)個別の支援活動(2)健康診査等の事業を通じての保健指導(3)地域における活動などがあります。

(1) 個別の支援活動

① 家庭訪問

区民等の生活の場である家庭などを訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、健康保持のための相談及び日常・療養生活指導等を行っています。

② 所内相談

来所した区民等に対して、健康上の不安や疑問、育児や生活上の悩みなどの相談・助言を随時実施しています。また、様々な医療費助成申請時の面接も行っています。

③ 電話相談

相談者が気軽に利用でき、悩みや不安を相談できる有効な手段であり、随時実施しています。また、必要に応じて面接や訪問などへつなげています。

④ 関係機関との連携

区民の健康な生活を支援するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携しています。

(2) 健康診査等の事業を通じての保健指導

保健師は、健康教育、健康診査、結核健康診断、エイズ・性感染症検査及び相談等の事業を実施しています。

特に乳幼児健康診査や成人健康診査等においては、健康相談を実施するとともに、各総合支所と保健所が連携をとり、健診後のフォロー等を実施しています。

(3) 地域における活動

各種講座の開催、家族会・育児グループ等の発足や活動に向けての助言・支援を実施しています。また、各総合支所では児童館・子育て施設等との連携による母子保健活動や地区独自の事業等を立ち上げ、地域の健康の向上を目指す活動をしています。

(4) 感染症の防疫対応

結核や新型コロナウイルス感染症等に対して、積極的疫学調査やサーベイランスを行うとともに、感染拡大防止のための指導や教育・相談支援を行います。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健衛生」を参照

目 的

憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

内 容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 生活扶助 | 衣食、光熱水費その他日常生活に必要な費用 |
| (2) 住宅扶助 | 家賃、地代等の費用 |
| (3) 教育扶助 | 義務教育に必要な学用品、教材、学校給食費等の費用 |
| (4) 医療扶助 | 原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた医療機関（指定医療機関）において医療の給付を行います。 |
| (5) 介護扶助 | 原則として、生活保護法等の規定に基づき指定を受けた介護サービス機関（指定介護機関）を通じて介護サービスを行います。 |
| (6) 出産扶助 | 出産に必要な費用 |
| (7) 生業扶助 | 技術を身につけたり、仕事を始めるのに必要な費用及び高等学校等への就学に要する費用 |
| (8) 葬祭扶助 | 葬祭のために必要な費用 |
| (9) 就労自立給付金 | 就労により自立した世帯に給付金を支給します。 |
| (10) 進学準備給付金 | 大学等に進学する世帯員に給付金を支給します。 |

※これらの給付は(4)、(5)を除き、原則として金銭で支給します。

※当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

就労支援事業

各総合支所区民課
保健福祉支援部生活福祉調整課

目 的

生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、就労支援員が就労に関する支援を行います。

内 容

就労支援員を配置

(1) 内 容

求人情報の提供、求職の支援、ハローワークへの同行、履歴書の書き方や面接の指導、その他就労に関わる相談等を専門的に行います。

また、就労経験のない生活保護受給者等に、短期・軽度の就労体験プログラムを実施します。

(2) 対 象

生活保護受給中の人、生活保護相談中の人

＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

生活保護受給者等就労自立促進事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
目 的 生活保護を受給している人等で、働く能力がありながら就労に結びついていない人を対象に、福祉事務所と公共職業安定所（ハローワーク）が連携して就労に関する支援を行います。 内 容 (1) 内 容 支援対象者ごとに福祉事務所とハローワークが生活保護受給者等就労支援チームを設置し、連携して就労支援を行います。 (2) 対 象 生活保護受給中の人、住居確保給付金受給中の人、生活保護相談中の人等 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

生活保護受給者等メンタルケア支援事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
目 的 精神保健福祉士等の専門的な知識を有する者を「メンタルケア支援員」として配置し、精神疾患等を有する人の自立への支援を行います。 内 容 メンタルケア支援員を配置 (1) 内 容 メンタルケア支援員は、対象者の自立を支援するため、ケースワーカー、相談員、嘱託医等と連携して以下の業務を行います。 ① 被保護者の自立に向けた個別支援 ア 日常生活支援 イ 社会生活支援 ウ 就労支援 ② ケースワーカー等へのアドバイス業務 (2) 対 象 生活保護受給中の人、生活保護相談中の人 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

調査訪問体制強化事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
目 的 年金受給権等生活保護以外の制度・施策の利用可能性を探る調査や資産の活用等を行う体制を強化して、生活保護受給世帯の自立への援助を行います。 内 容 生活福祉調整課に、調査訪問補助員及び年金専門調査員を配置 (1) 内 容 ① 資産活用方法調査 ② 年金受給権調査 ③ 扶養義務者調査 ④ 債務整理支援等 (2) 対 象 生活保護受給中の人、生活保護申請中の人 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

法外援護事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
目 的 生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯に対して、日常生活の安定・向上及び自立を図るため、法による扶助のほか、様々な法外援護を実施しています。 内 容 (1) 見舞金（夏季・冬季）を支給 (2) 出産に際し、祝品を支給 (3) 小学生、中学生、高校生に学童服及び運動衣の購入費用を支給（小学１年生、中学１年生、高校１年生のみ別途対応） (4) 小学生、中学生、高校生に夏季健全育成費（夏休みの野外活動等の参加費用）を支給 (5) 修学旅行が実施される学年に在籍する小学生、中学生、高校生に修学旅行支度金を支給 (6) 中学校を卒業し、高校に入学又は就職する生徒に高校学習支援金・就職支度金を支給 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

自立促進事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
目 的 生活保護を受給している世帯又は、受給している人に対して自立支援に要する経費の全部又は一部を支給することにより、保護を受給している人の自立の促進を図ります。 内 容 (1) 就労支援 (被服費・技能習得費・緊急一時保育料・就職活動用の携帯電話購入費) (2) 社会参加活動支援 (シルバー人材センター年度会費・ボランティア保険料) (3) 地域生活移行支援 (居宅清掃費用及び居宅環境整理サポート費用等) (4) 健康増進支援 (介護予防教室等参加費) (5) 次世代育成支援 (学習環境整備支援費・大学等進学支援費) *当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

被保護者健康管理支援事業	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
目 的 生活保護を受給している人に対し健康管理上の支援を行うことにより、生活習慣病等の重症化予防を図り、受給者の自立を支援します。 内 容 (1) 健康診査受診勧奨 40歳以上で生活保護を受給している人に対し、健康診査の受診勧奨を行います。 (2) 健康管理支援 生活保護を受給している人で、健康管理上の支援が必要な人に対し、医療機関の受診勧奨、保健指導及び生活支援等を行います。 *当事業の詳細内容は「港区の保健福祉」を参照	

生活相談	各総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
目 的 生活に困窮する人の相談に応じ、生活保護及びその他の援護について、必要な助言を行います。 内 容 生活困窮に至った経緯、生活状況などを聴き取り、生活保護制度の説明後、生活保護の対象となる人は、保護申請につなげます。生活保護の対象にならない人は、生活保護以外の社会資源の情報提供や助言を行います。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

中国残留邦人等支援給付事業	芝地区総合支所区民課 保健福祉支援部生活福祉調整課
目 的 中国残留邦人等は中国等に長期間残留を余儀なくされたことから、日本人としての義務教育を受ける機会もなく、今日においても多くの人が、日本語が不自由な状態です。また、帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分な状態です。 上記の特別な事情を鑑み、国は一定の要件を満たす中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金を満額受給することができるようになりましたが、それでもなお生活の安定が十分に図れない世帯に対して、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図ります。 内 容 世帯の収入が一定の基準に満たない人を対象に、生活保護とは別の制度ですが、生活保護制度の内容・金額等を準用して、支援給付を支給します。 平成 26 年 10 月から、中国残留邦人等の人が亡くなられた後に、支援給付を受けている特定配偶者に対して、配偶者支援金を支給しています。 また、中国語ができ、中国残留邦人等の問題に理解のある支援・相談員を 1 人配置しています。 ＊当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照	

目 的

路上生活者に対し、食事の提供等の応急援護を行います。また、自立支援センターなどを活用した社会的自立支援を行います。

内 容

(1) 食事の提供等

窓口に来所した路上生活者に対し、

- ① 食事の提供(栄養食)
- ② 就労等のための交通切符の交付
- ③ 医療機関での受診(特別診療券)を行います。

(2) 自立支援センター(都区共同による自立支援事業)

※23区内に5か所設置済み。

- ① 緊急一時保護 心身の健康回復と、本人の意欲、能力等の総合的な評価
- ② 自 立 支 援 就労による自立の支援

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

目 的

旧軍人・軍属の遺族等を対象にした国の特別給付金などの制度に対する申請受付を行います。

内 容

区で申請を受け付け、本籍地の都道府県で裁定され国庫債券として支給されます。

- (1) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
遺族年金や公務扶助料等を受ける遺族等がない場合に、3親等内の親族のうち、請求権の最高順位の1人に支給します。
- (2) 戦没者等の妻に対する特別給付金
遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する妻に対し支給します。
- (3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
傷病賜金や障害年金等の受給権を有する戦傷病者等の妻に対し支給します。
- (4) 戦没者の父母等に対する特別給付金
遺族年金や公務扶助料等の受給権を有する父母等で、戦没者以外に子も孫も有していない父母等に対し支給します。

*当事業の詳細内容及び実績表は「港区の保健福祉」を参照

索 引

あ

愛の手帳（知的障害者）	400
赤坂青山 美しいまち マナーのまち宣言	128
赤坂・青山会議～地元企業等による社会貢献ネットワーク～	107
赤坂・青山子ども共育事業	120
赤坂・青山シニアファッショニスタ～自分らしく素敵に～	125
赤坂・青山多世代交流促進事業	99
赤坂・青山ふれあいサロン	126
赤坂・青山みんなで学ぼうさい事業	109
赤坂・青山 Meet up プロジェクト	113
赤坂親善大使 魅力発信プロジェクト	115
赤坂地区版計画書の全体像	7
赤坂でつながり隊	110
あき地の適正管理	320
あざふ達人ラボ ～次世代へつなぐ麻布の魅力～	85
麻布地区版計画書の全体像	6
AZABU WORLD FESTA	90
あっぷリング高輪フェスティバル	135
Arc Island 竹芝	56

い

飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	93
いきいきプラザ・児童高齢者交流プラザ(あいぷら)	207
いきいきプラザ等地域訪問事業	233
育成医療・療育給付	439
一時保育	230
移動支援	399
違法置き看板ゼロ作戦	131
印鑑登録	327

う

運河と海辺の活用推進	182
運河に架かる橋りょうのライトアップ	188

え

エコ芝教室	55
NHK放送受信料減免対象世帯の証明	413
SKDs 学びのまちプロジェクト	183

お

屋外広告物	313
お台場発O・MO・TE・NA・SHI 事業	177
お台場ふるさとの海づくり事業	184
おもちゃライブラリー	77
親子でエコっとプロジェクト	92
「泳げる海、お台場」の実現に向けた取組	186

か

介護給付	397
介護保険の被保険者証の交付及び保険料の収納に関する事務	350
各種証明書等交付手数料収納事務	345
各総合支所課別事業別決算（令和3年度）	27
各総合支所「地域のできごと」	258
各総合支所の主な事務	15
各総合支所の組織及び現員	10
家具転倒防止器具等助成及び取付支援	263
学童クラブ	213
学童クラブ児童見守りシステム	220
河川等の管理	305
火葬（埋葬）・改葬許可	347

き

帰宅困難者対策の推進	262
救急情報の活用支援事業（救急医療情報キット）	377
狂犬病予防	436
共同住宅バリアフリー化支援事業	386
共同住宅防犯対策助成事業	268
橋りょうの整備・維持	297
緊急移送サービス利用助成事業	385
緊急一時保育	232
緊急児童居場所づくり事業	218

く

区設掲示板設置及び管理	259
区長と区政を語る会	202
区民協働スペース	204
区民交通傷害保険事業	242
区民参画組織 赤坂・青山地区タウンミーティング	
全体体系図	100
「赤坂地区版計画推進分科会」	101
「地域情報の発信・交流分科会」	102
「いきがいきづくり推進分科会」	103
赤坂青山「知伝活（ちでんかつ）」プロジェクト	104
「まちのお宝発掘プロジェクト」	106
区民参画組織 麻布を語る会	
全体体系図	79
「地域情報の発信分科会」	80
「麻布未来写真館分科会」	82
「麻布地区政策分科会」	84
区民参画組織 タウンミーティングTAKANAWA	
全体体系図	138
「地区版計画改定支援グループ」	139
「地域情報紙グループ」	140
「私が語る高輪今昔物語グループ」	141
「高輪みどりでつながるプロジェクト」	142

区民参画組織 港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト

全体体系図	163
「水辺のまち歩きプロデュース分科会」	164
「みどりでつなぐプロジェクト分科会」	166
「べいあっぷ編集部」	168
「地区版計画検討分科会」	170
区民センター関連事務	195
区民葬儀及び区民葬儀券の発行	348
区民の声の受付	201
訓練等給付	397

け

軽自動車税（種別割）の徴収事務	349
健康手帳の交付	442

こ

公園等の整備・維持[公園・児童遊園の維持等]	299
公園等の整備・維持[公園・児童遊園の整備]	298
公園等の整備・維持[緑地の整備・維持]	301
公園等の整備・維持[遊び場の整備・維持]	302
公害の規制・指導[公害苦情・相談]	281
後期高齢者医療制度（長寿医療制度）	360
咬傷犬事故処理	437
講談を活用した地域情報の発信事業	127
公的個人認証事務	336
高齢者会食サービス	382
高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成	383
高齢者救急通報システム	379
高齢者事業者方式救急通報システム	379
高齢者寝具乾燥等消毒	384
高齢者人材バンク事業	206
高齢者単身世帯実態調査	392
高齢者日常生活用具給付事業	387
高齢者の買い物支援	69
高齢者徘徊探索支援	381
高齢者配食サービス	382
高齢者福祉キャブ	385
高齢者福祉相談	378
高齢者福祉理美容サービス	383
高齢者訪問電話	378
高齢者補聴器購入費助成事業【令和4年度新規事業】	394
高齢者民間賃貸住宅入居支援事業	388
ご近所イノベーション学校～芝に幸せを呼ぶ人づくり～	63
国民健康保険医療費の一部負担金の減額・免除と徴収猶予	354
国民健康保険結核・精神医療給付金	358
国民健康保険高額療養費	355
国民健康保険高齢受給者証	359
国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給	358

国民健康保険その他の医療給付	353
国民健康保険料の減免制度	351
国民健康保険療養費	351
国民年金	364
戸籍関連事務	329
寿商品券等贈呈	390
子育てひろば等事業（あっぱい）	235
子ども医療費助成	433
子ども地域間交流事業～離れていても心は一つ！～	122
子どもの遊び場づくり事業[あそびのきち事業]	304
子どもの遊び場づくり事業[プレーパーク事業]	303
コミュニティバス乗車券の発行	376

さ

災害見舞金	244
在留管理制度・特別永住者制度	333

し

児童育成手当（育成手当）	431
児童育成手当（障害手当）	432
児童館・子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ等	209
児童館週末施設開放	212
自動車運転免許取得費助成	407
自動車改造費の助成	407
自動車燃料費の助成	414
児童手当・特例給付	428
児童扶養手当	429
芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト	189
芝浦港南地区版計画書の全体像	9
芝浦港南地区 歴史と文化の継承	159
芝地区のまちづくり[環状第二号線新橋・虎ノ門地区]	311
芝地区のまちづくり[汐留地区]	311
芝地区「地域情報誌編集会議」	67
芝地区版計画書の全体像	5
芝地区防災力向上プロジェクト	62
芝地区歴史・文化の発信	68
芝・ネイチャー大学校	72
芝 de Meet The Art～アートに親しむまち、芝～	52
芝BeeBee'sプロジェクト	71
住居表示	335
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等事業	418
重度障害児日中一時支援事業	417
重度心身障害者手当（都制度）	421
重度身体障害者（児）居宅生活支援事業	416
重度脳性麻痺者介護事業	416
住民基本台帳諸届	324
就労支援事業	446
出産費用助成	435

障害児通所支援	398
障害者控除対象者認定	396
障害者（児）紙おむつの給付及びおむつ代の助成	403
障害者（児）寝具乾燥等消毒	404
障害者（児）日常生活用具及び住宅設備改善費の給付等	406
障害者（児）徘徊探索支援	410
障害者配食サービス	411
小児精神障害者入院医療費助成	426
小児慢性疾患医療費助成	440
情報公開制度	203
証明書自動交付機	338
証明書コンビニ交付	340
自立支援医療（更生医療）	402
自立支援医療（精神通院医療）	425
自立促進事業	449
心身障害者医療費の助成（障制度）	362
心身障害者（児）福祉キャブ	423
心身障害者（児）福祉理美容サービス	410
心身障害者（児）訪問電話	409
心身障害者福祉手当（区制度）	422
身体障害者手帳	399
身体障害者等事業者方式救急通報システム	409
身体障害者福祉相談	401

す

水防[水防計画]	306
住まいの防犯対策助成事業	269

せ

生活安全活動の支援	
（１）港区生活安全協議会・生活安全活動推進協議会	264
（２）安全・安心まちづくり推進地区の取組(六本木地区)	265
（３）安全・安心まちづくり推進地区の取組(赤坂地区)	266
生活相談	450
生活保護事業	445
生活保護受給者等就労自立促進事業	447
生活保護受給者等メンタルケア支援事業	447
青少年対策地区委員会活動支援	275
精神障害者保健福祉手帳	400
精神保健福祉事業	443
清掃協力会支援事業	273
成年後見審判申立事業	391
戦没者遺家族援護	452

そ

総合支所関係施設一覧	18
総合防災訓練（地域訓練）	260
総合窓口調整	323

相談支援	398
------	-----

た

大学連携推進事業	145
たかなわ親子防災教室	148
たかなわ子どもコミュニティカレッジ	136
高輪情報局	155
高輪地区商店街にぎわいプロジェクト	151
高輪地区版計画書の全体像	8
高輪地区防災ボランティア育成事業	146
たかなわ防災コミュニティ向上プロジェクト	153
高輪ほっとひといき子育て支援事業	152
たかなわみんなのおしらせばん	137
タクシー利用券の給付	414
短期入所事業	427

ち

地域環境美化・みなとタバコルール推進	281
地域間子ども交流～あらたなはっけん あらたなきずな～	78
地域サロン「ちょこっと立ち寄りカフェ」	94
地域事業活性化プロジェクト	91
知生（ちい）き人養成プロジェクト	178
地域葬儀支援事業	243
地域で支え合う～アロマネットワーク～	73
地域デビューの集い	111
地域の魅力PR事業	180
地域をつなぐ！交流の場づくりプロジェクト	65
地区における高齢者のセーフティネットワーク構築	393
地区の政策形成	241
地区版計画書の政策とSDGsとの関係	4
地区まちづくりに係る支援制度	312
知的障害者福祉相談	401
中国残留邦人等支援給付事業	450
町会・自治会潜在力向上プロジェクト	149
町会・自治会の支援	247
調査訪問体制強化事業	448

て

電子申請サービス	344
伝統文化交流館	205
電話予約サービス	337

と

動物の愛護・管理	280
道路の維持[街路灯]	294
道路の維持[掘削道路復旧]	292
道路の維持[交通安全施設・坂名標識・公衆便所]	296
道路の維持[私道整備]	293

道路の整備[遮熱性舗装・保水性舗装の推進]	288
道路の維持[道路維持]	291
道路の維持[道路植栽]	295
道路の管理[占用]	285
道路の整備[細街路の整備]	290
道路の整備[電線類の地中化]	289
道路の整備[歩車共存道路の整備]	286
道路の整備[歩道の整備]	287
都営交通の無料乗車券の交付	375
都外医療機関、助産院（都内、都外を問わない）での妊婦健康診査又は 新生児聴覚検査費用助成及び多胎妊婦健康診査費用助成（都内、都外を問わない） ..	442
特別区民税の徴収事務	349
特別児童扶養手当	430
特別障害者手当等（国制度）	419

な

難病等医療費助成	426
----------------	-----

に

にぎわい商店街事業	
（１）コミュニティ事業	276
（２）商店街活性化事業	277
（３）地域連携型商店街事業	277
（４）商店街地域力向上事業	278
（５）商店街振興アドバイザー派遣事業	278
入浴サービス	412
認知症高齢者等おかえりサポート事業	380
認定こども園	225

ね

猫の去勢・不妊手術補助	279
-------------------	-----

は

ハクビシン等対策	281
----------------	-----

ひ

非自発的失業者の保険料の軽減措置	352
ひとり親家庭等医療費助成	434
被保護者健康管理支援事業	449

ふ

福祉車両（車椅子同乗用）購入費助成	408
ふれ愛まつりだ、芝地区！	51

へ

ベイエリア防災リンク事業	174
--------------------	-----

ほ

保育園	221
保育園であそぼう	226
法外援護事業	448
放課GO→クラブ	215
防災アドバイザー派遣	261
防災住民組織育成・地域防災協議会支援	260
放置自転車対策	314
防犯カメラ等の設置支援等	267
保健師活動	444
保健師・助産師・看護師・管理栄養士学生実習の受け入れ	443
母子健康手帳の交付	441
母子訪問指導	437
補助犬の給付	415
補装具費の支給	405

ま

マイナンバーカード（個人番号カード）交付	342
----------------------	-----

み

みずベネット	190
水辺のまちサーキュラーLAB.	172
水辺フェスタ	175
みずまちプロデュース事業	171
みどりでつなぐプロジェクト事業	187
みなとキャンプ村	274
港区アドプト・プログラム	308
港区基本構想について	3
港区災害対応マニュアルに基づく個別訓練（災対地区本部の設置・運営）	234
港区チャレンジコミュニティ大学	144
港区保育室事業	228
みなとパーク芝浦ふれあい交流事業	160
みなと保育サポート事業	237
未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～	74
民営バス乗車割引証	424
民生委員・児童委員の支援	368
みんなでまちをよくする「ミナヨク」	89
みんなとパトロール	270

む

無料入浴券の給付	374
----------	-----

も

もっと地域を豊かにする芝地区戦略会議（芝地区区民参画組織 芝会議）	57
-----------------------------------	----

ゆ

有料道路障害者割引制度	425
-------------	-----

よ

養育医療	438
要介護・要支援認定（申請）	395
養護老人ホーム入所措置	389
よちよち子育て交流会	116

り

リサイクル団体助成	272
緑化推進[ビオトープづくりの推進]	310
緑化推進[みどりの育成]	309
緑化推進[みどりの普及・啓発]	310
緑化推進[みどりの保護]	309
臨時運行許可関係事務	349

れ

歴史と文化がつなぐ地域交流事業	176
-----------------	-----

ろ

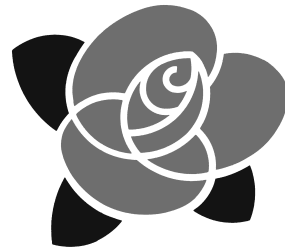
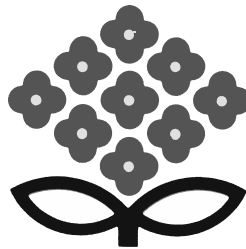
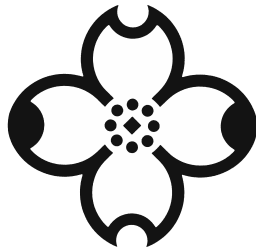
老人クラブの活動助成	271
老人性白内障の手術に係る特殊眼鏡等費用の助成	361
路上生活者対策事業	451
六本木安全安心プロジェクト～ルール違反ゼロの六本木へ～	87

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ

区の花 アジサイ

区の花 バラ



港区の地域行政（総合支所） 令和4年度（2022年度）版 事業概要

令和4年（2022年）8月発行

編集・発行 港区 芝地区総合支所管理課
麻布地区総合支所管理課
赤坂地区総合支所管理課
高輪地区総合支所管理課
芝浦港南地区総合支所管理課

発行番号 2022054-1215



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

